

平成21年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成21年3月16日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉原 透恭	水野 浩	坂田 修	佐藤 修
高笠原晴美	石川 信生	馬場 節男	

4. 欠席委員

久田 義章

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	野々山敏雄	福祉課長	辻 和見
子ども課長	毛受 秀之	保険健康部長	久米 正己
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	伊豫田 豊
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	山岡 久
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	高木 実		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第4号	知立市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	原案可決
議案第5号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例	〃
議案第10号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第11号	平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第13号	平成20年度知立市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第14号	平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第15号	平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第17号	平成21年度知立市一般会計予算	〃
議案第18号	平成21年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第21号	平成21年度知立市老人保健特別会計予算	〃
議案第22号	平成21年度知立市介護保険特別会計予算	〃
議案第23号	平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第26号	知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
議案第27号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第6号）	〃
請願第1号	「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正を もつてるめ請願書	不採扱

午前10時00分開会

○佐藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は15件、すなわち議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、請願第1号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第4号 知立市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号について、挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

おはようございます。

せっかくこういうふうに資料を出していただいておりますので、きょう提出の資料についてまず説明を受けたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○長寿介護課長

私どもの方から提出させていただきました書類が2部ございまして、1部が激変緩和対象者の保険料の上昇状況というA4の用紙の紙が1枚と、もう一枚は、限度額から見た介護保険在宅サービス利用率という平成19年の3月末と平成20年3月末の資料を提出させていただきました。

それで、資料の説明ですけど、A4版の方につきましては、従来の6段階方式から9段階方式に変えさせていただくというものでございます。基準額の年額保険料が第3期につきましては3万5,400円のもの、第4期の基準額が3万8,400円と年間につきまして3,000円保険料を上昇させていただくというものでございます。

もう一枚のA3版の大きい用紙のものにつきましては、本会議の質疑の方で出ました利用額に対する利用率を求めた表の形で作り直させていただきました。よろしくお願いたします。

○高笠原委員

ちょっと表題だけ読んでいただいて、中身についてちょっとこういうところがというようなところをピックアップして少しお話しください。

平成19年度末、平成20年度末とかね、それはわかります。中身に触れてないようですので、中身を少し説明していただければと思いますが。

○長寿介護課長

それでは、A3版の利用率の方を説明させていただきます。

この表の見方なんですけど、利用人数が上段に書いてありまして、2番目が利用額です。3番目が限度額ということで、この限度額というのは一番表題のところによ支援1から支援5まで4万9,700円から35万8,300円という形になっておりますので、この限度額につきましては、利用人数に限度額単価を掛けたものが限度額になっております。それで、利用額と限度額を割りましたものが利用率というような形になっております。

それで、第1段階の平成19年3月末のものが利用率が60.12、平成20年の3月末のものが66.95です。第2段階も同じような形で削減させていただいております。利用率は59.25が49.36と7ポイント

トほど下がっております。3段階につきましては50.09が54.97と約5ポイントほど上昇しております。4段階につきましては59.86、58.77とほぼ同等かなという形でございます。5段階に当たりましては、従前62.85のものが50.28と12ポイントほど下がっております。6段階につきましては60.92、91.04とほぼ同等な状況でございます。

それで、全部の6段階の全部の方の在宅の利用率を考えてみますと、平成19年末は59.49のものが平成20年末は56.03と3ポイントほど下がっております。この下がっている状況下につきましては、中の内容そのものにつきましては、診療月で拾っておりますので、この3月分についてはこのような結果が出たということしかお答えできませんので、各すべての月ごとに出すということは非常に難しいものですから、今後とも毎年3月末のものを事前につくるようにはさせていただきます。よろしく願いいたします。

○高笠原委員

A3版の方はわかりましたが、A4の方をお願いいたします。

○長寿介護課長

まことに済みません。それでは、説明させていただきます。

A4用紙の方ですが、3期の第1段階と4期の第1段階の対象者の方は変わりございません。生活保護を受けてみえる方、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税世帯の人が第1段階でございます。

第2段階につきましては、3期と4期とも対象者は変わっておりません。世帯全員が市民税非課税の人で前年の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の方でございます。

第3段階につきましても3期、4期とも対象者の制限は変わっておりません。対象となられる方は、世帯全員が市民税非課税の人で第2段階に該当しない人です。

それで、第4段階の方が4期につきましては4段階と5段階に分かれます。第3期におきましての対象者の方は世帯のだれかに市民税が課税され

ているが、本人は非課税の方です。その方が4期におきましては、80万円というラインをつくりまして、新しい第4段階の方は本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる方で、年金所得とほかの所得がある方がありますので、その所得を加算しまして80万円以下の方が新4段階の方です。新5段階の方は、本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる方です。年金と他の所得の合計所得が80万円を超える場合でございます。

第3期の5段階の方は、本人が市民税課税で前年の合計所得が200万円未満の方です。その5段階の方が第4期におきましては新6段階、新7段階という形の二つに分かれます。新6段階の方は、本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方でございます。新7段階は本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方です。第3期の6段階の方は、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人です。

それで、第4期になりますと新8段階、新9段階という2段階に分かれます。新8段階の方は、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の方です。新9段階の方は、本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人です。

これでA4版の説明をさせていただきました。

○高笠原委員

中身の説明を受けましたが、これを全部理解するには大変なことだなというふうで思いました。

それで、右側のところに影響額っておりますが、そのところを少し説明していただけますか。こいは、ただ第3期と4期の違いの金額だけですか。

○長寿介護課長

それでは、現在今お手元に配付させていただいておる資料といいますものが第3期の人数といいますものが下に書いてありますとおり、平成21年2月末の保険料を賦課をさせていただいた方の述べ数です。ですから、途中で転出された方とかお亡くなりになられた方がございますので、4期の人数の1万900人より多くなっておりますことをまずそういう差があるということはこの表の中に

出ております。

それで、影響額はどのぐらいありますかといいますと、今ここの表の中で積算した数値を持っておりませんので、どれだけ全体の額が上がるということはお答えできませんけど、ここで顕著に見えるのが4段階の方の基準額の方の中で、新4段階に移行される方については2,800円、年額減額になる方と3,000円年額がふえてしまう方がいます。

それと、第5段階におきましては新6段階、新7段階の方に移行されますので、年額で100円減額になられる方と年額で3,800円増加してしまう方がいますということで、その数値につきましては、計画人数のところに記載されている方の数になります。

それで、単純にここの減変緩和の対象者の方だけを同じ所得金額で第4期、ことしの4月以降ですと、所得が全然変わらない条件であれば、どのぐらいの保険料が上がるかと言われれば約440万円ぐらい、正確に最後の数字まで話しさせていただければ442万4,600円が増加となります。

○高笠原委員

またわからないところは個々にお聞きさせていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願いします。

今、説明を受けまして、第4期の保険料上昇状況というものを細かく説明していただいたわけがありますけれども、この表の影響額を見ただけでも大変な数字ですよ。いわゆる所得が変わらないとしても442万4,600円、こういうものがこの介護保険者の人たちに負担になってくると、こういうことですね。基本的に3期のときには基準額が3万5,400円だったものが3万8,400円になって、そこでもう上がってるわけですから、こういうふうで全体的に上がってきていると言えかなと思います。

それで、中にはマイナスになる人もいますが、押しなべてプラスになる人が大変多いと、こういう結果が442万4,600円にあらわれてきたと、こういうふうに思いますが、そのところはどうか

でしょうか、こういう考えは。

○長寿介護課長

私の説明の仕方が大変悪くて、まことに済みません。

今、私がお話しした数量というのは、激変緩和の対象者の方ですね、その方たちだけの影響額がそれだけということで、ほかの方につきましては、例えば第1段階の方につきましては影響額年額1,500円なものですから、1,500円に人数分ですね、例えば人数ございしますが、それを掛けていただいただけが上昇するという感じになりますので、押しなべて言えば、もっと保険料は上がります。

激変緩和対象者の方だけの影響額を先ほど述べさせていただきました。ですから、対象となる方は969名の方の影響額です。

○高笠原委員

今、969名と言われたのがこの激変緩和で上昇に影響を受ける人と、こういうふうで理解させていただいていいですね。

それで、各段階のところには、さっきも言いましたように基準額が第4期で上がってるわけですから、皆さんのところにも保険料の値上げというものには影響があるわけですよ。そのところは計算がされてないのでしょうか。

○長寿介護課長

済みません。そこまでちょっと資料をつくることを忘れてしまったものですから、ちょっとお答えできません。

○高笠原委員

細かくでなくても、例えば第4段階ではどのぐらい、第5段階ではどのぐらいだとか、今回提案されてるのが第9段階まであるわけですのでね、それはわからないですか。

○佐藤委員長

しばらく休憩とします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

積算する方法としましてはできますので、少しお時間をいただければ積算したものをお出しすることはできます。

○高笠原委員

時間を取らせてもいけませんので、それは別として提出していただきたいと思うんですけども、今も言いましたように、激変緩和についてはここだけ人数抽出してこのようにおっしゃったわけですけども、第3期のところでこぞずっと人数書いてありますよね。こういう人たちについて、ここでも全部あがってくるわけですよ。そういうのが同じ第4段階のところでもいろいろと今、所得非課税こういうお話もされましたけれども、そういうことから基本からしての影響力というのが出てくるわけですし、そこのところを知りたかったわけなんです。そこがわからないのであれば、ちょっと介護保険ほかにもありますのでね、そのところでまたお聞きしたいと思いますので、その点はよろしいでしょうか。

○長寿介護課長

ただいまお手元に配付をさせていただきましたものにつきまして、第4段階の方は新4段階と第5段階に分かれまして、総トータル数で第4段階の方は3期におかれましては3,438名と52名と81名を足した方が第4段階に現在います。

それで、第4期になりますと、新4段階と新5段階になりますので、新4段階になられる方が2,191人、新5段階になられる方が1,395人みえますので、影響というのが現在の4段階の方が2,191人が2,800円の減額となり、1,395人の方が年額3,000円の増額となる。

それで、激変緩和を受けてみえる方の52人の方ですが、この方は新第4段階の方に移行されます。それで、第4段階の3段階からの対象者の81人の方は新5段階の方に移行されます。

それで今、私が述べさせていただいた金額というのが所得が全然変わらなくて同じ条件の場合としか算出できませんので、昨年の収入で第4期の

平成21年度は課税させていただきますので、所得が変動があった場合につきましては違うかもしれませんが、同じ収入で変わらない場合ということでよろしく願いいたします。

それで、5段階の方で第2段階から5段階に上がってる激変緩和の6名の方につきましては、新6段階の方に移行される予定でございます。3段階から移行された402名の方は新6段階です。第4段階からの対象の428名の方も新6段階の方に移行になるというような所得結果になっております。

○高笠原委員

いろいろと説明をされたんですが、いまいちょっとのみ込めません。それで私は、第3期のところにね、例えば第4段階で52名こうやっていらっしゃる方たちは年額2万9,300円ですよ。それが3万2,600円、3万8,400円と、こういうふうでその影響額というものはこちらでも書いてあるように3,300円が9,100円になっているわけですよ。すべてこれ影響してるわけですよ。今も言われた第5段階の人で新6段階に行く人が6人いて、こういうような説明もされましたけれども、保険額の年額第3期よりもこれだけ上がっているわけですよ、第4期比べただけで。

だから、おっしゃられた、所得が変わらないという計算のもとでやった969名の422万4,600円だけが影響してるということではなくて、第3期から第4期に保険料を変えたことによって、すごく大きな影響が市民にあるということは言えるんじゃないですか。422万4,600円だけではないということが言えるのではないかと、こういうふうに思うんですが、これは違いますか。第3期のところに人数書いてありますね。この人たちが、今も言われましたけれども、例えば第5段階のところでも新6段階に行くとかと言われたけれど、8,700円と1万2,600円年額こうやって影響額が出るわけで、今言われた数字のところだけではないと。全部のところに影響が出るんだということが言えるのではないですか。たまたま三角のところがあるけれども、それは違うんですか。

○長寿介護課長

御質問者がおっしゃられるとおりでございます。これは金額的に保険料は上げさせていただくということがおのずと保険給付費に応じて保険料を定めさせていただきますので、給付費が全然伸びなければ保険料を上げる必要はございませんけど、推計では給付費が伸びますので、それで保険料を上げさせていただくということなものですから、御理解をお願いしたいと思います。

○高笠原委員

それは基本ですよ。

それで今こういうふうで、すごく大きな影響額が出ると、こういうことがわかりました。今回の第4期の保険料が2,950円月にいたしまして基準で3,200円のことので250円のアップというのが皆さんのところにすごい影響があるということがわかったわけですが、本会議の中でも質問させていただきましたが、厚生労働省の通達、これを踏まえて考えていただきましたでしょうかというそういう質問をさせていただきました。それでお答えとしては、今後のため調整弁として残しておくんだと。全部使っちゃったら、あと一気に上がってしまうからと、こういうふうに言われました。

しかし、今も御説明があったように、これだけの人にこの不況の中で影響が出てくるということは、やはり厚生労働省の通達を私は重視をしてもいいのではないかと、こういうふうに思いますし、第3期の認定、そしてこの利用料こういうもの、それから第4期の認定、こういうものから見て私はサービスの限度額も余り使われてない、この間のときには65.5%というお話がありましたけれども、こういう状況からいって認定も下げられて、そして利用も少ない、そういうふうになってくればますます基金がたまっていくと、こういうふうな状況にあると思うんですね。2期、3期、ここでこういう状況から基金が少しずつたまってきたということであるわけです。その基金のたまったふえていくと、そういうふうには私は今後もそういうふうになるのではないかなと思いますので、今

後この基金についての見通し、これをどのように思っているか、考えてらっしゃるか、そのところをお聞きしたいと思います。

○長寿介護課長

現在保有している基金なんですけど、多分今年度末2億1,500万円ぐらいが残高になると思います。

それで、新しく介護従事者の特例基金ということで、その分につきましては、平成21年度、平成22年度充当、予算にもあがっておりますけれども2,000万円程度、国の方からいただけますので、それが充当していきまして、4期におきましては9,400万円ぐらい基金を取り崩す予定でございますので、来年度の収支が三角にならないければ第5期において1億円ぐらいの基金の残高があるではなかろうかと思っております。ですから、第4期におきましては、9,400万円程度基金は減少すると思っております。ですから、保険料は上げさせていただいても基金は積み上がっていくということはないと思っております。

○高笠原委員

もう一つの方で限度額から見た介護保険の利用率というものが出てますね。押しなべて皆さん限度額いっぱい使ってらっしゃるわけじゃなくて、第4期については下がってきて、第4期といいますか、昨年1年前から比較しますと下がっているということがありますね。ふえてるところもありますけれども、全体的に下がってきています。

この利用率、これから見ても、私は今言われたのがちょっと解せないんですが、認定もこの間ときには15人を抽出してモデル事業をやってみたけれども、余り認定に差はなかったと、こういうふうに言われましたけれども、15人ではどうかなと、そんなふうに思いました。

ただ、人口で人数が決まってるということでしたのでね、そこから15人の数から上にいくということはないでしょうけれども、決まっただけの人数だけでモデル事業をやったのでは、本当に正しい評価ができるのかなというのが大変疑問に思うと。介護を利用している人たち、認定を受けている人たちの人数からいけば、わずか15人の調査だ

けで評価をしていいのかということが私は一つ疑問に思います。

それで、一般的に言われているのが、やっぱり第4期については認定が低くなる。そして、サービスに特に低所得のところには大変なことになるから利用をする人が少なくなってくるということで、これからもやはり介護保険を使わせないようなこういう仕組みがつけられてきているので、保険料が上がっていけば基金がふえていくと。そしてまた未納者も出てくると、こういう状況になると、こういうふうにするんですけども、その点は部長、どんなふうにお考えでしょうか。

○保険健康部長

まず、認定のモデルの事業の関係でございますけれども、知立で行ったのはわずか15人ですけども、全国では3万人を超える人数のモデル事業を実施しておりまして、その3万人の調査の結果が、本会議でも御説明申し上げましたように、国は、ほぼ現行と変わらないということでございます。

ですから、知立だけ15人だけ見れば、それは全国平均と比べると多少乖離はあるかも知れませんが、それはたまたまその15人がそうであったからということで、全国の3万人をサンプルでとったモデル事業の結果としては現行とさほど差はないということでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

それから利用率は、これはあくまでもこの表は平成19年の3月と平成20年の3月と一月分しか取られておりませんので、年間を通じたものを見てみないとはっきり利用率が下がっているのかどうかということ、この表からはわかってまいりません。ただ給付費は年々伸びておことは確かでございますので、その割合が認定者がふえたことによってさらに利用率も認定者はふえるんですけども利用率は減ったことによって給付が伸びているのか、認定者もふえ、利用率もふえているのか、その辺あたりはちょっとまだ検証しておりませんが、さほど利用率が下がっているというようなことはなかるうかというふうには私思っ

おりますし、それと、ここに書いてあるのはあくまでも在宅サービスだけでございますけども、第4期の事業計画の中では、最終年度の平成23年には小規模特養29人ぐらいの施設もできます。それと初年度からは、この4月からは小規模だけの施設も始まります。そういったことが保険給付の増の要因にもなっておりますので、保険給付が下がるということはありません。必ず伸びていきます。

そういったことで、第5期の介護保険料につきましても、当然、今の制度が変わらない限り第1号被保険者の原則20%ですか、これが下げられない。つまり公費負担がたくさん入らない限り、前も本会議でありました調整交付金ですか、こういったものがたくさん入ってこない限りは保険料というのは自然にふえていくものではないかと。これは制度上のそういった一つの制度上そういったふうになってということだというふうに思いますので、これを下げるとすれば要介護認定を受けられないような介護予防を充実させるということが一番大事なことかなということだというふうに思います。

○高笠原委員

言われたことも確かにということですね。

ただ、本会議の中でも言わせていただきましたけれども、極端な例だけれどもといって紹介をしたこともありますね。それで、今までは認定調査員の人たちが気づいた点を特別に認定段階において書き込むところもいろいろと減ってきたり、また、調査項目でふえたところもありますけれども、調査項目も減ってきて認定の上ではちょっと困るなという、こういうこともあるということも事実ですよ。

それで今、厚生労働省の通達があったけれども、それはわかっていたけれども全部そこを突くようなことをしたんではということですね、取り崩した金額も言われました。それで、とりあえず厚生労働省の通達どおりの基金を全部使った場合はどのぐらいの保険料になって、時期にどう影響があるかという計算はしていただいております。

すでしょうか。もしわかりましたら教えてください。

○保険健康部長

ざっとではありますけれども、基金1億円を取り崩しますと月額で約230円ほど下がります。

したがって、今回250円を上げましたので、残りを全部取り崩せば230円下がる。したがって20円ぐらいのアップですか。ただ、1億円ちょっとありますので、ほぼ2,950円のままにいけるといふふうに思っております。

それで、もしこれを全部取り崩してしまうとすると現行どおりの1,950円になるわけでありませうけど、それが第5期において、第5期が第4期と全く同じ条件だとしますと、もう基金がないわけですから基金取り崩すわけにはいきません。そうすると3,465円ということになりますので、515円の値上げということになりまして、これは今申し上げたように、第4期と全く同じ条件ということですので、保険給付の伸びであるとかそういったことも一切考えておりません。しかし、現実には給付の伸びもありますし、被保険者の負担も制度が始まったときは17%、第2期が18%、第3期が19%、第4期が20%というふうに1%ずつ上がってきておりますので、第5期もどうなるかわかりません。もしこれが21%というふうなことになるれば、もっと上がるということがございます。

○高笠原委員

御披露いただいたんですが、政府の言っていることは、いわゆる今の経済状態の激変緩和措置としてのこういう通達だったと、そういうふうに思っておりますので、やっぱり基金を取り崩してやっていただけたらと、こんなふうに思います。

それで、全部使った場合だったらね、230円、もとの2,950円のまままでいくかなと、こういうふうに思うわけで、先ほども部長ちょっと言われましたけど、公費を入れていただきたいんだと、こういうことをおっしゃられました。それと、保険料を納めれない人、こういう人たちは生活保護を受けていただきたいと、こういうふうなのが部長の持論じゃないかなと、こんなふうに思うん

ですが、その点は変わらないのでしょうか。

○保険健康部長

一応市も単独で保険料の減免は行っておりますので、これが今は第1段階の方と第3段階の方で収入制限がありますので、このあたりをもう少し見直すなりをしてですね、ちょっと単独減免ですか、これを充実させて、それでもお支払いができないような方というのは生活保護しかないのではないかというふうなのが私のその当時の考えと変わりはございません。

○高笠原委員

ぜひね、私、一部収入制限があるところは取っ払っていただいて、皆さんが払える介護保険料にさせていただきたいと思ひますし、高齢化に向けてこれからはたくさんの人たちが、団塊の世代の人たちがこの介護保険に入ってまいりますのでね、年金が大変少ない。それから今のこういう経済状況の中で払い切れない、こういう人たちもたくさん出てくるかと思ひますので、ぜひ収入の制限の撤廃をして減免制度の充実をさせていただきたいと思ひますし、今も生活保護の話が出ましたけれども、私は、この人は生活保護を受けた方がいいと、そういうふうに思われる方は、そういう指導を担当の窓口のところで行っていただきたいと思いますね。この人は保護を受けた方がいいなとただ思っているだけじゃなくて、こういうふうで困ってらっしゃって払えないのであれば生活保護をどうですかと。こちらの方の窓口に行ってくださいというこういう道をつくっていただけたらと思うんですが、思っているだけじゃなくて、そういうことを実施していただけるようなことはできないのでしょうか。

○長寿介護課長

御質問者のお答えなんですけど、やはり本人の意思によって被保護者になるのかというのは、多分御本人の気持ちだと思うんですけど、私も同じような業務を5年間やらさせていただきましたけど、こちらから保護を勧めるということはどうかなと私は思ひます。

○高笠原委員

あくまでも受ける、受けないの最終決断は本人の意思であり気持、それはもう間違いないと思いますよ。でもね、保険料が払えなくてほんとに困ってらっしゃる人たちもいるということも事実ですよ、業務に携わっていただいているそういう関係で、そういう方たちがいらっしゃるということも事実御存じなわけですから。

それで、そういう話をしてあげるといことは、私できると思うんです。もし何だったら生活保護を受けられますけれどもどうですかというね、そういうことを言うてあげることではできると思うんですけど、そこで本人がどういう判断をされるかね。いえ、私どんなことがあってもそういう福祉の力を借りる気はありませんと言われる方、よくあります、そういう方。年金が5万円しかなくて、それで家賃払って食べるお金は出てこないとおっしゃられる方で、保護を勧めても、いや、何が何でもかすみ食べてもなんておっしゃられる方もあります。ですからね、これは本人の意思は当然尊重しなければいけないことだと思うけれども、そういう法だとか制度だとかこういうものを御存じない人も中にはいるわけです。だから救いの手としてそういうところに言葉を挟んであげて、そういう制度があるなら私、受けたいわという方が出てきたら、じゃあこちらの窓口へ行ってくださいとかそういうことはできると思うんですけどね。ただ心の中で、この人は保護を受けないと納めてもらえないので、そこで思っただけで終わりにしておいたんでは、私は保険料の滞納というこういう状況にもつながってくると思うんですけど、そこはやっていただきたいと思うんですけど、できないんですか。

○長寿介護課長

実情は今、御質問者が御説明してたとおりでございます。実情はそのようだと思います。

それですが、保護要件というのは多分担当部署の方はここにみえますので、説明は多分していただけたと思うんですが、端的に保険料が払えないからといってすべて保護要件を要してるかというところではないと思うんですよ。保険料という

のは、第1号被保険者の方に全部私どもの方、賦課させていただいて納めていただきますので、その方の世帯構成、扶養義務者いろいろございますので、端的に保険料が払えない状況からといってすべて要保護状態だとは私は考えておりません。

○高笠原委員

生活保護を受けるにはいろんな要件があります。ですからね、悪質な方はそれは皆さんも対応していただくとおもうんですよ。いろいろ講釈されてね、それで皆さんをだましながらずっと滞納し続けていくというね、そういう人も中には一人、二人いらっしゃると思います。そういう人たちにまで私は生活保護を勧めなさいなんて言ってません。もう見るからに皆さんだってプライバシーの問題だって言えないけれども、どのぐらいの収入をお持ちでこれだけの保険料がかかっているということは御存じのわけですから、所得からこれみんな保険料が出てきてるわけですからね。

それと、例えば昨年度は収入があったけれども、今年度今のこういう派遣切りだとかこういうような問題で仕事を失ってる人はいっぱいいますよね。そういう人たちが払えないといって来たりなんかした場合にね、勧めてあげることぐらいは私、いいと思うんですよ。それで生活保護の方の担当で受けるための要件というのがありますから、そこできちんと調べていただいて、あなた、これがクリアできませんからだめですよとか、あなた、受けられますよとかいうのはできるわけですから、ぜひやってくださいよ。お願いしたいと思うんですが、どうですか。

○長寿介護課長

納付の相談におみえになりましたら、そのような形をとるような方向に進めさせていただきます。

○高笠原委員

そういうふうになってはじめてね、部長がよくおっしゃられておりました、大変な人はほんとにもう納めれないと思うような人は生活保護を受けるしかないですねという言葉が生きてくるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

それで、今回の介護保険料ですけれども、今後、

収納率といいますかね、どのぐらい見て、どのぐらい見てというかね、やっぱりこういう不景気のときですから、滞納もどのぐらい見ていらっしゃるか、そこをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○長寿介護課長

今年度の予測でよろしいでしょうか。平成20年度の予測でよろしいでしょうか。

特徴分につきましては、年金天引きですから、もちろん100%全部だと思います。普通徴収なんですけど、90%を切らないように努力をさせていただきます。全体では九十七、八になると思います。

○高笠原委員

普通徴収の方ね、年金が月額1万5,000円未満の方ね、この方たちからも取るんですよ。大変ですよ。

それで、この方たちの徴収率というんですか、それは90%、10%の人が払えないと、こういうことになりますね、普通徴収の方の中の方ね。全体として押しなべて97%ということですが、部長、第4期の保険料のこの値上げでありますけれども、こういうことからして第4期に向けて滞納、こういうものがどの程度出てくるかなと、今の経済気もにらんでどんなふうな御感想持っていますか。

○保険健康部長

第4期の介護保険料の積算では、収納率99%を見込んでおります。したがって、97%から98%ぐらいですと本来ならもう少し保険料が上がることになるんですけども、一応第4期では99%を見込んでおります。

しかしながら、こういった経済的な情勢となりますと、99%はおろか現状の九十七、八%も維持はなかなか難しいのかなというふうには思いますが、なるべく納入指導といいますか、指導で先ほど申し上げましたように、どうしてもお困りの方には一度生活保護の相談をしてみたらどうかというふうな指導もしてみたいというふうには思います。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号について、挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、議案第5号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○佐藤委員長

ここで11時10分まで休憩とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○石川委員

それでは、ちょっと補正のところのひとつお聞きしたいと思います。

実は、商工会の関係なんですけど、せんだって12日の新聞で、知立市商工会もプレミアム発行という記事が出ておりました。これ、記事は既に御存じだと思いますが、定額給付金の支給に合わせて商工会が、この記事によりますと10%上乘せしたプレミアム商品券を発行する方針を明らかにしたということですが、ちょっと担当の方から中身ちょっと教えていただけますか。

○経済課長

プレミアム付き商品券の発行の件でございます。御存じのとおり、全国市町村で定額給付金の支給

に合わせた時期に商店街の活性化策として商品券の発行が計画されているところでございます。

現在、愛知県におきましても近隣の安城市、高浜市、豊田市をはじめとした8市町で実施を決定をしております。

また、13市町においても予定、あるいは検討をしているところでございまして、県内の40%近くは実施されるのではないかとこの予定だそうです。

当商工会におきましても、2月の理事会におきまして商品券を発行していくことを決定しております。また、市内の商店街連合会の理解も得られ、商工会が事業主体として実施をするものでございます。

現在、決定しております事業の内容でございますが、発行団体としましては知立市商工会及び知立市の商店街連合会ということでございます。発行総額としましては額面1億円、プレミアム率10%の1,000万円でございます。

それで、単位ですかね、1冊1万円としまして1万冊、1冊額面500円券が22枚ついた格好になります。1人の購入限度額としまして、1人20冊の20万円を額面では22万円を予定しています。発行開始ですが、ちょっと準備等の関係もございしますが、あわせてということで4月下旬を予定したいということでございます。

使用の期間ですが、4月から9月までの6カ月間、商品券の有効期限は5月1日から9月末まで。参加加盟店ですが、一応大型店を含む250店舗を予定しております。

そうした中で、市からの補助が得られないかということで事業主体の商工会から市に補助金の要望がございました。平成11年度の地域振興券のときと合わせて同じく商工会が発行しました得々商品券のときと同様にプレミアム分の事務費の一部を補助するものでございます。この商品券は、低迷する消費需要の拡大と地域商業活性化を図ることを目的としていますので、経済効果を目的に今回給付されます定額給付金に合わせて発行をするものでございます。

○石川委員

確かに今回は定額給付金というこの目的が急激な経済の落ち込みというようなことで大変な不況になったということで、消費を喚起しなければいけないというところに主眼が置かれておると思います。

そしてまた、商工会の方といたしましても、今、大変それぞれの個店、店舗が非常に減ってきている。加入者も減ってきておるという状況があるわけですね。それで何とか地元でお金も使っていただかなくてはということで、このプレミアム商品券を発行するわけなんですけれども、今お聞きしておりますと、この補助金を出していくということは市の方としては決めておるわけですか。ぜひこれは出していただいて、この商品券についての助成をしていていただきたいと思うんですが、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○経済課長

ただいま申し上げましたように、商工会の方から補助金の要望ということで出ております。そうした中で、早急に補助ができるように今、進めているところでございます。経済効果の目的ということで補助金を出すという方向で現在進めており、できれば今回の追加の中でできればというふうで考えておるところでございます。

○石川委員

この今の補正のところぜひやっていただきたい。時期が時期ですからね、4月末にはもうそれが使える形にもっていかなくてはいけないということで、すぐに対応していただきたいと思いますが、もう一つお聞きしたいのが、得々券のときの補助というのはどういう割合だったかおわかりになりますか。

○経済課長

ただいま御案内いたしましたように、平成11年の地域振興券のときに発行しております得々商品券でございます。このときの発行総額は、今回と同様で1億円でございます。このときにおきましては、9,000円で1万円の額面ということで、今回の場合ですと10%ということですが、9,000円で1万円の額面ということになりますと11%ぐ

らいになるかと思いますが、若干その辺が違います。ですから額面と、あと使用期間の半年、そういったものは変わっておりません。

なお、1,000万円のプレミアム分でございましたが、そのときにおきましては、市の方で事務費と合わせて1,000万円の補助を実施しております。

○市民部長

それでは、もう一つは予算の件について御説明がありましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど課長の方が説明しましたように、要望書が実は議会の真っ盛りの中で出てきておりまして、何とか補正はしたいという、補助をしていきたいという気持ちはあるんですが、いつどの段階でやるかということをごさきん方に御理解をいただかないとなかなか出しにくいところで、まだ今、内部調整をさせていただいているところなんですございますが、4月1日以降には準備的なものを含めて使いたいという、使っていきたいということを商工会発行事務局の方が申しておりますので、この平成20年度の3月の補正をしまして繰越明許で出していくということはちょっとなかなか定額給付金の場合については、3月に既に一部支給しますから繰越明許ができるんでしょうけども、4月1日以降にその準備的なことをしていくということが明らかかなもんですから、何とか御理解いただければですね、平成21年度の新しい予算書に渡ってはいかんですが、追加の補正予算を最終日にあげさせていただいて御審議をいただき御可決いただければありがたいというふうなことで、私どもとしては考えておるところでございます。

以上です。

○石川委員

大至急やらないと間に合わないの、それで結構なんです、今、負担割合というのはまだ決まっていないんですか。もう決めないとそれに間に合わなくなっちゃいますので。

○市民部長

補助率についてでございますけども、先ほどの得々商品券のときには全体で1,000万円ということでしたけど、今回、各市町の商品券の市側の補

助の状況を見ますと、給付分については50%、2分の1、それから事務費分については、おおむね8割というところが多いですし、全体で50%というところもありますので、私の方としましては、給付分の本体の部分1,000万円の部分については2分の1の補助の500万円、事務費相当分については、おおむね8割程度を補助していきたいということで内部的な調整をさせていただいております。

以上です。

○石川委員

ここでひとつお願いをしておきたいと思うんですよ。今の状況というのは、ほんとに百年の一度あるかというようなこんな状況にあるんですね。そして、先ほど私が申し上げましたように、商工会自体が今なかなか店舗が少なくなっていくというような状況で、大変いろんな面で事業が難しくなっているような状況にもあります。

そしてまた、こういう社会的な状況で一番やっぱり基本になっていただくのは、自治体だと思わすよ。緊急雇用対策とかいろんな意味合いで今、不況の対策をやっておるところでありますので、今の補助率を聞いておりますと、50%ということでありましてけれども、少なからずともこの得々券をやったときぐらいの1,000万円ぐらいを出してもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○経済課長

今、申し上げました得々商品券のときの1,000万円ということでございます。そのときにおきましては、おおむね事務費合わせて8割の補助をしたということで確認をしております。ですから、今回補助率50%の500万円、それと事務費の8割、事務費がおおむね300万円から400万円ぐらいと見込んでおりますが、合わせて750万円から約800万円ぐらいになろうかとは思いますが、その辺の補助で予定をさせていただきたいと思っております。

○石川委員

補助率50%ということでありましてけれども、やはり先ほど私も申しましたように、こういう未曾有

の不況ということでありますから、ここはちょっと思い切って自治体の方は商工会が一生懸命やろうとしておる、この消費を喚起しようといっておるところでありますので、思い切った補助をしてあげてもいいのではないかと、そういうふうに思いますが、50%ということに切らずに、もう少し上げて3分の2ぐらいの補助はいかがなものかと思えますけれども、いかがですかね。最終決定は市長でしようから、市長どうですか、一言お願いします。

○林市長

今、石川委員の御指摘というか御意見もとてもなことだろうというふうに思っております。未曾有の不況の中で、商店街の方々非常に御苦労されていらっしゃるわけでございます。

そうした中で、市として何とかできないものかという話の中で、今、担当部長、担当課長が御説明いただきましたように、商工会そして連合会等々とお話をさせていただきながら、こうした形で詰めさせていただいております。そうした中で、この事務費部分も最初は50%だったんですけども、やはりそうした中で、商工会の方々、商店街の方々苦しんでいらっしゃる中で、80%に上げさせていただいたということもございます。そうした中で、やはり市としても今回法人税収入等々で6億円の一般財源、約6億円の減収もあるわけでございます。そうした中で補助率でございますので、そのあたりを御理解いただけたらなという思いでございます。

○石川委員

ちょっと残念ですね。もう一言、事務費を80%に上げたというよりも本体のプレミアムの部分を80%に上げたらどうですか。事務費というよりもそちらの方で上げていくというぐらいのところを示して、どうせ補助をするんだったら、それぐらいの心意気を示してほしいなと、このように思っていますが、再度答弁いただけませんか。

○林市長

ほんとにこの50%をお願いをしたいなという思いがあります。そうした中で、それ以外にも例え

ばこの額的には本体50%の総事務費80%ということでございますけれども、このPR等々はある限りのことを市の方としても商工振興という視点をしっかり忘れずにPRを市としてもできる限りのことをやらせていただきたいという思いがありますので、御理解を賜りたいと思います。

○石川委員

それじゃあ十分そこら辺は商工会と検討されまして、やはりそれぞれのお互いの意見はあるかなと思えますけれども、最善な方法で、またかつ、市民の方々にも喜んでいただけるような形をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高笠原委員

57ページの猿渡児童クラブ室の借上げ料のことについてお聞きをしたいと思います。

それで、先日少し遠くから見させていただきましたが、まだ使えるような状態ではないような気がいたしましたので、この件についてのこの流れといいますか、それを少し説明をしていただければと思いますが、お願いをいたします。

○子ども課長

最初に、供用開始がおくれたことに対して大変申しわけなく思っております。

今年度当初7月ごろにはオープンするように事務局的には進めてまいったわけですが、姉歯事件といえますか、あの事件以来、建築基準が相当な強化が図られまして、進めていく段階で、今回昨年12月補正に補正であげさせていただきましたけれども、既存の建物から増築する場合の火災での延焼を防ぐ防火壁をしなきゃいけないということが判明しましたので、12月補正であげさせていただいて、それで年明け以後、準備を進めてきたわけですが、今週中には完了検査も行い、使用開始になるというふうに予定をしておいております。

以上でございます。

○高笠原委員

今月中に供用開始ができるということですが、日にち的にいつ完了検査が終わって、いつぐらいから使用ができるとか、それから、このあがってのものについてはどういうものなのか、今、三角

になっておりますけれども、そういうところまでちょっと聞かせていただけますか。

○子ども課長

予定で行きますと、業者の方からも聞いてますが、17日明日には完了検査も行って、翌日の18日には移転の準備もしまして、18日から利用できるというふうに思っております。

それで、今回の補正の減でございますが、当初は9カ月分を見込んでおったわけですが、最終的には3月供用開始ということで進めておった1カ月分の供用開始で補正減をした今回は補正減の分でございますが、実際このように日にちがずれておりますので、業者との話し合いの中には技術料ですね、月額24万450円ですが、これは税込みですが、この金額については日割りでのお支払いというふうに思っております。

○高笠原委員

そうしますと、姉齒事件もあって、あそこを新しいところと旧のところをつなぐ防火壁、壁をやるためには建築確認といいますかね、そのことで手間取ってきたと。それで7月オープン予定だったけれど、そういう事情でおくれてきて、今年度末のところまで来たけれども、3月17日に完了検査をやって、18日に引越しをしますと。それで18日からの日割り計算だと、そういうことですね。今ちょっと指を折って14日分かなと思ったんですが、これが今の三角との関係でいきますと、24万1,000円と、こういうことになるんでしょうか。

○子ども課長

月額が24万450円でございますので、私どもその予定で17日完了、18日供用開始ということで進めておりますので、18日以降ちょっと計算を最終的にはしておりませんが、その3月31日までの日割りで業者との行政にはリース料ということでお支払いする予定しています。

○高笠原委員

日割り計算であると。それとこういう事態になっちゃったもんだから、年度末ぎりぎりの3月18日から3月31日までをまず借りるというこういう契約。それで5年契約ですか。そうすると、4月

1日から今度5年分に3月の分を引くわけですね。今回の供用開始後の5年後の3月17日までですか、そういうリース契約をやると、こういうふうな理解でよろしいですか。

○子ども課長

そのような契約になると思います。

○高笠原委員

それで、このリース料、さっき24万450円、1カ月とおっしゃったんですが、5年契約のリースですけども、1カ月幾らで1年間だと幾らでと、こういう計算でいくんでしょうか。そうすると、これ1カ月の日割りじゃなくてね、1カ月では幾らなんですか。年間幾ら。5年なら年度またがりますのでね、5年とは14日分が引かれるわけですけども、その点を聞かせてください。

○子ども課長

あくまで支払いの方につきましては、当然年度会計で支払っていくわけですので、先ほど言いました24万450円が月額のリース料ですので、その分を60カ月分を最終的には業者の方にお支払いするということになります。

○高笠原委員

これは14日分ではないんですか、違うんですか。3月18日から供用開始するから、今の現在の3月18日から3月31日まで借りる分が24万450円ですか。あと、来年度入ってからの1カ月分は幾らなんですか。

○子ども課長

こういうことで少シレギュラーなリースになってしまいましたので、3月の18日以降の分については、今年度の日割り、ちょっと済みませんが、利用の24万450円の利用日数で日割りでお支払いするということになります。残りの最終的には本来でいきますと、5年後の最終の3月17日までの分が、その分最終的には日割りということになるかと思えます。

ですと、最終年度60カ月の最後の月数につきましては、総額の日にち。

○高笠原委員

それはわかりますから、リース料の1カ月分幾

らですか。年間でもいいですけど。

○佐藤委員長

しばらく休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

24万450円でございます。

○高笠原委員

なぜかといいますと、今後、今月はこうやって14分を払うと。14日しか使用してないのに14日分払うわけでしょう。それが24万450円とおっしゃいましたよね。何回聞いてもそれはそういうふうに言われる。

それで、来月から今度4年と11カ月何日ね、17日分を契約するときのその契約の1カ月のリース料は幾らですかといったら今も24万450円と、こうおっしゃられました。これは間違いないですか。

○子ども課長

月額が24万450円ですので、3月としては約10万8,590円ほどになるろうかと思います。ちょっと端数の関係があるかと思いますが、最終的には月額60カ月分ということで最終的には総額としては変わらないような調整はさせていただきます。

○高笠原委員

そうすると、今回の補正が出ておりますけれども、三角で345万7,000円、そうすると当初予算からの引き算でいけば24万1,000円を使うと、こういうことになるものですから、それでちょっとお聞きしたんですね。それで今、新たに言われたのが10万8,590円ということは、これが14日分だと、こういうふうにおっしゃるんですか。

○子ども課長

そのとおりでございます。

○高笠原委員

そうしますと、ここでまた差が出てきますね。それは決算のときにと、こういうことなんですす

ね。

それでね、今、月額24万450円と、こういうふうにお聞きいたしましたが、ちょうど秋のころだったと思いますが、これは児童クラブの話ですけど、八橋の保育園が2クラス分で1カ月35万円のリースでした。それで、高いか安いかはリースの部屋の面積だとかそういうものにもよるのかなと思うんですが、これは八橋の保育園と比べると値上がりしてるんでしょうかね。

○子ども課長

今、八橋のリース月額というのは、ちょっと今すぐにはあれですが、いずれにしても、八橋の月額といたしましては28万7,000円でございます。ですけれども、この契約は入札でやった結果ですが、今、八橋の方が少し高くなってはおりますが、面積的にいってもさほど変わらない状況ですが、やはり部材の高騰ということがあげられるのかなというふうに思います。原因としましては、

○高笠原委員

私の記憶では、八橋の方が2クラス分で1カ月35万円で年間420万円でリース契約をしたと思うんですね。面積的には今ね、余り変わらないとおっしゃって、それで月額リース料が24万450円ということから、ざっと計算して300万円弱ですよ。そうすると、資材の高騰があったかなと言われるけれども、今の方が安いわけだから、そしたら八橋の方がすごく高かったということになりませんか。

○子ども課長

先ほどちょっと私、間違って答弁しております。申しわけございません。

面積としましては、八橋のリースの園舎に比べると約2分の1の面積になるろうかと思います。ですから、先ほどとはちょっと訂正させていただきます。

○高笠原委員

面積が半分と、そういうことで約300万円弱で1年ね。これならば細かいところまで計算したわけじゃありませんけれどもわかりますが、このリースは、たしか私、八橋のときは10年でしたか、

何年契約でしたか。

○子ども課長

5年でございます。

○高笠原委員

リースの部屋ですが、5年契約ですが、その後も私は、傷むところもあるかとは思いますが、使えるのではないかなと、こんなふう思うんですが、もし使えるとしたらこれはどういうふうな契約でやっていかれて、そして、契約の料金ですか、そういうのはどのぐらいになっていくんでしょうね。

○子ども課長

リース満了以後のことでございますが、満了でいきますと1年延長の場合は月額6万円、3年延長の場合は月額5万円、3年延長につきましては月4万2,000円、これは業者との話の中ではこういう形でできるというふうに聞いております。

○高笠原委員

5年よりも多く使うときには、こうやって月額契約単価が下がってくると。どのぐらい使えるというふうで見込んでいらっしゃるんですか。

○子ども課長

どれぐらいということについて確かなことにつきましては、ちょっと明確なお答えはできませんが、新林保育園のリースを見ておりまして、やはりかなりの年数、当然10年は十分もつだろうというふうに私自身思っておりますので、多少の手直しがあったとしても10年はもちこたえられる内容だろうというふうに思っております。

○高笠原委員

有効活用というかね、そういう点ではそれはあれだと思いますが、今回こういうふうで猿渡児童クラブが本来ならば7月でオープンして皆さんに供用開始ができたはずなんだけれども、たまたまのことがありましたけれども、こういうふうにして半年ぐらいおくれちゃったということで利用する児童や御家族の方々にはほんとに大変な御迷惑をかけたかと、こういうふうに思いますね。

それで、一日も早い供用開始ということで3月18日からと、こういうことでありますが、少し話

題を変えさせていただきますと、こういうふうで児童クラブに対しては、本来の定数という定員といますかね、こういうものもあって、大変多くの方が登録をして児童クラブに対する期待が大変多い、こういうことだと思うんですね。今回のこの猿渡児童クラブも定員数が40人に対して80人以上も超える登録というふうなことで増築をしたりしていかなければいけないというふうな結果でありますね。

それで、実施計画を見ますと、西児童クラブ増築事業というのがあります。それで、今年度また3月ですから2008年ですが、2009年度には増設計画というかこれをやって、そしてすべての児童クラブに対する計画が実行ができていくという、こういうことであります。

本会議の中でも議論がありました。それで、市長からは補正予算などでの対応を含めて、よく検討していきたいと、こういうふうにご答弁されたかなと、こんなふうに思いますけれども、この西児童クラブにつきましては、急に出てきたわけではなくて、きちんとした整備計画に基づいて2009年度行って最後を締めくくろうと、こういうものであります。それで、市長の答弁からいきますと、6月補正で何とかと、こういうふうには私は理解をさせていいのかなというふうに思いますので、市長、この点を明確にお答えをいただきたいと思うんです。

○林市長

この西児童クラブにつきましては、平成20年度4月1日定員が55人で、そして現在この74人ということで、1人当たり専有面積が1.6平方メートル等とですね、この西児童クラブの増築の必要性を感じております。

そうした中で、平成21年度については当初予算では財源の調整という形で調整させていただいたわけでございます。しかしながら、本会議で、るる市議会の皆様方にこの必要性をやはり御指導いただきまして、今後この補正予算について前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

前向きにこの必要性も認められて、前向きに検討したいということですが、いつの時点で補正を組んで、そして今年度中の供用開始をやっていただけののか。子供たちも父兄も待ってらっしゃるわけですので、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○林市長

補正は考えてさせていただくんですけども、時期については、いま一度内部で検討をさせていただきたいと思っております。

○高笠原委員

そうしますと、時期については内部でも検討したいと、こういうふうにおっしゃっていらっしゃるわけですが、供用開始をいつぐらいに考えていらっしゃいますか。

○福祉子ども部長

西児童クラブの件でございますが、既設建物がありまして、増築するという形を取りたいというふうに今、考えております。当初は平成21年度予算ということの中で今回の査定の結果ということでございました。

といいますのは、実は、実施設計の方はまだやっておりませんので、実施設計を含めて工事着工、完成ということで1年間はちょっときついかもかもしれませんが、1年間ぐらいはかかるだろうということで当初考えておったわけですが、例えば補正ということになりますと、今回猿渡児童クラブの方で大変御迷惑をおかけしたわけでございますが、大変今、構造計算の関係で厳しくなっております。

しかも条件がなかなか厳しくて、しかも既設建物と一体的な建物ということになりますと既設建物の構造計算等が必要になってまいります。それが今ある図面では十分できないということもありまして、基礎とか部分的に現場を見ながらやって、それで問題がなければいいんですが、建物自体が今回猿渡の方でも既設建物の防火壁というんですかね、そういったことも必要になってまいりましたので、西児童クラブの方はリース対応ではなく

て恒久性のある建物で考えていきたいということの中で、実施設計に合わせて構造計算なりそういうこともちょっと含めてやっていくということになりますと、大変工期的に厳しいのかなということも十分調整をさせていただきたいということがありまして、さっき市長の方も答弁をさせていただきましたように、少し検討させていただかないと、お金のだけのことでなくて、そういう面もちょっと考慮したいなということがありますのでお願いしたいと思います。

○高笠原委員

今の猿渡児童クラブのときの旧と新しいところをひっつけちゃうということでね、壁についての建築確認、今回はプレハブのリースではないけれども、いろんな面が出てくるからまた建築上の厳しい条件が出てきているのでということですね。実施設計がまだされてないですね。予算もあがっていません。

それで、それもあわせてやっていくとなると、おおむね部長考えられて、どのぐらい伸びていくんですかね。実施計画の中では2009年度完成ですもんね。その点を聞かせてください。

○福祉子ども部長

ちょっと私も専門ではないものですが、どのぐらいということはなかなか難しいと思うんですが、いずれにしても、新しく建てるということであれば問題はないわけですが、既設建物に中って行き来ができるように、使い勝手がいいように一体的な建物として考えていきたいということでは根底にありますので、そうした場合には、やはり今の既存の建物の強度、いわゆるこれは建築確認はもちろん受けているわけですが、姉齒の事件の前でございましたので、構造計算も今後必要になってまいります。そういったときに新たにつくっていくということがございまして、それにかなり時間がかかるということをお聞きしておりますし、また、建設事務所との調整もまた必要になってまいります。そういった全体の流れがございまして、一度ちょっと検討をさせていただきたいということでお時間をいただきたいなということで

ざいます。

○高笠原委員

ぜひ一日も早く供用開始ができるように建物の設計から建築、急いでいただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、市長の方からも担当部局の方にそういう指示をきちんと出していただひてお願ひをしたいなと、こういうふうに思ひますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思ひます。

ちょっとお聞きたいんですけども、新のところと旧のところを行き来できるようなこういう建物づくりをやっていくときに、消防法とかそういうもので何か検討しなきゃいけないというこんなような問題はなかったんですかね。

私、12月の補正のときですか、防火壁を、防火壁というか新と旧を外すための防火壁のときには、何か300人以上のあれで消防のいろいろあるんだとかというようにちょっと記憶に残っていたものですから、その消防法との問題はなひのか、それを一言聞かせていただきたいと思ひます。

○子ども課長

今回増設するに当たつての消防法に関する新たな対策はありませぬ。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませぬか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について、挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第5号)につい

ての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで1時まで休憩とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませぬか。

○高笠原委員

11号について少しお聞きたいと思ひます。

基金の繰り入れが1億6,239万4,000円とこういうふうで、大変大きな基金の繰り入れがこの補正の中で行われていきますが、国保について大変厳しい財政状況にあるのではないかなと、こんなふうに予想いたしますが、後期高齢者医療もここから抜けているわけですので、今後どのようになってしまうのか。この基金だとか一般会計からの繰り入れ、こういうものもあわせて国保の実態と今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○国保医療課長

国保の今後の見通しということですけども、今回の補正につきましては、ざっと内容を申し上げますと、まず、税が思ったよりも入つてこなかった。それとあわせて国庫負担も見込んだよりも少なかった。もう一つが、医療費でございますけど、これが12月で補正をさせていただいたわけですけども、補正後、今年度一番大きな負担額が出てきたということで、数量的に12月、1月、2月というのは医療費の支払いが多くなるというふうに言われておりまして、なおかつ、もう一つ懸念材料といたしまして、昨年秋以降の経済情勢で、ひょっとして国保に加入される方が多くなるというふうになりますと、被保険者がふえることによりまして医療費の増加もあるやもしれないということで、歳入減と歳出増をカバーするために基金を繰

り入れさせていただいて財源補てんをしたというのが今回の補正の内容でございます。

その後、医療費につきましては小康状態を若干ではあります但取り戻しておりますので、当初3月補正のときに見込んでいたほどの医療費は恐らく出ないのではないかとというふうに思いますので、若干医療費は落ちていますけれども、残念ながら税につきましては少し見通しが厳しい。それから、国庫負担金でありますけれども、これは前期高齢者交付金というのが国保に交付されるわけですが、それが国庫負担の中から引いた額を基準にして国庫負担が出されるということで、当初見込んでおったよりも国庫負担が減ってくるのではないかとということでありますので、この補正で1億6,000万円何がしの取り崩しをさせていただいたわけですが、それが全部なくなってしまうということではないにしろ、それがそのまま残っていくということではないだろうというふうに今、非常に懸念をしておるわけです。

それから、一般会計の繰り入れでありますけれども、現在国保税、被保険者の方々からの負担というのはずっと据え置いたままであります、一時は基金繰越金を入れまして3億円、4億円あったという時代があったわけですが、それも年々取り崩しておりまして、それを財源に充てて医療費の支払いに充てておるという状態が続いております、その税の補完といいますか、税の不足分を一般会計で今、補てんをしていただいておりますけれども、これも毎年財政と相談をしながら一般会計からの繰り入れをしていただいておりますので、今後もそういったことがお願いできれば国保の立場としては大変ありがたいというふうに思っております。

○高笠原委員

今お聞きしたように、この秋からの経済状況のこともありまして、被保険者もふえてくるだろうということもありますが、かつては、今も言われましたけど、基金があったわけですよね、たくさんね。だけどずっとそれを崩し崩しでここまできて、ほんとに今度足りるのかというそういう心

配がありますね。

それで、さっき国庫負担の話が出たんですけれども、前期高齢者の分を差し引いての国庫負担というそういうものしか入ってこなくなるという見込み違いというんですかね、国は厳しいことをやってくるわけですよね。困るのは主体である自治体が一番困っていくわけですが、先ほども一般会計の繰り入れと、こういう話がありました。それで、前市長のときに、必要なときは一般会計から繰り入れていくと、その時々状況を見て繰り入れをしていかないと不足については補っていかないと、こういうふうに言われておりますが、林市長、前市長はそうやって国保会計を助けていかなければいけないというお気持ちを表明されていらっしゃるんですけども、市長はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○林市長

今、担当課長の方から説明させていただいたように、国保会計が非常に厳しくなっている。また、こうした社会情勢を考慮しますと、やはりもっともっと国保会計が楽になるようにはなかなか見つからないという話の中で、一般会計からの繰り入れをどのぐらいにしていくかというのは、やはり以前からの課題であろうかというふうに思っております。

そうした中で、当市は御案内のように一定のルールに基づいて繰り入れをしている。一般会計からの繰り出しをしているわけですが、そのルールはやはりしっかりと決めて、その範囲内でやはりやっていくべきかなという思いがあります。

そうした中で、もう一方のルールとともに、そのルールづけをする一つの要素としていろいろなことあるわけですが、その一つとして他市の状況、近隣市の状況をどれだけ近隣市はこの国保会計に繰り入れ、繰り出しをしているのかな、特別会計は繰り入れしているのかなということもやはり考慮しながら、このルールづくり、そしてどれだけ繰り入れるかということを真剣に検討してみたいなというふうに思っております。

○高笠原委員

ルールの範囲内でと、こういうことで他市との状況もと。健康な方がたくさんいらっしゃる若いまちというところと、また高齢化が進んでいるまち、市町村、こういったところとはいろいろな違いも出てくると思いますので、私は、この一般会計からの繰り入れを十分にやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、今までの一般会計からの繰り入れをここ三、四年ぐらいのものをちょっと聞かせていただきたいと思います。

私、平成18年だと2億4,580万1,989円とか平成19年は3億1,738万円とかこんなふうで調べてはありますが、もし間違っておりましたら平成20年度、それから平成21年度予定ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○佐藤委員長

しばらく休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時10分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

平成19年度ですが、総額で2億6,274万7,000円、平成20年度が3億6,163万5,000円、平成21年度当初予算では3億5,322万5,000円でございます。

なお、これは一般会計からの繰入金の総額でありますので、その他の繰入金がこれがいわゆる国が決めたルール以外の繰入金ということでありまして、平成19年度が3,912万6,000円、平成20年度が1億4,216万5,000円、平成21年度が1億4,304万7,000円ということになります。

○高笠原委員

市長、このようにね、いわゆる3億円、2億円、こういうお金を入れていかないとこの国保会計が成り立っていかないと。国からのその他会計で繰り越しありますけれども、こうやってやっていかないと市民の健康が守っていけないというふうな状況にあるということを私はしっかり肝に銘

じていただきたいのと、こういうふうにするんですね。

先ほどルールの範囲内でと、こういうふうに言われました。特別会計はみんな独立採算というかね、基本的にはそういうことがあって、市長も本会議の中で独立会計だからというような御意見を言われましたけれども、それはそれで基本ですけども、市民の健康を守るというね、安心・安全なまちづくり、みんなが安心して暮らせる知立に住んでよかったと。林市長よかったなというふうな気持ちになってもらうためには、大変なたくさんのお金をこの国保会計につぎ込んでいただかなきゃいけないということですので、ルールの範囲内でなんて言わないで、ぜひ必要なとき、そのときそのときの状況を見て繰り入れをやっていただきたいと、こういうふうに思います。再度御返事をいただきたいと思います。

○林市長

やはり私、保険者でありますので、しっかりと国保会計をしっかりと、しっかりとしたという言い方は恐縮なんですけれども、やはり今、高笠原委員おっしゃられましたように、安心できる保険システムと申しますか、そうしたことも常に考えなければいけないと思っております。

一方で、一般会計の方もしっかりと中・長期のビジョンを見据えて財政運営をしていかなければいけないということもあるわけでございまして、そうした中で、やはり国保会計もしっかりとさせていきたいなど。

そうした中で今、平成19年度ですね、繰り入れ、この平成19年度がほぼ愛知県の中で、たしか真ん中ぐらいの繰り入れだったかというふうに思っております。平成20年度、平成21年度とかなり一般会計から繰り出しさせていただいておりますので、まだ順位がちょっと私わかってないんですけども、かなり愛知県の中でも繰出額が多くなってきておるのかなという思いは私は感じておるんですけども、そういうことも知っておるんですけども、やはりこれからも国保会計を健全に運営をしていく、また、被保険者の方々に安心できる保

険システムになるように皆様方の御指導をいただきながら努力をさせていただきたいと思っております。

○高笠原委員

国民皆保険というこういう制度ができて長くなるわけです。基本的には国の負担、そういうものがきちんと行われて、そして私たち国民が安心できれば一番いいわけですけどね。一方で改革ということで社会保障費をどんどん削ってきていて、まだ改革の2,200億円の削減というのが引き下げたわけじゃないです。一方でそういうこともやられているというこういう厳しい状況の中ですが、ぜひ一般会計からの繰り入れをたくさんしないと国保会計がだめになっちゃうという、つぶれてしまうというかこういう状況にならないようにお願いをしたいと思います。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号について、挙手により採決いたします。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第11号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○佐藤委員長

議案第13号 平成20年度知立市老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号について、挙手により採決します。

議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 平成20年度知立市老人保健特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

介護保険についてちょっとお聞きしたいと思いますが、まず、175ページの宅配給食サービス事業委託料というこのところですが、任意事業の市単の分と普通の任意事業のところでは数字的なものが同じであるわけで、ちょっとこのところを聞かせていただきたいと思います。

○長寿介護課長

この入り繰りのことなんです。これは地域支援事業費の中でございまして、補助対象経費の中に地域包括支援センター運営事業委託料が123万4,000円減額になりましたので、その補助割れ分を市単独で賄っております。宅配給食サービス事業委託料を補助対象の任意事業の宅配給食サービス事業委託料に振りかえをさせていただいたものです。

○高笠原委員

そうしますと、市単の分というのはどういう人ですか。

○長寿介護課長

宅配給食サービスは、市単というよりも地域支

援事業の中で介護予防事業に係る分と、率がありまして、地域絵支援事業は全体の給付額の3%で行うわけですね。それで地域支援事業の中には一般高齢者施策と特定高齢者施策のその二つで予防事業の方を行いまして、それより以下の継続的支援、包括的支援、任意事業についてというそういう事業項目で補助対象経費が成り立っております。

それで、任意事業の方につきましては、3%枠の中の2%で充当しておりますが、2%で充当できないものですから、超えてしまった分を市単独事業で行っております。

それで、補助対象経費が切れてしまったものだから、市単独でもってる分をその中に入れたということなものですから、宅配給食の対象となる方は、すべて同じ方です。対象者は同じであっても補助経費に充てる分と補助経費に充てられない部分がありますので、そこで区分けをして予算を計上しております。

○高笠原委員

何かちょっとわからないなと思っておりますが、介護保険でこの宅配給食を受けようと思うと要介護ですか、何かの人だと介護保険ですか。あとはそうじゃない方はアセスを受けて、その人たちはどこにいくんですか、その支払いは。

○長寿介護課長

宅配給食を受けられる方は、すべてアセスメントとります。

ですから、宅配給食を受けられる方は、この予算の組みかえの中で入り繰りはありますが、全く同じ方です。同じ方なんですけど、国庫の補助金をもらうために市単分と補助対象分に分かれているだけです。今回、補助対象分のお金が欠落したものですから、市単独のものを補助対象の方に切りかえたということです。

○高笠原委員

いわゆるこれは単なるミスなんです。そうではない。補助対象にしなかったものを補助対象にするためにという、そのところがちょっとわかりません。

○長寿介護課長

先ほど一番最初に説明させていただきましたが、包括的・継続的マネジメント支援事業の175ページの宅配給食の一つ前に委託料というところで地域包括支援センター運営事業委託料123万4,000円減額になっておりますので、これが補助割れをした分です。だから補助割れをしましたので、補助割れ分を市単分から振りかえたということです。

○高笠原委員

わかりました、そういうふうであれば。

それで一つお聞きしたいのは、介護でいろいろな予防をやっていたりいろいろしているわけですが、一つ現実にあることについてお聞きしたいんですが、これは、ある方なんですけど、何とか物につかまりながらは歩けるけれども、そんなすいすいと歩けるというふうな場合ではない方なんです。それで、70代後半といえますかね、そのぐらいのお年の方で、それでやっとならぶらぶらしながら歩く状態、何かにつかまらないうような状態。この方の認定が、今回といえますか、第3期で今もまだ3月まで第3期ですけど、認定で要介護1から要支援になったと、こういうことなんです。いろいろ介護認定には調べる項目いっぱいありますからね、第3期で要支援になったと、そういうことなんです。それで、要支援になりますと、この方は例えばどういうサービスが受けれますか。

○長寿介護課長

要支援1、2の方のサービスにつきましては、介護予防支援というものと介護予防訪問介護とか、介護予防訪問入浴介護とか、介護予防訪問リハビリテーション等のサービスを受けることが、まだありますけど、まだいろいろなサービスを受けることができます。

○高笠原委員

それじゃあ、ヘルパーのサービス受けれますか。

○長寿介護課長

介護予防訪問介護ということで訪問ヘルパーが訪問して利用者の方が自分でできることがふえるように食事などの支援を行うことができます。

○高笠原委員

食事介護みたいなものはできるけれどもと。

それで、ちょっと端的にお聞きいたしますが、例えば家事援助、お買い物だとかそういうものはヘルパーやってもらえるんでしょうかね。歩くことが何かにつかまらなると大変ふらふらして歩けない。全く歩けないわけじゃないけれども、こういうお買い物だとかこういうものはヘルパーからやってもらえるんでしょうか。

○長寿介護課長

済みませんが、お買い物は多分困難だと思います。

○高笠原委員

そうだと思うんですね。

それで、こうやって体がほんとにふらふらして何かにしっかりとつかまって歩かなければならないような人でも認定が要支援なんですね。課長だったらこの方認定するとしたら何になる。要介護になりますか。

○長寿介護課長

私、ここでどのように答えていいか、非常に苦しいわけですが、私だったら要介護1になってしまうかもしれませんけど、ここでそんなことはちょっと言えませんので、お許してください。

○高笠原委員

要介護にしてあげたいですよ。

それで、先ほども私ほかのところでも言わせてもらったんですけども、第3期のときにもこの認定が大変厳しくなって、日常生活用具を借りれなくなったりいろいろしましたよね。車いすだとかベッドが借りれなくなった人もいて、いろいろと論議がありました。それで少しは借りれる人も出たり何かいろいろと努力はしていただいたけれども、第3期のときにこういう認定の軽度化というものがどんどん進められてきたんですね。それでこの方もこういうふうになったわけですよ、要支援でね。それでヘルパーには来てもらえるけれども買い物には行ってもらえないと。こんなふらふらしながらお買い物に行くには、すぐ隣ぐらいならばまだしもね、そう簡単ではないわけですよ。それで、身内の方がいらっしゃればいいですけれ

ども、そうじゃない人が多いわけで、特にこの方は、生保を受けていらっしゃる方ですよ。

それで、私はこのように第3期の中でも認定がすごく軽くなってるのに、第4期ね、先ほどの話になりますけれども、モデル事業もやった、国もモデル事業をやった、知立市もやった、だけど余り変わらなかったとおっしゃるけれども、やっぱりこういうように特別の人も出てくるわけですよ。それで、やっぱりこの介護保険制度というのは、軽度認定は軽くおして、そしてなるべく介護保険を使わないようにさせる。保険料はしっかりと取っていくと、こういう制度だと、こんなふうだと思います。

それで、この方が何か援助を受けようと思うと介護保険以外のもの、そういうようなものを使う以外ないんでしょうかね。例えば生活援助のものでね、福祉の中で何か受けれるものというのは何がありますか。

○長寿介護課長

今、私どもの課の方で行ってまず軽度の生活援助の方につきましては、認定を持っていない方を対象としておりますので、それはちょっと使うことはできませんので、方法としましては、手助けができるという方策がちょっと見当たらないものですから、この方が地域でお住まいであれば、隣接者の方ですよ、隣の方にお買い物に行くだったら一緒にお買い物してきてくださしねとか、そのような形で進めていっていただきたいなと思います。

○高笠原委員

今も言われたように、一人で生きていくことが困難な人はボランティアの皆さんの御厚意に甘えなさいと、こういうふうにとれますね。そうなんですよ。みんなね、いろんな制度できておりますけど、特に医療関係、こういうものはボランティア、ボランティアなんですよ。今も言ったように、保険料はみんな取るけれども、99%予定してるようにみんな保険料は取るけれども、こうやって認定を厳しくして、そしてサービスを受けさせないようなこういう状況ですね。

それで、ほんとに高齢者福祉で受けれるものってないんでしょうかね。何一つありませんでしょうか、この人の場合。例えば軽度生活援助みたいなものは、これは認定を受けないとだめなのか。認定なしの人はね、使えないと、こういうことなんです。そうすると何も助けてあげるものはないということですね。何かありましたら。

○長寿介護課長

軽度生活援助というものは、要介護認定を受けていますと使えませんので、要介護認定を受けていない方が軽度生活援助を使います。

○高笠原委員

そうすると難しいですよ、これを選択するのが、本人がね。

それで、さっきの宅配給食に戻りますが、例えばもう買い物が難しいから宅配給食でと、そういうふうに思った場合、知立市の場合は310円自己負担をして宅配給食受けれますね。この人は受けれますか、宅配給食。

○長寿介護課長

アセスメントをとっていただいて、該当するようだったら該当給食を受けることはできると思います。

○高笠原委員

それで私、宅配給食、もうずっと議員になってから一番最初が宅配給食の質問だったような気がいたします。だから、かなり古いときから訴え続けて宅配給食が実現をして、それで今、介護保険ができて制度がどんどん変わってきておりますけれども、宅配給食の実現については、私すごく深い思いを持っております。

それで現在、宅配給食の業者の方、魚初というふうに私は聞いておりますけれども、平成21年度についても同じなんでしょうか、宅配給食の業者は。

○長寿介護課長

同等のサービスを行っていただける業者があれば競争で行いたいと思いますが、現時点におきましては、そのような業者が近隣ではないものですから同様に現委託先の業者と次年度も締結する予

定であります。

○高笠原委員

この景気の中ですからね、ちょっとした業者や食堂とかそういうような経営していらっしゃる方が宅配給食にも参入しようかなと、こんなふうにも思ってみえるかなと思ってちょっとお聞きしたんですけれども、高浜市がいろんな食堂の方が参加してくださって、たくさんのメニューを選ぶことができる。きょうは中華、きょうは洋食とかね、お店がやってる状況によって選ぶことができると。その日ではないと思いますけれども、そういうようなことがありますので、そういういろんなメニューというか業者があることも私はいいんではないかなというふうに思いました。

ただ、競争する相手がいなくてね、魚初一店だけということでは来年度も魚初にお願いをしようかと、そういうことではけれども、それで、この一食の自己負担310円ですね、普通食の場合。それで、西三八市の中はどうなってますか。

○長寿介護課長

近隣の負担額についてはちょっと承知しておりませんので、お答えすることできませんので、お許してください。

○高笠原委員

西三八市は全部300円ですね、かなり前から。

それで、前も私、一回ちょっと質問したことあります。このよく横並び横並びと、こう言われるんですけれども、西三八市の中に、もうかなりあります、皆さんが300円なのに310円って何か切りの悪い数字をずっと続けてみえる。この10円が切れないんでしょうかね。横並びで全部で300円、10円切れないところに何か難しい面があるんでしょうか。

○長寿介護課長

私は、10円が負担できないかと言われましても、ちょっと過程をよくわかってないものですから、市は300円を補助して一食いただいていると思っておりますから、利用者の方にね。610円のを本人310円、市が300円というような形で行っております、きょうこの席で今、御質問者が西三

みんな300円ですよということで市の方が、あと少し補助を出したらというお話なんですが、私一存ではちょっとお答えできませんので、お許してください。

○高笠原委員

ここ一、二年の問題じゃなくてね、ほんとに長いんです、310円。ほかのところは300円という状況ね。

それで私ね、ぜひこれ西三八市に並んで300円にさせていただきたいと、こういうふうに表示を要求させていただきますが、そのところの結論は今、課長は、私一存ではできないとおっしゃられました。部長、市長いかがでしょうか。

○保険健康部長

知立市を除く近隣の各市が300円というのは、これはあくまでも一般普通食の場合でありまして、特別食の場合ですと、ちょっと私、額は承知しておりませんが、500円、600円、ちょっと額はわかりません。300円よりは高いはずですよ。

しかしながら、知立市の場合は、特別食、普通食すべて310円ということですので、その点だけは御承知おきください。

それとあと、切りが確かに310円と悪いんですけども、これを全額市で10円分を負担するか、果たしてもう一点としては、業者にも歩み寄っていただいて、業者が5円、市も5円というような格好で600円ということではできるのならばあれですが、一度業者の方とも協議はしてみるのもいいかなというふうには今、思います。

○林市長

私もこの近隣の状況をちょっと知り得なくて、今、部長が答弁させていただいたように、普通食そして特別食等々ある中でという話もあります。また、業者にある程度負担していただくことができるといふ思いもある中で、いま一度研究・検討させていただきたいと思っております。

○高笠原委員

10円の半分を業者にかぶってもらうと、これもつらいことですよ。今お話したように、買い物にも行けない、そういう人がいる中で、やっぱり

最後の頼ろうとするのがこの宅配給食じゃないですか。だから、10円というけれども、厳しいみんな生活の中から出すお金ですから、本人負担を少なくして、そこが市がかぶると、こういうふうには私は政治をもっていてもらいたいと思うんですね。近隣西三八市調べていただければわかります。ぜひ市長、そういう意味でも介護保険が厳しいこういう中ですから、宅配給食の本人負担300円で10円は魚初にお話することは結構ですけど、市が負担するというそういう方向で一度考えていただいて、ぜひ実施をしていただきたいと思います。再度お答えをいただきたいと思っております。

○林市長

この件については、やはりメニュー等もこれからどういうふうにしていくかということも含めて、一度考えてみたいというふうには思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第14号について、挙手により採決します。議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号について、挙手により採決します。

議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号 平成21年度知立市一般会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉原委員

それでは、議案第17号の平成21年度の知立市一般会計予算についてお尋ねを随時させていただきたいと存じます。

まずはじめに、予算概要の50ページをお開きください。予算説明書におきましては161ページになりますが、住宅用太陽光発電施設設置費補助事業についてお尋ねをしたいと思います。

これに関しましては、議会の中でも同僚議員の方々が御発言をされて、ようやく知立市においてもこの補助金を出すという形で進めていくという話で、大変よい結果にはなってきたと思うんですけども、例えて教えていただきたいんですが、国の方も今、補助金を出すという話で、1キロワットたしか7万円だったと思います。県の方は全体で2万円の事業費を補助金として出す。知立市に関しましては、1キロワットが4万円掛ける4キロワットの上限の16万円というお話になっておるんですけども、例えば大体一般住宅で申し上げますと、3キロワットから4キロワットということの話を聞いておるんですが、4キロワットをつ

けた場合に、国と県と市の補助金、知立市の場合でいった場合にどれだけの補助金がおられるかといったことに関してまずちょっと御披瀝いただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○環境課長

ただいま杉原委員の方から太陽光発電の補助関係ということでお話がございました。それで、これにつきましては、今もお話がありましたように、まず設置される方ですね、この方につきましては今回制定をさせていただいております市からの補助ですね、これが1キロワット4万円ということで上限が4キロワットということで、まず16万円が市からおります。あと、国の方からは、今お話がありましたように、1キロワット7万円、これが4キロワットが上限ということで28万円ということで、今現在、県の方の補助はないということで、設置される方につきましては16万円プラス28万円という格好になります。

○杉原委員

ありがとうございました。

今のところ、例えば4キロワットで申し上げますと知立市が16万円が上限で国の方が28万円合わせて44万円ということによろしいですか。

私のちょっと調べたところによりますと、県の方が上限2万円ということがあるんですけど、この件に関してはトリプルでもらえるということではなくて、どういった形になるのかちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○環境課長

今言われました県の補助ですけれども、これにつきましては設置者については補助はありません。県が出すというものにつきましては、市が設置者に補助を出したということに対して、市の方に5,000円の4キロワットということで2万円が市の方に歳入ということで入ってくるというもので、設置者に対しては市と国、この2カ所の補助ということでございます。

○杉原委員

ありがとうございました。

要は、トリプルじゃなくて2カ所ですね。国と

市からもらえるということでもよろしいわけですね。

それで、近隣市に関しても太陽光発電をやられておられますので、ちょっと調べてみましたら、一番愛知県内で高いところが豊橋が1キロワット8万円で4キロワット上限で32万円、豊田市で申し上げますと30万円が上限、西尾だと20万円、小牧の方も30万円といったような形で、知立市よりも高いところが多分に多いんですけど、今回のこの1キロワット掛ける4キロワットの16万円にされた根拠。近隣市を多分見られたかと思うんですけど、それともう一つ、今回予算が320万円ですので、上限の4キロワットを市民の方がつけられたその20件しかないんですけど、この予算に関してどのような形で。近隣市に関しても、これに関してどういう補助金に関してやられているか御披露をいただきたいと思うんですが。

○環境課長

今、言われました補助額ですけども、杉原委員の言われた豊橋、豊田、そういった先進の市といますか、そういったところにつきましては、国の補助が今までなかったと。これが2005年ぐらいに廃止をされて、国の制度が、国の補助がなかったときにこういった先進の市が今言われたような豊橋市だと8万円、豊田市だと10万円というような金額で助成を始められたということで、この国の制度が今回補正でことしの1月からだったと思うんですけども、再度復活ということで国の制度ができました。そういったようなことで、国の制度がないときに今始められたところについては高額ということで、私の方も調べさせていただいたんですけども、先進の市を除いた市の平均が大体3万8,000円ぐらいの平均しますとそれぐらいの補助というようなことで、今回知立市におきまして4万円ということで設定をさせていただいたということでございます。

○杉原委員

補助金の額、近隣市とどういう状況。

○環境課長

あと、今回予定をさせていただいておりますが20件ということでございますけれども、これに

つきましては、刈谷市の方の実情を聞きましたら、刈谷市の方を30件を切っておったと思うんですけども、そんなような実績ということで知立市においては、まず20件ということで計上させていただいております。

○杉原委員

ありがとうございました。

この今20件掛ける多分4キロワット上限をつけられた場合、いつから受付をされて、この補助金に関して。この20件の決め方に関してはどうのようか考えておられるか御披露いただきたいんですが。

○環境課長

まず、その20件ですけども、今申しましたように、刈谷市の状況、これを見させていただいて知立市では20件ということで設定をさせていただいております。

それと、太陽光発電の制度の始まりですけども、これは4月1日以降の広報の方で出させていただき予定しておりますけれども、4月からの受付ということで予定をさせていただいております。

○杉原委員

答弁漏れがあったと思うんですけど、その4月1日以降の広報からということですけども、その20件の決め方、順番に申し込みをされた方から順番に、予算がいっぱいになってしまったら終わりなのかどうかということも教えていただきたいんですが。

○環境課長

一応20件ということでございますけれども、これにつきましては、もし20件オーバーということであれば補正対応というふうには考えてはおります。

○杉原委員

ありがとうございます。

ぜひですね、これも知立市始まって以来で、同僚議員の方々が議会の中で答弁をされて、これも実施されていくと。また、国の方も7万円復活してついてくると、補助金という形で、どれだけ太陽光発電がくるかわかりませんが、補正を組まれるということでしたので、市長に補正を組んでほしいと言おうと思いましたが、補正

を組んでいくというお話がございましたので、ぜひとも20件超えた場合、環境に関しては京都議定書等々ございまして、知立市なんか今、小学校の太陽光発電等々なんか環境に関して取り組んできておられますので、ぜひともこれに関しては補正をもって、20件を超えた場合は進めていっていただきたいなと思いますけど、市長、そのような形でよろしいですか。

○林市長

今、杉原委員御指摘いただいたように、環境に対する取り組みというのは、ほんとに今日的な課題であります。そして、この住宅用太陽光発電、今当初予算では20件という組み方ですが、どんどんとPRをしていく、また、議員の皆様方にもPRをしていただいて、知立が最も太陽光発電がつけられているというようなそんなような状況が生まれるように市としても頑張ってまいります。また、どんどん申請があった際には、補正等で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉原委員

ありがとうございました。

ぜひそういった形で多くの市民の方々ですね、まずこれもPRも必要だと思いますので、そういったPRに関しても広報のみならず、もちろん今、ホームページ等々もありますし、その周知の仕方いろいろあると思いますので、その周知の仕方に関しては、またいろいろと考えていただきたいなと思います。

太陽光発電に関しましてはここで終わらしまして、続きまして、予算説明書の173ページの中の上段の方に農振基本図作成業務委託料の30万円がついておりますけど、この件の詳細に関して御説明いただきたいんですが。

○佐藤委員長

ここで2時10分まで休憩とします。

午後1時57分休憩

午後2時09分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

この農振基本図作成業務委託料でございますが、これは農振基本図というのがパソコンの中にすべて入っております、その部分におきまして農業委員会で転用があったもの、また、都市計画法で移動があったもの、そういったものを1年間まとめて移動の修正をいたすものでございます。ですから、今回でいいますと、3月の農業委員会分までを反映して次年度で移動を修正させていただくものでございます。28万5,000円の費用のあと消費税分で29万9,250円が内訳となっております。

○杉原委員

ありがとうございました。

実を申しますと、これをお話を聞かせていただいたのは関連事項になるんですけど、質疑の方でもお話をお聞かせいただきましたけど、農業振興地域整備計画の部分にもちょっと絡んでくるところなんですけれども、いま一度お尋ねをしたいと思うんですけど、答弁がダブるかもしれませんがお許しをいただきたいと思っております。

知立市に関しては16平方キロメートルの中の10キロが市街化区域の6キロが調整区域と、調整区域の6キロの中の95%が農業振興地域だということが言えてると思います。

その中で、今後のこの農業振興地域整備計画の中で関連になりますけれども、いま一度お尋ねしますけれども、今後の計画といたしましては、今、区画整理に入るところ、上重原北部土地区画整理、そして公園等がございますけど、その計画に関して、いま一度お聞かせをいただきたいんですが。

○経済課長

平成20年度、今の予算で今回、農振の計画を作成しているところでございます。農用地におきましては答弁が質疑のときとダブるかもしれませんが、393ヘクタールに対しまして358ヘクタールの目標でございます。35ヘクタールの農用地の減でございます。この部分には御案内のしてあり、今回の上重原恩田地区の市街化への編入、また、運動公園の部分、その部分が反映されたもの

でございます。あと、一般的に農振の転用による部分も含まれるものでございます。

現在こういうふうで作成をいたしまして、3月の農業委員会に提案させていただき、県に4月に進達をいたします。それで、7月に協議会の同意を得まして公告、施行の予定でございます。

今の日程ですね、3月の農業員会で今申し上げたところを提案させていただきます。

それと、4月に県の方の農業振興整備対策班会議というものに進達をしております。5月の市公告、縦覧、また、7月に県の協議会の同意を得て公告、施行の予定でございます。

○杉原委員

ありがとうございました。

今のお話でいきますと、農業振興地域整備計画の中で農振地区の繰り返しになりますが、北部土地区画整理の26ヘクタールと公園の約9ヘクタールの35ヘクタールが減という形で今から県の方に4月に出していくということでよろしいわけですね。

この件に関して、市長、お尋ねしたいんですけども、最終的にこの農業振興地域整備計画の中から外していくということの中でも北部土地区画整理、上重原のと公園9ヘクタールというお話が出ておりましたけれども、我々の市政会の方からもお話が出ておりますけれども、最終的には基金を削られた公園の部分に関して、農業振興地域整備計画の中に9ヘクタール公園に関しては入れて県の方に許認可をもらっていくという方向で凍結と市長は言っておられました、前向きに今そういった意味では進めていかれるという方向でよろしいですか、御答弁いただきたいんですが。

○林市長

農振の除外事務ということで、今、課長が申し上げますとおりの、恩田地区と総合公園については農振地域から外させていくということでお願いをさせていただきます。

そうした中で、総合公園については、これも該当委員会じゃないんですけども、建設水道委員会でも申し上げたんですけども、一度財政計画を

しっかり練り直して考えていきたいというふうに思っております。

○杉原委員

市長の方の御答弁の中に、今、凍結というよりも前向きにというような私自身は感じられましたので、ぜひとも基金に関しては今回削減をされたわけですけれども、こういった農業振興地域整備計画の中には訴えていかれるということですので、我々、私もそうですけど市政会にとっても、ぜひともこれは予算のことも絡みますけど公園に関しては前向きに進めていっていただきたいなということの前向きなあらわれだということでもよろしいですか、市長、御答弁を賜りたいと思うんですけど。

○林市長

前向きって言われちゃいますと誤解を招くのかなという思いがあります。

市民ニーズが多様化してる中で、やはり安心・安全を高めることもそうです。教育、子育て支援もそうですし、すべてのことを一度整理して財政計画を練り直して考えていきたいという意味であります。そうした中で、この総合公園もその中の一つとして考えていきたいということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○杉原委員

わかりました。まずは農業振興地域、これを外さない限り公園も進まないですから、市長におかれましては、ぜひともこれは外していただいて、基金に関しては1億5,000万円ございますけど、以前から出てる土地開発基金、埋蔵金といわれている、高橋議員が言っておられましたけど、この部分もうまいこと利用、こちらの公園の部分に使っていただくということの考えも私はあるのかなと思っておりますので、ぜひとも今後、農業振興地域整備計画の中へ外していただいて、公園に関しても前向きに進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。これはこれで答弁を終わらせていただきたいと思います。

次に、予算概要の39ページ、予算説明書にもあります119ページになるんですが、日中一時支援施設等建設補助事業に関してちょっとお尋ねをし

たいと思います。

これに関しましては、6,500万円という今お金がついておるわけですけど、ケアホームも大事という形で平成20年度、ことしの来月の4月から6名をとという形になっているんですが、詳細、オープンというか使用開始時期に関してお尋ねをしたいということが一点と、最終的に今6名という対象者に関しまして、来月のことですので1カ月ぐらいのことですけど、そういった対象者に関して今ここにも書いてありますけど、実質の対象者が今どういった形におみえになるかということも御披瀝いただきたいんですが。

○福祉課長

日中一時支援事業というこれは初めてのことでございます。自立支援法が施行されて地域生活支援事業、これは市が実施主体となります。事業所としては、けやきがこれから運営していきますけれど、この場所は御承知だと思いますけど、第二けやき作業所の隣になります。奥になりますけれど。建設につきましては、ここであげさせていただきましたですけど、日中一時支援事業の来年度に向けて建設をしていくということでございます。

サービスにつきましては、利用者の対象者は昼間父兄の方がいろいろ用事ができました場合に、いわゆる預けていくということでお預かりするという、障害者の方ですけど、そういったサービス事業でございます。

今現在でも知立市は市外の方へお願いしている方がございます。そういった面で知立市を利用させていただくということで、なかなかいい事業じゃないかなと思っております。安城市と刈谷市、名古屋市といったようなふうで五、六名の方が使っております。そういった面で、最寄にあれば今後利用させていただくことになると思います。

対象者といいますと、やはり障害者の方で、いわゆる重い方も含めてお預かりするということになっております。

オープンは予定としましては平成22年4月、平成21年度は建設でございますので、そういうふう

で予定しております。

○杉原委員

ちょっと勘違いしておりました。

この件に関して、今6,500万円という形で、けやきの会の補助金という形で資金提供という形ですけれども、第二けやきに関しては国の補助金を借りてといった形で、なぜ今回こういった形になられたかということに関してをお知らせいただきたいんですけど。

○佐藤委員長

しばらく休憩とします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

日中一時につきましては、建築事業費としましては5,814万2,000円ということで、そのほかの設計の管理もでございます。そういったものがこれが115万5,000円、それが全部国庫補助がつきませんものですから市単で出していくということになりますので、そのほかも備品等もございますものですから全部で6,500万円補助をしていくと、そういったふうで今回、予算計上させていただきました。

○杉原委員

ちょっとよくわからないんですけど、第二けやきに関しては国のこれから補助金を求めていくということで、同じような形の中の内容ですね、目的は一緒だとは思いますが、ちょっと違うんですか。これも御披瀝いただきたいんですが。

○福祉課長

まず、第二けやきは作業所です。作業所を中心、今までは知的障害者の授産施設でございましたけど、こういった作業所を建設する場合におきましては国県が補助4分の3つくことになっております。日中一時につきましては、どちらかというと地域生活支援事業ですので、市の実施主体ということになりますものですから、けやきが事業

所を開いてやっていく中で、知立市が委託料をいかなければいけないということで、国県の方の対象外ということで、どこもこの施設につきましては補助がつきません。ですから、市が出していかなければいけないという事業でございます。

○杉原委員

わかりました。ちょっと僕、もう一つ間違えて今、質問しました。第二けやき作業所じゃなくて第2ケアホームに関しては今後、1棟目が終わったあと第2ケアホームを国の補助金を借りてと、補助金を求めてというようなことをお伺いしているんですが、その点に関してはいかがでしょうか。目的が一緒なのかどうか、国の補助金は求めないのかという等々についてお聞かせいただきたいんですけど。

○福祉課長

第2ケアホームにつきましては、国庫補助がつかます。これは総工費が4,100万円程度かかります。そのほかもろもろもございますので、もう少しいきます。その中で、国県が1,870万円程度入ってきます。ですから、あとの残りはどうしますかといいますと、借入金2,250万円程度ございすけれど、けやき作業所の方が借りて返済していくという形で今、考えております。ですから、これは国県はつかますので、よろしく。

それも平成20年度から急遽つくよという国の方から示されてきましたものですから、第二けやきだけはつく予定になっておりますので、よろしくをお願いします。

○杉原委員

よくわかりました。なぜかなというふうに感じておったものですから、ケアホームの第1が国の方が予算がつかなくて第2がつくよということで急遽つくようになったということで、これは予算補助を求めていくということでよろしいわけですね。第3ケアホームもまだこれは予定ないんですけど、第2ケアホームに関しても前回の第二けやき作業所と同じくですね、近く安城の場合でいうとハルナとダブって碧海5市の中でほとんどは予算がつかなかったのを国政の先生と、あとは本多前

市長が御尽力賜って今回第二けやき作業所に関してもおりに来たということは伺えると思いますけど、この第2ケアホームに関して、また近隣市に関しても何か手を挙げられているようなお話もお聞きをしておるわけですけども、その点はどうか、状況に関しては、わかりました。

○福祉課長

ほかの市がちょっと私、把握しておりませんので申しわけございませんですけど、今のところついていくような方向性がちょっと明るく感じておりますけれど、まだはっきりしたことが出ておりませんので申しわけないです。

各市はちょっと状況はわかりませんので、申しわけございません。

○杉原委員

ぜひそういった場合におきましては、新市長、林市長におかれましては、一段の御尽力を賜らないと、またダブってしまってハルナと今回知立でできたんですけど、第二けやき作業所はできないといったことにならないように、ぜひとも市長におかれましては、答弁結構ですので、御尽力を引き続きお願いしたいと思います。

これに関連いたしまして、第二けやき作業所に関してお尋ねをしたいと思います。

今、第二けやき作業所に関しては、4月でしたかね、オープンがという形になっております。私も平成20年、昨年9月定例会一般質問でもちょっとさせていただきましたが、大変すばらしい施設だと思って障害者の方々がやる気を起こせる施設の一つとして大変私も期待をしております。

が、しかし、今御案内のとおり、世の中の状況が、今回クッキーとかパンとかコーヒーを出されるということでしたけれども、ほかの飲食業の方々のお話を知立市内お聞きいたしますと、大体売り上げが15%から20%減になっておられるという話をよく市内の飲食店の方にお聞きします。ひどいところになると4割、5割減ったといったお話も聞いております。

9月定例会でも私ちょっとお話しをさせていただきましたが、当時、副社子ども部長におかれま

しても私、問題提起の中にこうしたらいいじゃないかという話の中で、自分自身の一般質問の中を見ても、今、保育園に関して、けやきのクッキーとかを入れて少量でありますけどされておられると。小学校に関しては今ないという状況の中で、前向きにちょっと検討していきたいというお話が前回ございましたけど、その点に関して、今は新市長も林市長になられて、どういった形で今お話を見解を持っておられるかということ、約半年たちましたから、これでオープンいたしますので、どういう見解を、お話も半年されて終わられたもので、どういう見解を持っておられるかということが一点お聞きしたいということ、刈谷市の場合で申しますと、これも前回9月の定例会のとき申し上げたあとに、パンドラといったところが同じような障害者の中で企業、電装、アイシンに入られて、知立市も企業がございませうけども、これに関しても前向きに福祉子ども部長、検討していきたいという御答弁をいただきました。

この件に関して、あと中心市街地活性化の中で空き店舗があったらそれに関して売る方法、あとは車を出して外に売りに行くという方法もあるだろうということを我々いろいろ御質問させていただいて前向きに検討していきたいというお話がございましたけど、その点に関して約半年たった見解、また、市長がかわられてそういう見解に関しても福祉子ども部長の方からどういうふうになったかということをお聞きしたいんですが。

○福祉子ども部長

第二けやきにつきましては、皆様方の御協力です。4月に開所、実は正式開所というのが作業所として物品、今パンの製造と喫茶店の関係で今準備をしてるわけですが、そちらの方がオープンするのが多分5月になると思うんですが、4月には第一の方から第二の方に人が移って準備をしていくということになるかというふうに思っております。

そういう中で、今こういう経済情勢大変厳しいということもあつて、今、第一けやきの方もなかなか苦労しているというのが状況でございますが、杉原委員の方からも前御提案がございませう

たので、私ども保育園につきましては子ども課の方の所管でございまして、まずどのぐらいの1日当たりの生産の能力があるかということがありますので、交代交代で仕入れていくのか、全保育園が賄えるのか、その辺も具体的な話はまだ煮詰めてはないんですが、施設長とのお話もさせていただいているところでございます。ある程度軌道の乗れば、ある程度のパンの製造もできるだろうということは思いますが、当面は無理のない範囲の中で購入ができていけたらいいなということは、打ち合わせをさせていただいているところでございます。

これについては園長の方も御理解をいただいておりますので、けやきの方の無理のない範囲の中で一定の量を確保していただけるといことがめどがつかましたら購入の方を考えていきたいと考えております。

また、パンドラのああいった空き店舗ですね、ああいったところの販売については、今実はその辺もしっかり煮詰めていかないかんさかなんですが、けやきの方も今てんやわんやの状態です。備品等の購入だとか、新しく職員の採用の関係もあります。今みえる方のすみ分けというんですか、第一と第二の方のおおよその今形はできてきておりますので、もうちょっと過ぎますと落ちついてくるのかなということがありますので、開所の準備があとめどがつき次第、その辺の打ち合わせに入っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉原委員

ありがとうございます。

ぜひですね、障害者の中でも軽度の方が行かれるわけですね、第二けやき作業所に。夢を膨らませてですね、今、賃金が1万円前後という形のものが増えるのか、3倍になるのかといったようなこともかなり障害者の方々も意欲を持って臨まれると思いますので、その火は、ぜひとも行政側もお手伝いができることに関しては消さないでいただきたいな。できる範囲で、もちろん無理はいけないと思いますけど、ぜひとも

そこら辺は御支援をいただきたいなと思っておりますので、今ちょうど4月にオープンという形で、かなりいろいろな意味で忙しいかと思っておりますけど、落ちつかれた段階でも結構ですので、そこら辺も学校給食は学校課の方とも話を進めていただいて、前向きにお話しをしていただきたいなと。

市長、新しく市長になられたので、またこれお尋ねしたいんですけど、この件に関して福祉子ども部長はこういう見解を持っておみえになるわけですけど、市長としてはどういう見解、どういった方針でいこうかなと思っておられるか、これに関してもお聞かせいただきたいんですが。

○林市長

今、杉原委員御指摘のとおり、やはり同感であります。障害者の自立を市として、行政としてしっかりと支援をしてみたい、こう思っております。障害者の方々自立をしていただくということを、そのことの機会等をつくる、そして、また今申し上げましたように、その中でパン、クッキーなどがせっかくつくっていただくそれをPRしながら販売流通と申しますか、そういうシステムをしっかりと行政で確立をしたいなというふうに思っております。その中の一つが保育園であり、学校であり、また今、御披露いただいたように空き店舗であり、車で売っていくとかですね、いろいろな手段があるかと思えます。杉原委員おっしゃれましたように、無理のないようにということがいえるかと思えます。こちらの方で余りルーツを開拓するのはいいですけど、けやきの方で無理が生じては本末転倒になってしまいますので、その辺もパンドラを私も何回も行っているんですけども、例も参考にさせていただきながらいい形をつくりたいと思っておりますので、また杉原委員の御指導よろしく願いいたします。

○杉原委員

ぜひ、第二作業所の障害者の皆さんと、あとそれをサポートされる方がやってよかったと思えるような第二けやき作業所に私もしたいと思っておりますし、御支援できるところはしていきたいと思っておりますので、その点は市長、福祉子ども部長に関し

ましてもよろしくお願ひしたいなと思えます。

それと、先ほど第一作業所の話が出ました。御案内のとおり、トヨタ関連の方の企業実績が皆さん下がられて週休5日制の会社も出てきました。それに関して、今、作業が減ってきてるといったお話を施設長の方からも私自身も直接伺いました。結局1万円ぐらいもらえてた賃金が今下がってきてると。半分ももらえれるのかなという形で、かなり夢、希望を持って第一けやき作業所においても今そういう状況になっていることを施設長の方からも話を聞きました。ぜひですね、この部分に関しても仕事の確保、今は大変トヨタはじめ関連企業もう仕事がないといったことは重々承知です。が、しかし、これに関しても行政としても仕事の確保、開拓ができる部分に関しては一緒に考えていかなくちゃいけないのかなと思えますので、その点も含めて一度考えていただきたいと。

それと、市長にもう一個お聞きたいのが、この9月定例会にいう私ちょっとお話を求めた中で、ジョブコーチ、要はサポート部分に関して、もしジョブコーチがあればという部分の企業もあると思うんですね。サポートがついてくれれば企業が1人社員をつけて教えてってなるとなかなか難しい部分が出てくるので、そのジョブコーチを先日の9月定例会でもお話しさせていただいたとおりに、高浜も独自でやられてると。県の職員も少ないといった中で、前本多市長におかれましてはジョブコーチは前向きに検討していきたいという御答弁をいただいておったわけですけども、この点に関して、林市長どのようにジョブコーチに関して前向きに検討されるのかどうかということに関して御答弁をいただきたいんですが。仕事の部分にもかかわってくるものですから、第一けやき作業所の皆さんのと私は感じてますけど、いかがですかね。

○林市長

障害者の自立を支援させていただくというのが、先ほど申し上げましたように行政としてできる限りのことをやらせていただきたいと思っております。そうした中で、このジョブコーチも一つの形

かなと思っております。高浜の例、私も聞いておるわけでございます。そうした例等々を参考にさせていただきながら、知立で合った形と申しますか、そういうようなものをまた検討してみたいなというふうに思っております。

○杉原委員

ありがとうございます。

ぜひ前向きにこれも含めて御検討いただいて、障害者の方にほんとに夢を持っていただけるような形で第一けやき作業所、第二けやき作業所とともに御支援をいただきたいなと思っております。

続きまして、最後の御質問になりますけど、予算概要の41ページ、第3子無料化拡大等事業というところなんですけど、これを私、最初見たときに、地元の方にも第3子の方は、目的とか事業概要を見ずに地元の方に軽率な発言をしてしまったなと思うんですけど、全員ただになるのかなと、第3子がと思いましたが、よく見てみますと実施児童にの3、4、5歳に関しましては無料になるんですけど、実質上の私的契約児童と私立幼稚園に行っておられる方に関して補助金を対象といった形になっておって、半分もいかないぐらい、実質上私的契約児童に関しましては市の方の3歳児に関しては私的契約が一番高くて2万2,400円払われて、4歳、5歳が1万9,600円ですので1万円もらっても約半分ぐらいが3歳児においては補助をするんだよという形になっているかと思えます。幼稚園に関しましても大体同じぐらいのような月々の月謝に関しては同じぐらいというようになっておるんですけど、なぜ今回ちょっと3歳児に関しては、このテーマを見ると、僕は全員ただなのかなと思いましたが、無料にすべきじゃないのかなと、子育て支援を知立市はやっていくということであればと思うんですけど、その点に関して見解を求めたいんですけど。

○子ども課長

今、お話がありました第3子の無料化の拡大事業ということでございますが、これは本来今まで3歳未満の子供に対しての3番目の子供については無料ということで実施してきたわけですが、第

3子子供の少子化対策ということもありまして、もう一步踏み込んで年齢を3歳、4歳、5歳まで拡大ということが今回の大きな事業ということであります。

そうした中で、第3子の中で私的契約児、本来保育には欠けないわけですけども定員に余裕がある場合ということで私的契約児も含めておるわけですが、私的契約児につきましては、月額1万円を減免、また同時に、私立幼稚園に通ってみえる子供についても第3子は就園奨励費が補助もありますけど、それを除いてこれも月額11万円でございますけども、私立幼稚園についても私的契約児と同様な幼稚園の園児になりますので、実施させていただいたということでございます。

○杉原委員

この第3子無料化拡大事業に関しましては、進められたことに関しては大変敬意を表したいと思うんですけど、実質上、子供たちには同じ権利が私たち市民の方、親御さんもそうですけど与えられて当たり前なのかなと思うわけですよ。実質上、同じ子供たちの権利が与えられては当たり前だと思いますので、実質上の中でいくと、実施児童に関しては全額無料であると。私的契約と幼稚園に行かれる方に関しては補助金対象の中で取り扱いをされていくと。これは初めの一步なので、予算のかかることでもありますので、初めの一步としては大変すばらしいと私自身も思っておりますので、今後の対策として、市長も子育て日本一というふうに明言をされておられるわけですから、ぜひともこの部分に関しても考えていただきたいなと思いますが、市長いかがでしょうかね。

○林市長

今、杉原委員の御指摘、私もなるほどというか、やはり子供に実施児童だろうと私的契約児童だろうと幼稚園に通われる子供だろうと変わらないなという思いはあります。

そうした中で、今回この初めの一步ということでおっしゃってくださいましたということでございます。今の杉原委員の御意見もちょっと十分踏

まえて一度検討をしてみたいというふうに思っております。

○杉原委員

ありがとうございます。

ぜひ前向きにちょっと御検討賜りまして、総体的に市長先ほどから見直すというお話もごさいますので、これも含めて見直しをまたしていただければありがたいと思います。

最後に、ちょっとこの部分で関連事項になりますが、一般質問の中でお話しをさせていただきましたが、幼稚園の就園奨励費の関係ですね、対象外。知立市の場合は5,000円と。他市が前、私自身述べさせていただきましても、豊田は9万円、4歳、5歳、3歳児は5万9,400円と。近隣市の安城市は1万4,400円年額と。特に680万円の就園奨励費対象外の方というのは給与が680万円超の方で680万1円になっても5,000円しかもらえないと。360万円以下の方は年間9万円で360万円超680万円以下は年間6万円もらえるといった中で、就園奨励費、福祉子ども部長にも御答弁を質疑の際にいただいたんですけど、この件に関しまして、今後前向きな御答弁を私自身いただきたいなど。市長に見解を。福祉子ども部長にはいただいたんですけど、一般質問の際。

市長、この点に関して、先ほどからお話しをさせていただいているとおりに、第3子無料化拡大もわかりですけども、ここの部分に関しても子供たちは同じ権利が与えられて当たり前だと思いますので、ぜひとも、今、一般質問でもお話しさせていただいたとおりに、知立市の場合は、公立幼稚園がないわけですね。私立幼稚園だけで、実質上、公立保育園と私立保育園14園あって、私立と公立保育園が今の公立幼稚園の役割を知立市の場合は担ってきたということは否めないと思うんですね。間違いはない、これは。そこの中で共存共栄の中で私立幼稚園の方ともやってきたといった中で、私的契約児童を知立市の場合、平成12年の際には20人ぐらいだったやつを今だと二百四、五十人まで私的契約児童を受け入れてきたと。公立幼稚園がないからそういう役割の中でやって

いこうという中であって、結局就園奨励費に関しては知立市に関しては、かなり低いと。今の680万円超、680万1円を所得が超えた方はそうになってしまうということですので、これに関しては見直しをしていただきたいと思います。

前本多市長に関しましては前向きにこれはしてきたいなというお話がございましたけど、林市長、この件に関してどのように思われるか御答弁いただきたいんですが。

○林市長

この幼稚園就園奨励費補助金ですね、御案内のように、補助対象外のを市単でカバーしていくという内容であると思います。

そうした中で、やはり当市は施策的に公立幼稚園をつくらずに私立の方で民間の方々に御活躍いただいでやっていただいているという側面がありまして、保育園と幼稚園というのは知立市としては共存共栄でやってきたいという思いが非常に強く感じております。

そうした中で、幼稚園の運営をできる限り助けたいし、サポートしていきたいという思いは強く持っております。

そうした中で、どうした形でサポートしていくかというやり方の問題であります。私、一つに幼稚園保護者の方々に就園奨励費を出す方がいいのか、さもなくば違った形で、例えば耐震改修を幼稚園がやる場合にその分を補助するとか、幼稚園に補助支出をした方がいいのかというそこら辺を私は今、迷っているところでありまして、できる限り効果的にこの幼稚園をサポートできるようなことを考えてみたいというふうに思っております。

というのは、やはり幼稚園には知立市外の方々も結構通っていらっしゃるわけございまして、幼稚園を共存共栄させていただくということについては、保護者に支援というよりも、やはり幼稚園に直接サポートした方が補助支出した方が効果的のかなという今、考え方を持っております。いま一度そんなことを含めて検討してみたいというふうに思っております。

○杉原委員

ありがとうございました。

いろいろな意味で、所管の方と市長、御検討いただいて、何がいいかと。もちろん私立幼稚園の方々ともひざを合わせてお話しをしていただくということも大事かと思しますので、前向きにちょっとこの辺は御検討賜りたいなと思います。

あと、これ最後ですけど、福祉子ども部長ちょっとお尋ねしたいんですが、共存共栄、問題提起、私してます。私立幼稚園と保育園に関して。やれることからやっていただきたいということで、以前も直接お話しをさせていただいたことがございますが、今、子ども課の方には看板が保育園のみとなっております。ですので、保育園のみじゃなく幼稚園、実質上もあるんだよ、承っているんだよという形で共存共栄の部分もぜひ出していきたいなど、看板をね。もちろん聞くのはそれぞれ各幼稚園のそれぞれになられると思いますので、それとリーフレット等とパンフレットに関しても置いて、実質上、保護者の方が選べる形も必要ではないのかなと私自身は感じておりますので、ぜひやれることから、それはすぐできることだと思いますので、その点に関して御答弁をいただいて私の答弁を終わらせていただきたいと思います。

○福祉子ども部長

今、杉原委員の関係でございます。幼稚園は子どもの所管でございますし、今現状も十分理解しているつもりでございます。

そういう中で、幼稚園側の方からのいろんな御要望いただいております。子ども課としまして、入所案内からいろんな形でパンフレットの常設とか案内とかそういうことも含めて窓口対応、私どもできるだけことは支援していきたいということがありますので、今、委員おっしゃられたようなことは改善していきたいというふうに思っております。

○馬場委員

予算書の143ページに子育て支援センターの整備工事費77万4,000円が計上されておりますけど

も、その内容について教えていただきたいと思っております。

○子ども課長

子育て支援センター整備工事費の概要ですが、中央子育て支援センターのところの雨の強い場合に床までの吹き込みがあるそういったものの対策ということで1件あります。それから、砂場の整備ということで現在考えております。

以上でございます。

○馬場委員

子育て支援センターにつきましては、私どもも一般質問等で要望しておりましたけども、知立市の南部地区に子育て支援センターの設置を求める声が非常にお母さん方から多いというようなことで、この南部地区に何とかもう一つできないだろうかということをお願いしておまして、部長の答弁では知立南保育園の建てかえ時に考えていきたいということでもありますけども、これはやっぱりめどはね、皆さんから聞かれて、いつごろになるんだということを必ず聞かれるんですね。やっぱりある程度のめどを示していかないといけないのかなと思いますので、大体のね、平成22年なのか平成23年ごろなのかね、もっと後なのか、その辺のことがわかればぜひ教えていただきたいというふうに思います。

○子ども課長

南地区への子育て支援センターの建設ということでございますが、一般質問の中でも御答弁させていただいておりますが、南保育園の建てかえ時期に併設してということでお話しさせていただいております。

じゃあ南保育園はいつ建設なのかということになろうかと思います。保育園の整備計画を現在のところ平成20年度において4回ほどお集まりいただいて審議等をさせていただいて、ある一定の方向だけは出ている状況ではあります。その中で、やはり保育園の整備計画の中で、年度と予算が一体となった整備計画でないと、それは単なる絵にかいたもちになるということでありますが、今の現状としましては、今のところの案としては、3

年のローリングの中には南保育園の建てかえは計画の中には入っていないというのが現実でありまして、そういうことでございます。

状況としては、以上でございます。

○馬場委員

林市長ね、全小学校区に子育て支援センターという並々ならぬ市民とのお約束の中で申し述べておられるとおり、子育てに日本一を目指すというようなことも含めてそうした発言があるわけがありますけども、ほんとに現場行くとね、しょっちゅう南の地区の人たちからは、来迎寺できちゃったねということで、そういう声が多いわけがありますけども、もう少し何とかならないのかなと。

それと、保育園の建てかえの整備計画というのものもあるんですが、少子化がどんどん進んでいくということも考えられるし、今のところは子供は知立市は南地区を含めてふえているかなというふうには思うんですけども、だんだん少子化ということも考えられるし、そうしますと統廃合も含めて整備計画も議論していかなくちゃいけないんじゃないかなということも思いますし、南保育園は比較的、高根保育園にも近いものですからね、そんなことも考慮されておられるのかなというふうには思うんですが、もう少しこの整備計画の内容がどんな議論になっておるのかということと、それから、その整備計画の見通しというのか、どんな状況でどういうふうになっていくのかということと、それから、先ほどの3年間のローリングプランに入っておらんだよというのは、ちょっとこれは担当者は無理かと思いますが、トップの部長、市長に子育て支援センター全小学校区というお話もございますので、その辺をもう少し前倒しできないんだらうかということで御答弁いただければありがたいと思います。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後2時58分休憩

午後3時07分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

保育所の整備計画のことについては、もう一度お話しをさせていただきます。

先ほど言いました今年度4回をお集まりをいただいて会議を重ねて、ある程度の審議会としての結論的なものは出てはおります。また、今後、新しい市長もみえましたので、市長の意見も反映した上で、また平成21年予算も審議会の予算を計上させていただきますので、もう一度整備計画については最終的なものを出していただきたいというふうに思っております。審議会の方として出していきたいというふうになるかと思います。

建てかえとリニューアルにつきましては、鉄筋と鉄骨すべてかなりの保育所施設が老朽化でございます。鉄骨に関しましては耐用年数約40年、鉄筋約65年という試算での耐用年数に基づき、その年数に応じて順次計画をもっていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、先ほど言いました計画と予算がリンクしていなければ、やはりその計画自体が延会と、先ほども言いましたように、そういう形になるかと思っておりますので、来年度平成21年度、審議会の方で最終的な案を練っていただきたいというふうに予定しております。

以上でございます。

○林市長

子育て支援センターでございます。やはり今、核家族化という中で、身近なところで子育てについて相談ができる施設がほしい、そんな思いで小学校区ということで申し上げてきました。

そうした中で、さしあたって中学区ごとということには、馬場委員御指摘いただきました南中学校区に一つつくるということで今までそういった議論もあったわけでございます。

そうした中で、南保育園の建設時にそのときにやっていくということで、今まとまって、ある程度まとめてきてるわけでございます。

そうした中で、今課長が申し上げましたように、保育施設整備基金、平成21年度中には策定する予

定でございます。その中で南保育園の建設増設を位置づけるわけでございます。そのときに、やはりこの南中学校校区に子育て支援センターというものも何とか位置づけられないかなという思いがあります。

○馬場委員

せっかく市民の方も新市長にも子育て日本一ということで期待をしてるかと思しますので、的確にこたえていただきたいなというふうに思いますので、きょうのところは要望にしておきますけども、何とか前倒しをしてお願いをしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

概要の41ページに先ほど杉原委員がおっしゃってました。私も第3子無料化拡大事業というのは、以前にもいろいろか保育料の何とか無料化に向けて努力していただけないだろうかということも含めて質問したこともございますが、一步前進かなというふうに思います。

今お話があった中でも、実施児童はおおむね123人、私的契約児、私立幼稚園児ということで14人、75人というようなことで出ておりますけども、そうしたことも杉原委員もおっしゃっておいりましたけども、私もこういった方たちにもきちっと私的契約児、そして私立幼稚園にも無料化をぜひお願いをしたいなということと、実は、国でも私ども公明党が提案をし、議論をしていただいております中で、やっぱり少子化子育てをもう一步国でも進めていくためには保育料の無料化、全無料化ですよ、これを目指していこうというこいう思いで今、私どもは議論を国でも展開をしていただいております。もちろん義務教育費は小学校、中学校無償化でありますけども、そうしますと保育園は福祉だとはいいながら、教育にきちっとなっていく要素はたくさんあるわけですから、そうしたことで考えますと、こうした子供たちの保育料の無料化というものを私たち考えていかなくちやならないじゃないかということを思います。

以前に中学生まで医療費の無料化を拡大していただきまして、今進めていただいておりますけど

も、大変喜ばれております。これも最初から議論をしてきたときは、もうこの予算のことばかり、財源のことばかりでね、こんなに飛び抜けてできるだろうかということだったんですが、これもきちっと国でも議論をしていただいておりますして実現をしました。

したがいまして、無料化につきましても、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますし、その点について林市長の御見解、そしてまた、先ほど杉原委員もおっしゃっておいりましたこの要望につきまして、来年度からぜひお願いをしたいなというふうに私も申し上げたいと思っておりますが、その辺の御答弁をお願い申し上げます。

○林市長

まずは、この第3子無料化拡大については、先ほど杉原委員のときにも答弁させていただきました。一度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、保育料の無料化でございます。非常に夢のある話で、すばらしいなという思いがあります。しかしながら、何分財源が伴うわけでございまして、そうした全体の財源とほかの市民ニーズとのバランスもあるわけでございます。そうしたことを踏まえて、この保育料の無料化については研究をしてみたいというふうに思っております。

○馬場委員

ぜひ国の方にも、やっぱり国でやっていただきたいという強い要望、意見を出してもらいたいなというふうに要望しておきます。

それで次に、隣の予算概要書の40ページ、知立市就労支援相談事業というのがあるんですね。その中を見ますと、生活保護者及び障害者に対しての就労支援相談事業ということで、これについて私、平成19年6月に一般質問で増加傾向にある生活保護受給者に対する生活保護担当の職員体制の拡充と就労相談支援などを提言させていただいたところでございまして、新年度この事業が実施をされるということで大変期待をしております。

そこでまず、この生活保護の相談件数、平成18

年度は123世帯の160人ということで生活保護受給者の実態というのを教えていただいたんですが、その後こういった経済状況になってきてましてね、相当ふえてきておるのではないかと思いますので、この辺の平成19年度、平成20年度の実態がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○福祉課長

生活保護の相談件数も非常に伸びてきております。それに伴って保護世帯も4月から比較しますと130世帯が170までできております。

毎年10ぐらいふえているのが普通の流れでございますけれども、今年度におきましては非常に多く、40件ふえてますので、相当たる保護率でございます。

相談件数でございますけれども、まだ途中までの数値しか出ておりません。申しわけございません。資料としてはまだ集計はしておりませんので、4月から10月まではちょうど半年で43件相談件数がございます。ちなみに昨年は、私の方では71件という数値は示されておりますけれども、少し伸びておるじゃないかなということでございます。平成20年1月までの数値ですけど、94件でございます。1月末でございます。昨年と比べると71ですから相当ふえております。

あと、それなのに世帯数もふえてきておりますので、職員のこともございましたですけど、1人増員をしていきたいというふうで今、進んでおります。

以上でございます。

○馬場委員

今、1人増員ということで、担当職員の体制ね、これはどんどんふえてきてますので、80人にたしか1人の割合だったかなというふうには思っておりますが、どんどんやっぱ受給者がふえてきておるといことも含めて、大変仕事が広範囲にわたって、どちらかという病院も行かないかんわ、訪問する訪問件数が非常にふえてきておるといことで、職員も過酷な労働条件になってるんじゃないかなというふうに変心配しております、

1人ケースワーカーですかね、1人ふえて、以前は査察指導員というのが1人、それからケースワーカー2人だったんですね。今度は就労相談員という今回の事業に対してのその方の臨時職員というふうに言われたのかな、その辺の担当職員体制をきちっと教えていただきたいと思います。

○福祉課長

平成21年度におきましては、まずは査察指導員1名、ケースワーカー1名増で3名、医療券交付等の事務もでございます。将来生活保護者が病院へ行く場合に医療券を交付していくと、そういった医療関係のものが臨時職員で経常的についております。

それとあと、経理は別としなければなりませんのでから支払い関係は今、女性の職員がおりますけれども、それを兼務で今、事務をやっております。

それとあと、就労指導員でございますけれども、これはセーフティネットの国の事業の中の補助事業で10分の10補助をしていただきます。これはかかる人件費について補助をしていただくということで、今回就労支援相談員を配置していきたいというふうで予算計上させていただいてます。

何をやりますかといひますと、生活保護の相談にみえた方に就労についての御相談も含めて生活保護に入る前の方、それと、生活保護になった方の就労以降の方を相談させていただくということで、面接の仕方も含めて企業にも一緒に行ったりして、そういったこともさせていただくということで、時間的には余り時間は取っておりませんが、予定としましては10時から正午まで、1時から4時までという臨時的な週3日間ということをお願いしていきたいと。ハローワークの十分経験のある方をお願いしていきたいということで今、予算が通れば進めていきたいというふうに思っています。出発は5月ぐらい。4月中は準備を兼ねて、5月から行っていきたいというふうに考えております。

○馬場委員

力強い答弁でございまして、ほんとにありがた

いなというふうに思っております。

それでね、先ほど国のというのは緊急雇用の中に県の予算書の中にも載っておるんですが、国が職業相談、職業紹介というようなことで、この関係で10分の10ということで手当していただけるということでございますので、しっかり実のあるものにしなくちゃいけないなということと、一番問題なのは、やっぱりそういう方たちを見た目で元気がいいなと、顔色がいいなと。したがって、あなただったら働けるなど。生活保護の相談に来たけど、働け、働けと言われるというようなことで、逆にそんな強気でやられても、これもちょっといかなものかなというふうに思いますので、きちっと指導していただいて、そして、その辺がきしみのないように就労支援というものは、訪問も含めてやっていただきたいなというふうに思いますが、その辺のことだけ少しお聞かせいただきたい。

○福祉課長

まず、生活保護になられた方は、いわゆる要意見書、病気であれば。それから、生活保護になるときに体の調子が悪いということであれば、いわゆる健診命令、病院へ行って検査してくださいよと、どこが悪いか検査してくださいと。悪いところがあって要意見書は軽作業が可能か、働けない、働きが可能だというふうに意見があります。それに基づいて嘱託医が岩瀬外科のクリニックですね、先生がやっていただいています。それを見てまた審査していただいて、今回こういう相談員がつかますものですから、そのワーカーと三者で就労であれば指導していくというふうできちんと整理してやっていきたいと思えます。

○馬場委員

ひとつよろしく願いいたします。

それで次に、先ほど杉原委員もおっしゃってましたが予算書の概要の50ページに太陽光発電ですね、私も一般質問をさせていただきまして、いよいよ知立市も住宅用の太陽光発電施設の設置への補助事業をやっていただくということで、大変市民からもね、今でないものですから、うちの周辺が結構新しい住宅なものですから、6件ぐらいい

きなりどんと太陽光発電をつけられて、いろいろ話も聞いておるんですが、かなりこれは進んできたなということを思うんですけど、その場合、市の補助金がいつになったらできるなんていうお話もございまして、このたびこうやって設置の補助の事業が進んでいくことについては評価をさせていただきたいなというふうにもまず申し述べておきます。

それで、先ほどの話の中で、国の補助がありましたよね、7万円。いろいろお話を聞きますと、1キロワット7万円の補助ということで、これは既に国は1月13日から以前やっておりましてね、5年か6年かわからんが、もうその前からやっておりましたが、一時世界一ということだったものですから、今ドイツに抜かれましたけども、復活をしたということで、この事業についても1月13日から補助事業をやって本年度3月31日までと。2009年度以降も1キロワット当たり7万円の補助制度を継続するという方針であるということが報道されておりますけども、そうしますと、国の思いは2020年までに2005年の比で約10倍の320万戸補助事業、そして2030年には1,000万戸の導入を目指していこうということで、積極的な対応を今していただいております。

しかも県の事業の中にもありますが、県も住宅用太陽光発電設置基数全国一を堅持ということでね、すばらしい目標が載っておるわけですが、大体3キロワットの場合、システム価格が約230万円かかると。そして、これも大体3年から5年ぐらいで半減させたいなということで国は言っておりますけども、問題は、国の補助金募集に対して国から補助の実施団体を選ばれた太陽光発電協会というのがありまして、そこが行うことになっておりまして、この各都道府県別に申請の受付窓口団体というのが決まっております、愛知県の申請受付に対しての受付についてどんな形になるのかなど。それは工務店に任せておけばいいわねということなのかどうかの、手続等については国の補助金に対してのね、これはどういうふうになるのかなというふうで教えていただきたい

というふうに思います。

○環境課長

太陽光発電の国の補助の関係についての申請と
いいですか、流れということでございますけれど
も、これにつきましては、今言われましたように、
経済産業省の方が委託ということで太陽光発電協
会、そういったところへ委託を出して事業を実施
していくということで、設置者におきましては、
愛知県の場合ですと愛知県の中の県庁ですけれど
も、そちらの中に受付窓口があるということで、
これ、私どもも初めてということなんでございま
すけれども、設置者本人というよりも設置される
事業者、そういった業者の方が書類等そろえて県
の窓口の方に出していくと。それでその受付をさ
れた書類が審査をされて確定をしていくというよ
うな流れになっておるかというふうに思っており
ます。

○馬場委員

だから設置業者で言えばきちっとやってくれる
よというようなことでね。

ただ、PRについては国の補助事業、国が1キ
ロワット7万円ですよということをやっぱりPR
しといた方がいい。そうしないと業者がその分知
らないと余分に取りついでいっちゃう可能性があり
ますので、その辺は今回の太陽光発電設置、市のこ
れと同時に、国はこういうふうですよと、県はあ
りませんわね。そうしたPRをまずひとつお願い
したいということと、県の補助事業は、そのこと
をやる市町村に対して4分の1の補助というふう
に聞いておるんですが、今回40万円ですよ。た
だ、2万円で、さっき言ったキロ5,000円で4キ
ロワットで2万円のそれで20基だから45万円と、
こういうふうにしたのか、4分の1となるとこの
320万円の4分の1なのか、4分の1になるとち
よっとその辺が160万円の4分の1、40万円だと
どういうふうな計算されてるのかなということ
を思うんですが、その辺の40万円という県の市町村
に対しての補助金、これについてどう解釈すれば
いいのか教えていただきたいと思います。

○環境課長

今、言われました県の方から出ます補助金、こ
れは市町村が受け取るというものでございまして、
内容につきましては、市町村の補助額、うちでい
いますと4キロワットで4万円ということで16万
円ですね、これの4分の1、またはキロ当たり
5,000円、2万円ですね、その低い方の額と、
今言った4分の1か2万円のどちらか低い方の額
を助成をしていきますよという内容になっており
ます。

○馬場委員

わかりました。それで40万円ということになる
かと思いますね。

それで、この補助事業もさらに進めてくた
めには、先ほどもいいましたPRについて、いよいよ
市もやり出しましたよと、国も補助金があります
よということですね、このPRについては広報も含
めてあらゆるところで地球温暖化防止対策CO₂
削減という観点からもきちっとPRしていただき
たいなというふうに思いますが、そのPRについ
ての御見解をお聞かせいただきたい。

○環境課長

4月から実施ということでPR漏れのないよ
うに、できるだけやっていきたいというふうに思っ
ておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

○馬場委員

次に、本会議でも質疑のときに聞きましたけど、
緊急雇用創出事業計画書ね、これ1枚出していた
だきました。知立市もこの予算概要書の20ペー
ジに載っておるところから大分変りまして、これだ
けの事業が今年度平成21年度行われるわけであり
ますけども、この事業については離職を余儀なく
された非正規労働者や中高年齢者等の失業者に
対して緊急かつ短期的な雇用、就業機会を創出す
るため、県及び市町村の委託事業等を実施します
というようなことで、この事業委託先は民間企業、
シルバー人材センターなどということで、直接こ
れは行政が携わることができるというようなこと
で緊急雇用の事業が今回六つ出されたわけであり
ますけども、事業に従事する全労働者は18人と、

今回新規雇用の失業者の人数は16人ですよという
ようなことで出とるわけですが、これは雇用期間
が6カ月というようなことになっておりまして、
ただ、6カ月だけでも状況に応じて一回限り、更
新が可能だというふうにも聞いておるわけであり
ますけれども、この事業について、この18名の委託
も含めて見通しというか、どのような形でいつか
らこういった雇用事業がやれるのかなというふう
に具体的な見通しについて少しわかれば教えてい
ただきたいというふうに思います。

○経済課長

ただいまの質問でございますが、予算書の方と
今回提出させてもらったものとヒアリング後、今
までの中にあった事業も含まれているというよう
なことで最終的に今回資料として出させていた
だきました事業計画書の6項目になっております。

事前にこういうふうでこんな事業をやりたいと
いうようなことで各部署から提出がいただいてお
るわけでございますが、申しわけありませんが、
私も県への内容の進達、あるいはヒアリング等
を受けておりますので、個々の事業についてのいつ
ごろかというものは原課の方、担当部署の方で
行うこととなりますので、いつごろかというのは
私の方からは申し上げませんが、例えばミニバ
ス等でありまして実施期間をもう予定している部
分もございますので、たしか6月ぐらいまでとい
うようなことを言っておりましたけど、そうい
った中で行いますし、一番の外国人の滞納者です
と随時出納閉鎖まででとりあえず行って、またあと
10月以降とかそういった強化的なところになるか
と思います。また、6番、7番におきましては、
都市計の方でございますが、公園パトロール事業
ということであれば、現在市の方で実施いたしま
した緊急雇用で2名、現在この3月まででござい
ますが雇用させていただいております。そうい
った中で申し上げますと、日々公園を130余を回
っているようでございますので、これは早速4月か
らにでも実施できるもの、そういったような内容
を時期的なものになろうかと思っております。

○馬場委員

全部所管外になりますので、その担当が決める
かなというふうに思いますが、事業が平成21年度
からじゃなくて平成20年からもやっておるん
ですよ。平成20年から平成23年、4年間やる
ということになっておるんですよ。平成20年に
募集したでしょう。募集が少なかったんじゃない。
そういうことはありませんか。今回初めて平成
21年度からということですか。そのことを御
紹介してください。

○経済課長

ちょっと私の方が今回把握しているものにつ
きましては、緊急雇用創出交付ということで、
国の方が各県の方に拠出をして基金という
ことでございまして、緊急雇用創出または
ふるさと雇用再生特別交付金という事業で
始まったものが今回の平成21年度から
平成23年度までの実施ということ
で理解しておりますので、平成20年度
で違ったものであったとすれば、
これ以外のものではないかな
というふうには思っております。

○馬場委員

県の予算書にはきちっと平成20年度から平成
23年度までは4年間ですよということ
で載っておりますので、それでお聞き
したわけですけども、それはいい
です。

それで、この事業6カ月ということ
ですが、その事業に対していろいろ
か雇用していくわけであり
ますけども、雇用の募集、これ
がうまくいくのかなということ
も含めてちょっと心配をして
おります。ですから、各事業
によっては担当は決ま
っておりますのでそれはいい
んですが、担当の経済
課もその辺のことはきち
っと把握をしていただ
きたいな。

というのは、平成22年度、平成23年度も
続いていくその事業が、例
えば夜間パトロールとか公園
パトロールということも含
めて外国人の全部含めて
ね、今年度だけで終わる
やつもあるだろうし、
新しく平成22年度に財
政が決まるでしょうし、
枠もありますよね。ど
れぐらいの予算なのか
ということもあります
しね。そうしますと、
平成22年度、平成23
年度継続的にきち
っと出して、そ

してまた、県の方にヒアリングをして決まってくるのかなというふうに思うんですが、継続についてはずっとこれでやっていけるのかどうなのかと。平成22年度はまたやらなくてはいけないのじゃないかというふうに思うんですが、この辺の募集とそれに対する申し込みがあるかどうかという見通しと、平成22年、平成23年度の事業の継続についてお考えをお聞かせいただきたい。

○経済課長

募集等につきましては、先ほども申し上げましたように、各課で行います。それで、当然取扱い要領の中で行っていくわけなんですけど、まだ何しろ要領の方も最近案がかたまってきたところでございます、やはり私も理解してないところもありますし、原課の方はまた特にわかってないところもございますので、これはどうなのだと、今言った6カ月の雇用をまた一回切って同じものが雇用できるのか、また、そういったところも含め、県の方に内容を聞きながら募集をしていく方向であります。

また、募集をどのようにということですが、やはりそれぞれの課でおきまして委託の仕様書の中でまた募集をするのにハローワークに登録しなきゃいけないのか、どういった公募をするのかということもございまして、またその辺のところを各課からの要望で詰めてまいりたいと思います。

次に、見通しでございますが、これは平成21年から平成23年までということですが、知立市へのおおよその緊急雇用創出事業配分の目安というものが3,950万円ということで、目安ということで提示をされております。それで、平成21年度にそのうちの約4割、それから平成22年度にそのうちの5割、残り平成23年度に1割ということで、4、5、1の割合で目安の金額を配分というようなことで御案内を受けております。たまたま今回の部分におきましては、4割で計算いたしますと1,580万円でございます。御案内しておるのが2,000万円余ということですので、オーバーしてるんじゃないかというところがござい

ますが、つい先日でございます。各市町のヒアリングをした後に、やはり出ている件数等が少ないようで、当市の分につきましてはそこに御案内をさせていただきました6事業、金額はオーバーしておりますが、一応県の段階では採択、採用されていく方向であります。今、国の方にそれを提出するというので下りるのかなというふうでは思っております。ですから今、質問者言われましたように、平成22年度からまた事業の中では平成21年度終わって平成22年度から始まるもの、また、平成23年度から始まるものもあるやと思いますので、そういった見通しになるかとは思いますが、

以上でございます。

○馬場委員

ありがとうございました。

周辺も高浜市を除いてほとんど出てます、この辺は西三河の方はね。しかし、少ないというね、今回急だったということもあって出せなかった部分も市もありますので、その分は少ないということで対応していただけるのかなというふうに思いますが、全体の枠は何か決まっておるみたいなんですよね、先ほど課長おっしゃったように。これがふえるんだったら平成23年度ももっとやりたいなというふうに思いますが、緊急かつ短期的な運用というようなことで、雇用というようなことでされております。

最後に、ふるさと雇用再生特別基金事業、これはなかなか条件も厳しくてというお話もあったと思いますが、これは地域内にニーズがあり、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、求職者に対して継続的な雇用機会を創出する事業を県及び市町村が民間企業等への委託により実施をするというようなことで、これは平成21年度から平成23年度の3カ年ということになっております。この雇用条件は雇用期間が原則1年以上、更新もオーケーですよということなんですけど、事業例がいろいろかほかにも周辺の地域にも出ておりますが、この辺だとそれこそ高浜がふるさと雇用で出ておりましたが、あとはまだ未定のところが多くありました。

これにつきましても、事業例としては食品リサイクル事業や堆肥の農業利用を促進する事業などというようなことで、知立市でいえばそういったこともどうなのかなというようなことで、これは民間企業あるいはNPO法人ということでございますので、その辺が難しいのかなというふうに思いますが、せっかくの知立市の、これはどのぐらいの枠があるのかね、金額としては、教えていただくとともに、今年度できなくても3カ年の事業というようなことがあって、来年度手を挙げることもできますので、ちょっとその辺も研究をしていただきたいなというふうに思いますが、その見通しについてお聞かせいただきたい。

○経済課長

ふるさと雇用再生でございます。今の質問者言われたように、よその他市聞く中でも、やはりちょっと難しいというところがございます。それで、私どもも当初に各部署の方から案をあげていただいたときに、ふるさとになるかということでしたが、ヒアリングの中でふるさとに適用しない。

と申しますのは、ふるさとというのは今言われましたように、継続ということでございまして、平成23年に済んだ後もそこに根づくような事業というのがやはり条件の中に書いてはございませんが県の問い合わせた中では実際にございまして、そうなるとこの事業、お金があるうちはいいんですけど、途切れてしまうと市からのお金が出せなくなるとしりすばみみたいな形になったりすることもありまして、なかなかちょっと難しいと申しますかね、そういった割に合わないということがございました。

それと、やはり先ほど金額がオーバーしてございまして、順位をつけて精査しろということであったが、結果6事業採択がされましたけど、それもふるさとの方にもっていけないかということも思案したんですが、やはりそれもちょっとできなかったというような経緯もあっております。

それで、来年以降またこれの中身も明らかになってまいりますので、そういった中で、できるだ

けふるさとの方にもっていけるものはしたいと思っております。

それと、ちなみに先ほどのふるさと雇用再生の配分の目安、これが2,410万円当市への目安の配分となっております。

○馬場委員

これについては研究する余地が残っておりますので、他市の状況等もホームページも開いていたければ、また私どもも情報を提供させていただきたいというふうに思っておりますが、せっかくのこうした補助事業でございますので活用していただきたいなということを申し述べておきます。

最後に、レンタサイクルの拡充ということですが、平成18年度実績で年間1,552人、当初始めたことは心配だったけどもだんだんふえてきたと。月約130人というようなことでデータをもらってるんですが、平成19年、平成20年度の利用状況、そしてこの私の質問に対して市民部長は、サイクルポートが市営駐車場1カ所なので、そこで従来の自転車を活用しておると。新たなサイクルポートの確保ということをしたし、それにあわせて自転車をふやせばレンタサイクルの活用がふえてくる、このことが今、課題であるということを申し述べておりますね。

そして、本多市長にその拡充について述べたわけでありまして、これもレンタサイクルポートも含めて拡充していきたいという答弁をいただいておりますが、その後そのままの状況になるかというふうに思いますが、平成21年度期待をしておりましたけども、この辺については拡充の見通しね、これについてわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○経済課長

レンタサイクルの利用促進ということでございます。現在レンタサイクル、御案内のように市営駐車場を拠点といたしまして、10台で利用いただいております。今、利用状況がということで大変申しわけございませんが、ちょっと資料的なものを持っておりませんので、後ほど過去2年ぐらいは御案内させていただきたいと思

います。

あと、拡充でございますが、やはり市内の範囲等考えて、今後観光を目的とするなりの中で進めていけたらと私は思いますが、やはり場所と管理をする問題等もございますので、そういったところを含め検討を考えさせていただきたいと思えます。

○馬場委員

林市長ね、市長は今回の公約の中でも自転車活用ということを最大限にあげられてね、安心・安全のまちづくりも含めて自転車活用をするべきではないかというようなことで、私はこのレンタサイクルの拡充をもう1カ所ぐらいそこどころつくっていただいて少し拡充していただきたいなど。段階的で結構でするのでお願いをしたいなというふうに思いますが、市長の決意をお願いしたいと思えます。

○林市長

私も馬場委員の御意見に大賛成であります。私、レンタサイクル乗ったことあるんですけども、非常に快適であります。このサイクルポートをふやすということもやっていきたいなという思いがあります。

また、もう一つPRの仕方として市外から来ていただく方の観光という側面以上に市内の方にも乗っていただいて知立市を再発見していただくというような、そういうようなもっていき方で知立市をおしていただくということでも、ほんとに私も乗せさせていただいて駅周辺のところとか連立高架事業の今、仮線の敷かれるところを自転車で散歩というんですかね、サイクリングさせていただいたら非常に快適であります。そうしたことをPRしていきながらレンタサイクルを皆さんに知っていただき、拡充を図っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○馬場委員

ありがとうございます。市長の思いをぜひ実現していただきたいなというふうに思えます。

めどとしてはどうなのでしょうね、これ平成21

年度もやがて始まりますけども、早急にね、そんなに難しい問題じゃないかというふうに思えます。当初始めたころも途中年度で、たしか10月ぐらいやったかね、始めていただいたと思うんですけども、平成17年か平成18年の10月ぐらいだったかなと思えますので、平成21年度の途中でそういったことができれば、ぜひ早急をお願いしたいというふうに思えますので、要望しておきます。

以上です。

○坂田委員

それでは、若干お聞きいたしますが、今定例会の私の一般質問の中で、AEDの件について触れさせていただきました。そのときの総務部長の答弁の中で、総務部長さらっとおっしゃられましたけど、私の聞き間違いではないと思えますが、次年度平成21年度、私立、公立の保育園すべてにAEDを設置すると触れられましたけども、その保育園へのAEDの設置の予算、この予算書のどこに入っておるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○子ども課長

予算説明書の中の141ページの施設管理備品購入費ということで737万4,000円があがっておりますが、こちらの方に公立園11台分、そして私立園につきましては、もう一ページをはねていただきますと上から2段目になりますが、施設管理備品購入費こちらの方に私立3園分ですが99万円ということで計上させていただいております。

以上です。

○坂田委員

といいますと、ちょっと私、今11台と言いましたけど、14台ということですね。1台これは幾らで、予算額はそれぞれどういった形になるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○子ども課長

消費税を除きますと1台31万4,000円を計上させていただきます。

○坂田委員

そうしますと400万円ぐらいになるんでしょうかね、総額のことをちょっと今お聞きしませんで

したが、かなりの金額になるかと思えます。後ほどまた総額をお聞かせいただきたいんですが、このAED設置については、これまで議会の中でいろんな議論があり、要望されまして、やっと今定例会において市内の公民館に5カ所、それも半額補助という形で計上され、この予算の概要の中にも説明されておりますが、今触れられたこの400万円近くのAEDの設置費用、これ予算書だけでは全くわかりませんし、私の先ほど申した定例会のあの場で総務部長がさらっと触れられなければ知らんうちに14台設置されると、そういった形になったと思えますが、なぜそのような形になったのか、もう少し我々議員に対しても私立、公立の保育園すべてにAEDが設置されますと、そこら辺は一言二言あってもいいような私の感想でございますが、この保育園からの要望があったのか、またそして、この保育園の設置する必要というものをそれぞれ庁内で議論の末こういった形で全保育園に設置に至ったのか、そこら辺の14台設置に至った過程というものを経緯というものをお聞かせいただきたいと思えます。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後3時59分休憩

午後4時08分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

先ほどのレンタサイクルの利用の件、御報告申し上げます。

延べ人数で申し上げます。平成18年1,552人、平成19年度1,347人、平成20年度1,484人ということで約大体1,300から1,500ぐらいの利用者でございます。

○子ども課長

坂田委員に多額なことについてがわからないじゃないかという御指摘です。大変申しわけないなというふうに思います。総額で申しますと、14台で約461万5,800円という総額になろうかと思いま

す。今回総額でいいますと多額な整備概要でございますので、本来ですと予算の概要に載せておくべきだったかなというふうにちょっと反省もしております。また今後そのようなことがないようにしていきたいというふうに思います。

また、AEDの整備の背景ですが、耐震補強等の中から子供たちへの安心・安全への確保というところから小・中学校を整備し、その後、保育園ということがありましたので、背景としてはそういった流れの中で今回整備の予算をつけさせていただいております。

以上でございます。

○坂田委員

400万円を超えるということで、確かに予算の説明会なり概要にここら辺載せて、我々議員に対しても説明がいただきたいかなと思っております。

子供たちの安心・安全のために設置したと、これはそういつてしまえばさらっといえばそれまでのことですが、現状のAEDは8歳以上、そして体重が25キロ以上の者に対象ということで、まして1歳以下の者には使用ができません。当然保育園の設置のAEDは、いわゆる流れる電流が3分の1というそういった小児用のパットを使用するかと思えます。

ここで機械のことをどうのこうのいうつもりはございませんが、AED操作は、実は私も昨日5回目の講習を牛田の公民館で受けたんですが、AED操作そのものは音声流れますから、その音声に従ってパットあってスイッチを入れる。これはそんな難しいことじゃないんですよ。

ただ、心肺蘇生法をこれと伴ってやらなければいけない。皆さんも訓練されたと思いますけども、まず倒れておる人がいますと、あなた救急車、あなたAED、そういった形でAEDを持って来てくださいと指示するわけです。そのAEDが届くまでに気道の確保、そして人工呼吸、また心臓マッサージ、そこら辺をやらなければいけないわけでございます。そういったその操作はなかなか難しいし、2回、3回、4回、5回訓練受けたぐ

らいではこれではできません、正直いって。特にこの心臓マッサージ、これに関しましては、かなり胸骨を強烈に圧迫しなければいけない。昨日も試しに私ここに寝転んでやってみれくれとあって、ものすごく胸が痛いわけです。現実にかぼれ話で聞くと、ああいった救急でやったときにあばらを折ることはそう珍しくないというそういった話も聞いております。

そういった状況を考えたときに、私、園児が心臓麻痺ということをする、幼い子が余り聞いたこともないですけども、そういった場面で保育士が園児を対象にAEDを使用できると課長考えられますか、そこら辺のところをお聞かせいただきたい。

○子ども課長

園児においても私ども消防署の方にも確認をしました。町内の公民館の方にも設置をするということをお聞かせておりますので、私ども計画では設置をしたところには、場所はどこということを決めておりませんが、市民協働課と協働してそういった講習会もやっという話はしております。

今、坂田委員の御質問ですが、園児についてもパットの電流の流れの弱いということだということをお聞かせておりますが、そういったことではそれはできるというふうにお聞かせております。

○坂田委員

もちろん1歳以上の子にはそういった3分の1の流れる小児用パットですね、これは使用できることは当然です。ただ、使いこなせるかということとは私は心配しておりますのでね。

私は、何もこの保育園に設置することに反対しとるわけではございません。AED設置に関しましては、過日の私の一般質問の中で、これは24時間対応できるそういったところにつけるべきであって、例えば今の保育園出ておりますが、これも土日は施錠され、もちろん夜は人が入ることができません。いざというときはガラスを割ってでもそれは使用すると、そういった形になるかと思いますが、そのときの私の質問に対する部長答弁は、私のこのAED設置に関する見解と多少ちょっと

違うところがありまして、総務部長は、多数の集客施設に集まる人を対象にせえと。だから今言われたのもその保育園の園児を対象にしていると思うんですけども、そういった点で、そのときも答弁の中で、当然集客が閉まっているときですね、土日とかそういうときに集客している園児もいない。そういった学校においても子供たちもいない。そういったときにAEDを使うことはないから、それは問題ないじゃないかと、そういった形で言われましたけども、私は、こういった施設といういわゆる点的な面から考えるんじゃなくして面的な考えのもとにですね、いつでもAEDが必要になった時点、例えば市内各所において事故や病気でAEDが必要になったとき、そういったときに使用できるように24時間開いているコンビニへ設置を要望したわけですが、そのときはそういったコンビニ設置は考えていないと、そういった答弁でございました。

しかし、やはりこの人命救助の点から、例えば年中シャッターが開く消防団の詰所、これも市内に4カ所あります。消防団の詰所はシャッターはだれでも開けます。ただ、そこから事務所といえますか、中に入るにはかぎがかかっておりますけども、そういった形でいつでも24時間365日対応できるんですけども、そこでちょっと市長にお聞きしたいんですけども、たまたま先ほど14個ということですが、私が提案しております小学校区で、例えば七つのコンビニ、7小学校、もちろんコンビニ設置となりますと色々な交渉で難しい面もあろうかと思いますが、それと消防団詰所が四つ、これは市内にうまいぐあいに等分に配置されております。そこら辺で11個になりますけども、先ほどの14個保育園、これに四百数十万円かけるという。それと今、私が11個どうかと提案させていただきましたが、そこら辺のところ市長の考えはどのような考えを持っておられるかその考えと、またAEDに対する市長の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○林市長

私もAEDの操作を2回受けたことがあります。

そうした中で、かなり難しいといったらあれなんですけれども神経使うなということで、例えば目の前にAED必要な方がおられたときに、私そのAEDを使ってやれる自信はまだはっきりいってないわけでございます。そうした中で、よほどこのAED、今、坂田委員5回ほどやられたということでありますけれども、非常に自分が自信を持つレベルまで到達しないと、なかなかAEDの操作できないなと思いは今、感じております。

そうしたことを踏まえて、今、私ども提案させていただいております保育園ごとにAEDを設置して、さてどういうふうにするか。よほど保育士にAEDを当然ながら周知していただくわけでございます。そうした中で、いざというときに対応していただくわけでございますが、一方、今、坂田委員御指摘というか提案していただきましたこのコンビニとか詰所、24時間対応ができる、そういったことを一般市民の方々に日ごろから周知しておく。いざとなったらここここにありますよと。消防団の詰所であればシャッターが開けるから、例えばお医者さんとかAED使える人はこういうところで持って行って使ってくださいとか、あと、コンビニにおいてもこういうところに置いてありますからAED使える人はいざとなったらこういうところから持って行ってくださいということをPRしてAEDを有効活用した方がいいのか、その辺はまだ私しっかりとした考えを持っていないんですけれども、このAEDの今後の配置のありようとか使い方について、いま一度研究、検討してみたいなというふうに思っております。

○坂田委員

AEDに関しましては、つければそれで安全というものではございません。機械でございます。その機械を使いこなしてこそ、それだけの市の貴重な税金を投資する、そういった意味もあるかと思っておりますので、そこら辺のところ、また十分内部で御検討いただきたいとお願い申し上げます。

次に、予算書の161ページでございますが、右側の真ん中あたり、5目浄苑費、火葬炉等保守点検委託料25万5,000円、これは毎年この25万5,000

円計上されておりますが、この件について御説明いただきたいと思っております。

○市民課長

この火葬炉の保守点検費でございますが、これは御承知のとおり、かなり古い施設なものですから、一番重要な火葬炉を毎年点検をいたしまして、悪い部分についてはブロックを取りかえたりして行っている業務でございます。

○坂田委員

この火葬場については、これまでの議会でたびたび議論されておまして、火葬場、これからの高齢化社会、またそして我々の団塊がそういったところにお世話になるころには、これは知立市にとっても利用頻度今まで以上にこれは上がるかと思っております。そういったときには、この火葬場の問題、知立市民にとって大変重要な問題と考えますが、将来、現在のあの場に火葬場の建設については財政面以上に近隣住民のまずは同意が得られないだろうと考えます。

この件に関しましては、平成15年から豊明市と協議を重ね、豊明市の第4次総合計画の中で主要事業に位置づけられ、今後の進展に期待するところではありますが、これまでいろんな形でこの進捗たびたびお聞きしてもなかなか我々の感触としてもこれは難しいかなと思っておりますが、この2月27日、豊明市とこの件で協議すると過日お聞きしましたが、これは協議されたんでしょうか、その点お聞きかせいただきたい。

○市民課長

この協議につきましては、日にちが2月24日、豊明市の方から市民部長、環境課長、市民課長がこちらの方に来ていただきまして協議をさせていただきました。

ただ、協議は私が市民課長の辞令をいただいてもう2年にいるわけなんですけど、その間この2月24日が6回目の協議です。ただ、協議はしているんですけど、なかなか一步前へ進めない、どうしても踏み出せないというのは、平成16年の6月に当時の永田市長が、豊明市長のところに行きまして、場所を提示して、この場所かどうかと、検討

してくれということでお話をされたそうです。

向こうはそのときは考えますという中で、私もその場所へ行きまして、私は勝手によその市の土地のことですのであれなんですけれども、幸いというか、終末処理場で今使っていない施設用地なんですから、場所的にも周りに人家がないと、面積的にも多分にあるという中で、大変勝手ながら適地ではないかなと自分で思っておりまして、毎回この場所のことを出すんですけども、いや、なかなか難しいよという返事の中で一步前へ進めないという中で、24日にこの場所について、ただ難しいというだけじゃなくて法的にもう少し詰めてみようよ、法的以外にも一番重要なのは隣接位置を持ってみえる市民の方ですので、その辺についてももう少し詰めて検討して、もう少しクリアにしましょうとは言うんですけど、豊明市の方がやはりそこから一步踏み出してその話には乗らないと。

これは何なのかなと思ったところ、私が思うには、知立市はトップから私らのところまで意見は同じだと思うんですよ。とてもじゃないけども知立にはつくれない。豊明市の中でということだと思っておるんですけど、どうしても豊明市の中のトップの方が、そういった認識を持っていただければ担当の方に、もうちょっとここで詰めてみるよという声があれば向こうの職員も踏み出して話ができると思うんですけど、ただ、毎回顔を突き合わせて話をしてもお互いが苦しいだけと、全然そこから進まないという中で、どうしても早い時期に豊明市としての結論といたしましうか、ほんとの方針を一回示してくださいと。それによって私どもは、例えば豊明市の方が、とてもじゃないけど適地がないんだということになれば、いつまでもこんなことしとってもしようがないもんですから、知立市民のためにも今の火葬場の延命を図りながら違う方向へシフトしていかなければならないのかなというのが私はこのように思っております。

以上でございます。

○坂田委員

今の課長の答弁からもわかりますように、なか

なかこの豊明市、また東郷町そこら辺との火葬場に関する話し合いは、恐らく私はぼつになるんじゃないかなと、非常に難しくなるんじゃないかなと予想しております。

そこで林市長にお伺いします。

市長は、平成19年6月議会において、この火葬場の件を取り上げられております。そのときの発言で、安城市の総合斎苑、刈谷市の青山斎苑と近隣市に立派な施設がある。それらの施設を知立市民が利用できるように市がその市と、安城市の市民と同じような金額になるように補助金を設けるそういった制度を導入してはどうかと提言されておられます。私は、この提言も今の課長の答弁から将来の知立市の火葬場を予測した場合に一理あるかなと思っております。

また、例えば万が一この豊明市、東郷町ですか、うまくいったところで知立からは非常に遠隔地になるような豊明の名古屋よりになった場合、私は、それよりも近隣の刈谷、安城そういった施設を利用する方が市民のためになるかと。もちろん知立市で立派な施設をつくるが一番これは理想でございますが、現状の知立市を考えた場合に、これはまず不可能と思います。

そういった点では、そういった点を考慮して林市長は今後のこの豊明市との協議を踏まえた上で、知立市の火葬場の将来についてどのような御所見を持っておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○林市長

この火葬場については、市長に就任させていただいて以来、市長と2回話をさせていただきました。

やはりこの話をしてくれるなどぐらいに結構厳しい感触ですね。なかなかもうちょっと進んでるのかなというイメージであったんですけど、なかなか市長もそうですが、議長もお会いさせていただいたんですけど、厳しいなというのが現実問題です。

これからはどういうふうにやっていくのかなという話ですが、今、課長申し上げましたように、

新たな違いシフトでやっていくのか、また、二つ目として、豊明市というのをターゲットにしながら違う手段を考えていくのかというところです。一つめの違うシフトというのは、やはり今、坂田委員御提案いただいた安城、刈谷の広域の中でその施設を活用させていただくことも一つの手段なのかなという思いもありますし、いろいろなことをこれから考えていかないと、今までどおりのやり方で豊明市何とかつくってくださいということをお願いしても、なかなか難しいなというのが今の実感であります。

そうした中で、やはりあと考えなければいけないのは、あそこの逢妻浄苑を豊明市が使っている歴史的な経過、経緯、あと東郷町が使っている、豊田市も一部使ってくださっているわけございまして、そうしたことの背景もあるわけございまして、そうしたことを踏まえながら、一度本格的、本格的といえは何ですけれども、真剣にいま一度火葬場の問題については考えていかないかなということをおもっております。

○坂田委員

火葬場の件に関しましては、先ほども申しましたように、非常にこれは重要な問題でございます。今たまたま林市長も違うシステムを考えていかなければいけないと述べておられます。そういった点では、やはりいつまでも豊明市ということにこだわらず、もう少し違う視野からこの件はほんとに真剣に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

最後にもう一点お聞きしますけれども、167ページにごみの分別地区集積所整備工事、これは314万円2カ所と聞いておりますが、ちょっと内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長

分別地区集積所の整備工事の関係でございますけれども、内容につきましては、今言われましたように、新設が、新設といいますか、整備につきまして、まず新地町でございます。この新地町につきましては、駅前地区の区画整理等の関係で現在三河線の新月堂があると思うんですけれども、新月

堂の線路の反対側ですね、北側に現在用地があるわけなんですけれども、そういったことでその区画が新月堂が移転をされるというようなことも含めて、その区画がはっきりしたということで、その一部を新地町の集積所ということで整備をしていくというものでございます。

それから、もう一点につきましては、牛田町の北部の公民館前の集積所でございますけれども、ここにつきましては、雨よけの屋根を設置をしていくというものでございます。

それから、もう一点でございますけれども、宝町の宝蔵前の集積所でございますけれども、ここにつきましては区画整理の関係で街路が入るというようなことで、現在ございます宝蔵寺前の集積所の撤去費用ということでございます。

○坂田委員

今3カ所お聞かせいただきましたが、この絵はそれぞれの地区、平成20年度の要望すべてにこたえた上でしょうか。その点お聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長

今、言われました平成20年度に要望があった箇所というふうにおもっております。

○坂田委員

この集積所の件でお聞きしますけれども、私これまで本会議の席でペットボトルやプラごみのリサイクル、分別、そういったことを市民にもっと啓蒙する意味からも、この集積所に何らかのリサイクルの流れ、またそういったその後どういったものになるか、そういったことを市民に知らせるためにも何らかの形で掲示物をすべきでないかと提言させていただきました。去る12月の委員会で、この場でその後どうなっているのかとお聞きしましたが、その後何らかの形で掲示されたと思っておりますが、お聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長

ただいま御指摘の資源の行方というようなことで坂田委員の方から御指摘がありまして、早速各集積所の方に設置をさせていただいたというふうにおもっております。

○坂田委員

12月の委員会で私とその件を取り上げましてその1週間、2週間後、確かに設置していただきました。

私、その設置されたものを見たときに、啞然としました。なぜかといいますと、8月1日の広報の記事をコピーし、それをラミネート加工したものがぶら下がってありました。私、この場に持って来ました。こういったものです。現にこのラミネートの中に雨水が入っちゃって、もう読めたもんじゃないし、非常に汚い。これがぶら下がって。これはまだこの前の12月議会あとだから二、三カ月でこのような状態なんですよ。

私は、こういった広報の記事というものは家庭でじっくり見ながら自分で納得しながら読んで分別の大切さ、そういったものを自分自身が知るそういった記事であって、集積所へこれをぶら下げて、だれが読むと考えているのか。こんな細かい字をですね、まして集積のころは時間もちょっと暗くなっております。これだけ活字ばかりのものをぶら下げたところで、これが分別の啓蒙につながるかと当局は考えておられるのか。私がこの取り上げたのも地元の住民の方から、坂田さん、どういふふうになっておるだろうと。我々一生懸命やっておるけど、実際にしっかりリサイクルは流れておるのかと、そういったことをお聞きし、何とか当局側にこういった提言をさせていただきますと、そういった中、四、五日前だったかな、地元の役員会がありまして、その方から、坂田さん、その後、おれの言った掲示するというのはどうなったんだと聞かれたときに、これが集積所にブサ下がっておりますなんてことは、私は恥ずかしくてよう言いませんでした。議員が取り上げてこの程度のものなのかなと非常に残念に思っておりますけれども、当局はこの設置に関して、部長どのように考えておるのか、お聞かせいただきたい。

○市民部長

確かに12議会で坂田委員からは同じようなお話を、御質問者からはお話をお伺いをさせていただいて、広報の件についてもリサイクルの流れみた

いなものをきちっと市民に知らしたらどうだという御指摘もいただいて、確かに広報の中に載せさせていただいたというふうに思っています。

ただ、まことにちょっと中身はチェックしなかった部分があるかと思うんですが、そのままがコピーされておるとは私自身も確認をしておりますませんでした。そのうちの一部絵の部分少し抜粋して載せるとか、そういう我々の方で少し考えなきゃいかん部分があったんだろうなというふうに思っています。ちょっと見させていただいて、まことにそのまま載せては多分わからんだろうなと私自身もそう思います。こちらの方からもう一度細かいことまでチェックしなきゃいかんなど思いながら、まずこの場を借りておわびを申し上げたいと思いますけども、これ4月からまた新たにごみの分別のことが、皆さん方にも広報できょう16日号ですのでいってると思っていますが、システム的にはリサイクルをこれから推進していくという上では大変重要だろうというふうに思っていますので、改めてまたきょうの委員会の委員からの御指摘を担当の方に伝えていきたいと思っています。まことに申しわけありません。

○坂田委員

確かに広報の記事はこういった形で、非常にこれはいい記事が載っております、非常に市民に分別、プラスチックの包装ごみ、またペットボトルのリサイクルの流れ、これは非常にいい記事が載せてもらえたなと私も喜んでおりますが、まさこれがこのままこういった形になるとは夢にも思っておりませんでした。

そこで今たまたま部長も触れられましたけど、この記事の中のこういった図柄、図柄でいいですよ。こんな活字なんて必要ない。ぱっと見て市民が、こういうふう流れておるだなど。それもそんな金を私はかけよと言っとるわけじゃない。アクリル板にそういった流れをわかりやすくそういったものを掲示してもらえれば私はいいと思っております。

そういった点で、この場で再度要求をお願いしようと思いましたが、今、部長からその答弁をい

いただきましたので、部長も課長も今年度いっぱいかと思いますが、今年度まだありますが、今年度で対応できればなんですが、今年度対応できない場合はしっかりと次年度に申し送りしていただきますように要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石川委員

私も二、三お聞きしたいと思います。

167ページ、ごみについてお尋ねしたいと思います。

まずこの中で、警告ごみ収集運搬委託料378万円あるんですが、これはどういう費用ですか。

○環境課長

この警告ごみにつきましては、月曜日、金曜日、可燃ごみの収集ということで回っておるわけなんですけれども、そういった中で、可燃ごみ以外ですね、収集できないということで警告ごみということでシールを張らせていただいてやってるというものでございます。

○石川委員

要するにレッドカードというやつですね。部長よく言われたレッドカードですね。それはわかるんですが、張ったやつをまた収集して運搬する費用ですか、その点お聞かせください。

○環境課長

それで、可燃ごみの収集日にそういった可燃ごみでないものがある場合には、今言われましたようなレッドシールといいますか、警告ごみということで可燃ごみ以外ということで収集できませんというようなシールを張らせていただいて、それを後日回収を行うという収集の委託料ということでございます。

○石川委員

ということは、後日ですからどれぐらいたってからかわかりませんが、収集していつもらえるわけですか、あのレッドカードが張ってあっても。ちょっと放置されるような場合がありますね。道路なんかだと気づくもんだから片づけたりしますが、例えばマンションの集積所なんかだと、べたべた張ってあってもそのまま置いてあるじゃ

ないですか、いつまでもいつまでも。その点はどうお考えでしょうかね。

○環境課長

こういったごみについては、ほんとに市民の方のモラルといいますか、こういったことがあるかと思いますが。

それで、今言われた警告ごみについては、大体2週間放置といいますか、そこの場に置いて、市民の方は出された方といいますか、そういった方が片づける場合もありますけれども、一応2週間置いておいて、その後、回収をするというものでございます。

○石川委員

2週間たってもまだ置いてると思いますけど、余り粗大ごみとかそういうのは結局持っていかないということなんですかね。特に一般の家庭の可燃ごみというのは道路のところに置いてありますから、そのところにもものすごい大きな粗大ごみは出ないんですが、マンション等になりますともものすごい大きなものが出ていたり、引っ越しのあと、特に今の時期になると大きなものが出てくるんですよ。それは管理者が片づければいいのかということなんですが、なかなかそうもできない。管理者も全然遠くのところにおったりして、だれもやれない。こういうときに確かにレッドカード張ってあって長いことずっと置いてありますよ、同じものをね。これどうなるのかなというようなあれも思ってるんですけど、ここに費用がありますからね、運搬委託料ということですから運搬をされるんだろうと思うんですけどね、そこら辺がどういう基準といたらおかしいですが、どういうところのものだけを運んでいって、ほかのものは運ばないようなことではおかしいかなと思うんですけど、こういう費用が載っているからおっと思って、警告ごみって持っていくんだなというふうには私は感じたんですが、その点は基準があるんですか。例えば2週間程度で持っていくというお話なんですけど、これはモラルの問題等々いろいろあるわけですが、現実にもう出ちゃってるごみというのはなかなかだれが運んでいくのか、どうするんだと

ということがやはり今のところあるかなと思うんですよね。この費用は委託されてるということになれば、例えばここへいつまでもほってありますよと市民が通告すれば取っていただくのかなと、こちら辺はどうですかね。

○環境課長

今、言われますことはわかるわけなんですけれども、ただ、こういったごみをすぐ片づけるということになると、出した方から言わせると、何でも出しておけば片づけるぞと、そういうふうと思われるというふうにはいけないんですけれども、そういった部分もあるのかなというようなことで、一応2週間ということではらせていただいております。

ただ、そういった集積所だとか地域の状況ですね、そういったところで市民の通行の邪魔になるだろかそういったことがあれば2週間ということではなく収集ということにはなると思うんですけれども、できるだけ市民の方にみせしめといいますか、そういったことで考えてやらさせていただきますというのが現状でございます。

○石川委員

非常にレッドカードというのはいいんですが、それで、あとは要望したいんですけど、そういうマンション等々のそういうものところが一番やっぱり残ってると思いますね、見回してね。現実にそんな道路のところではレッドカードを二、三日一つ張ってあるなどというのは見ることありますけど、いつの間になくなってますからね、それは市の方が収集したのかどちらかわかりませんが、それでその管理者等に、いつまでも置いてあるというのはまずいので、何かマンション等になれば管理者絶対ありますからね、管理委託されてる会社とかありますので、ごみは置いてあるぞという、いつも監視員というんですか、あの人はずっと見てますもんね。わかっているはずなんで、その通告といいすかね、片づけなさいよというようなことを言ったらどうでしょうかね。ここで委託されていればその人に言えば持つていくのかということですけど、これでも費用かかっているわけ

すからね、ちょっと通告といいますか、恐らくぐるっと回っておれば、あそこいつまでも置いてあるなというね方々はわかっていると思うんですよね。そういうときには大体そういうマンション等は管理者が委託の会社がありますので、そこへ通告するなりのをやっていた方がいいのかと思うんですけどね。

○環境課長

今、石川委員の言われるように、ごみ減量推進員がそういった集合住宅回らせていただいております、推進員からこの集合住宅がこうだとかあだとかいうことで報告受けておまして、私の方も今言われた集合住宅等の管理人ですね、こういったところへ文書は出させていただきます。

ただ、なかなかそういった管理人といいますか、大家といいますか、動いていただけないというのが現状ですけども、今言われたように、不法のごみというようなことで今後につきましても文書、また電話連絡そういったことでお願いをしていかなきゃいかんのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○石川委員

それじゃあ、ぜひそのようにしていただきたい。いつまでもいつまでも置いてあるのはどうもあまりいいことじゃないと思いますので。

それから、もう一つ次は、食用廃油回収委託料548万4,000円というのね、これは例年ずっとこの金額になってまして、これは私の理解ではシルバーに委託してやっておられるというものでしたよね、これはたしか。

○環境課長

この食用廃油回収の委託料ということにつきましては、家庭から出る食用廃油これを知立市内の保育所と、あと、不燃物処理場で回収をしております。それをシルバーが回収をして、堆肥といいますか肥料を製造して市民の方に配付をするという内容でございます。

○石川委員

今の肥料ですか、堆肥になったやつ需要とい

うんですか、それはもうかなりあるわけですよね。

○環境課長

廃油の方からぼかしという肥料をつくっておるんですけども、平成20年の1月末では673キログラムということで、配付者が1,032人ということになっております。

○石川委員

ある意味でシルバーも使って、それからまた、そうやって市民の方に配布してるところは非常にいいんですが、どうでしょうね、ちょっと考え方ということでね、543万円というお金がかかる。今は非常に財政が厳しいというふうに言っておられる中で、シルバーにずっと預ければなしでいいのか。非常に廃油は今もうひっぱりだこといってはいけませんけども、今ガソリンも下がってきましたけど、高いときはほんとにひっぱりだことで、みんな無料で持っていつてくれるんですよ。そしたら五百四十何万円はあげず済むということにもなる。そういうところの考え方はいかがですかね。担当の方としてシルバー活用してあげないかん。市民の人に配付せないかんということはわかるんですが、こと財源に関して五百四十何万円というお金が1年間に使われると。これ全部無料で持っていつてくれますわ。各保育所にこういうのがありますよ、油が置いてありますよといえは回収車さっと持っていきます。今でもまだそれが続いていると思うんですが、そういうところの考え方はいかがですかね。

私もわからんことないんです。シルバーも使ってあげないかんとかね、市民の方に配付するというのもいいんですが、やはり財源が厳しい、厳しいという中で、500万円というお金は大切なお金かなと思うと、その判断はどうですかね。こころの辺のところ、どういってお考えお持ちでしょうかね。

○市民部長

今、石川委員から財政的な問題で食用廃油の問題が出てきたわけでありますが、もともとこのシルバー人材センターの事業の一つとしてシルバーの人たちが働く場所とかそういうものの確保もありまして、どうせやるならリサイクルができ

るようなシステムをつくらうということで、かなり前から先進的に始めていった事業です。

これは先ほど課長が説明しましたように、回収した廃油におがくずみたいなものをまぜて肥料を作成して、それをまた戻していくということで、全部リサイクルが100%していくようなそういうシステムです。今、石川委員から御提案されましたものについては、てんぷら油を回収して、例えば石油燃料の代替だとか新たな油をつくるということで、また製造過程に回していくというようなそういうやり方だろうというふうに思っております。

これは市場と相当影響力がありまして、市場が高く買えば持っていくことも早く持ってきますが、このような景気が悪くなって市場が要らなくなると、もう廃油要らないよというこういう時代になってくると思います。そういう意味で、この事業についての一定度の総括みたいなものは必要だろうとは思いますが、ただで回収していくかだろうなんだろうということなんですが、環境という立場からしますと、その辺はいま一つお金だけ問題ではない部分があるんじゃないかなということと私自身はこの事業を通じて生きがいということとリサイクルということをこの中で身をもって感じていただくという部分では財政問題とイコールで考えていくのが少し違うのかなというのを私自身は思っております。

以上でございます。

○石川委員

そういうことはよくわかるんですよ。でもやはりね、これからも非常に厳しくなるというときに、それでいいのかなというような思いもするわけです。確かに奉仕の心とか働いていただこうと、生きがいを感じていただこうとかそういうことは非常によくわかるわけですが、はたしてそれでいろいろな議会でも議論されてますが、これだけ厳しい財政になることばかりを前面に出されてほかのことがやれないとなると、これはまたいかかなものかなというところがありますね、その兼ね合わせのところはね。こころの辺のところはどうで

すかね、市長ちょっとまた御見解を聞かせていただければと思います。

○林市長

石川委員の御指摘、御意見もとてもだなという思いがあります。やはりこれからは従来やってきた事業もいま一度総括して、ほんとにこのままでいくべきなのか、いや、ちょっと一定の役割を終えたから、いま一度ストップして見直すべきなのかという、やはり一つ一つを丁寧に見直していくことが必要なのかなという思いを感じております。

そうした中で、この事業、今、部長が答弁させていただきましたように、二つの大きな目的がありますね。環境を啓発するという側面と高齢者の雇用機会創出ということで生きがい活動ですね、その二つの大きな側面があります。それを548万4,000円で費用負担しているわけでございまして、この費用対効果ということをもう予算ついているからこれで粛々ということを計上させていただいて使わせていただくわけでございますけども、いま一度そういったことをこれにかかわらずですね、塵芥処理費だけでも8億6,000万円のお金が予算計上されているわけでございます。すべてのものをできる限り丁寧にいま一度見詰め直すということ、見直すということも必要であろうかと思っております。

以上です。

○石川委員

わかりました。そういうような視点も持っていて、いろいろ施策を実行していただければと、こんなふうに思います。

それから、もう一つ、ごみの件で、ポートアイランドですね、あの件が最近何も聞こえてこないんですが、どうなってしまったかなと思うのは、新しいこの施設が動き出したら焼却灰が出ないんですかね、スラグをつくっちゃうんでしょう、廃融炉を動かせば。そこら辺の所の関係をちょっと説明していただければと思いますが。

○市民部長

今のポートアイランドの件というか、クリーンセンターの件も多分関連だろうというふうに思い

ますので、一括して御説明させていただきます。

この3月29日に竣工式を迎える新しいクリーンセンターであります、それは一応焼却した焼却灰をもう一度1300度ぐらいの熱で溶かして、一部はメタルにし、一部は砂状のスラグにして飛灰といわれると、どうしても何ともならないようなものだけを埋め立てをするということでもあります。

今の現在の焼却灰というのは、すべて衣浦ポートアイランドという碧南市の海岸の向こうにありますが専用の埋立場で埋め立てをしておるんですが、愛知県の経済の良好な状況で本来もう少しもつだろうと思ってたのが、この平成21年度でもって1メートル20センチぐらいかさ上げをいたしましたけど、それでももうすべて埋め終わります。平成22年の3月からは武豊町の3号地のところに愛知県が新たに最終処分場を工事しております設置をするということで、今その工事を進めておるんですが、少しおくれるなんていう情報もありますが、そこへ今度は愛知県内の事業系の産業廃棄物、一般廃棄物すべてを埋めていくということで、おおむね15年ぐらいそこで埋め立てができるだろうという予定になってます。

ですから、今からまた15年後には愛知県内の最終処分場がなくなっていくということで、改めて探していかなきゃいかんわけですが、そうしたときにリサイクルを一層推進していかないと、それこそ可燃ごみについては、ごみの量によって分担金その他が決まってくるので、ますますリサイクルの必要性というのは出てくるのではないかなというふうに思っています。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後4時59分休憩

午後5時09分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

発言の訂正をお願いしたいと思います。

高笠原委員の方から質問ございまして、訪問介

護のことでホームヘルパーが買い物に行くことができますかという問い合わせにつきまして、できないというような回答をさせていただきましたが、担当に調べていただいたところ、できますので、その旨、訂正をよろしく願いいたします。

○石川委員

今、クリーンセンターのことについて御説明いただきました。

それで今はクリーンセンターで出た灰とか、全部そういうふうにもいろいろと再利用するわけですけども、先ほどポートアイランドはこれはいっぱいになっちゃったからだめだということなんですけど、今までこちらの方にあった知立市の灰を運んでましたね、たしかそういう予算書やら見たことがあります、数年前にね。ああいう作業はこれで終わってしまっておるわけですか。知立市の埋立場にあるやつを持っていくという運搬費用というのがありましたよね。だからもう終わっちゃってるんですか、それは。

○環境課長

現在は、クリーンセンターの方からそういった灰を持ち込んでおるといようなことはございません。

○石川委員

それであと、知立の埋立場にありましたね。それは何かこうやって持っていきましたね。あの作業は知立市は終わっちゃったんですか。

○市民部長

平成10年ぐらいだろうと思うんですが、第2燃物処理場の方へ灰をどんどん埋めていたと。新たにポートアイランドができたので、そちらへみんな持っていけということで、実は持っていった実績があることは間違いございません。

ただ、もともとポートアイランドはそういうことについて本来なすべきことではなくて、新たに出るものについてだけは受けるよと、こういうことだったらしいです。私が環境課に変わる前までは、どうもそういったことをやってたようなんですが、ちょっとそれもだめだということで、当然それは先ほど申し上げたように、愛知県の企業の

かなり早く埋め立てが進んできましたので、制限をしていくようなことがあった中でそういうことをさせていただきまし、本来灰である不燃物とか廃棄物を本来の埋め立て以外のところへ仮置きをするような形で置いておくということ自体も不適切な行為でございますので、現在はクリーンセンターで出た灰については、すべてそこから直接ポートアイランドへ運ぶということで、昔あったものを追加して運ぶということは平成12年、平成13年ぐらいでやめております。

○石川委員

ですからあとは、クリーンセンターで出たものはクリーンセンターから持っていっちゃうと。だからあとは、そういういろんな費用が結局は負担金の中に入っちゃうと、そういうことですね。市が単独で運賃をかけたとかそういうことはもうないということですね。わかりました。

それでは、また次のことについて、この八橋の茶室等の件ね、整備費用、これについてお尋ねしたいと思います。予算概要のこれは48ページに載ってますね。八橋かきつばた園の整備事業ということで、事業費6,256万2,000円という形ですが、その内訳として茶室及びトイレの建てかえが4,200万円、これが一番大きいわけですけど、あの茶室というのは、これは建てかえですよ。ほかトイレの建てかえというのと一緒になってますので、ちょっとどちらがどちらの費用だかよくわからないんですけど、中身を教えていただきたいと思います。

○経済課長

概要の方で御案内がしてございます、かきつばた園整備事業でございます。これは知立市が平成19年から平成23年ということで実施しております都市再生整備計画、いわゆるまちづくり交付金を利用して整備を行うものでございます。

この事業におきましては、駅前周辺地区、八橋地区ということで八橋地区を潤いと安らぎある観光周辺のまちづくりということで平成19年から進めさせていただいております。

それで、この概要の26ページにその提案事業と

いうところで項目があげておきまして、平成21年度の行のところの整備を今回行うものでございます。

それで、事業の概要といたしまして、茶室及びトイレの建てかえということで4,200万円ということでございます。これは茶室につきましては、建てかえ、これは昭和45年に燕子庵ということで茶室が建てられております。約40年経過ということで実際住んでいないものですから、かなり老朽化をしておたわけでございます。それと並行して公共施設の耐震という中で、耐震をする中でどうなのかということで比較をしまして、耐震あるいはそういった中との増額、あるいは耐震の方が費用がかかるという中で判断で、今回まちづくり交付金を利用させていただく中で建てかえでございます。

また、トイレの工事でございます。これは八橋の無量寿寺の前というんですか、横にございます観光客が、園の中ではございませんけど来られたときにまず利用するトイレのところでございますが、ここのところの男女別の区分けの中での多目的トイレをこれは設置をしていく工事でございます。

次に、管理委託というものは今、申し上げたものの管理委託281万2,000円でございます。

次に、かきつひめ公園改修ということで、これは八橋の住宅のところにかきつひめ公園というのが現在ございます。そこは公園でございまして、かきつひめの歌の歌碑の像というんですか、碑がございまして、その中の落ちたの松でしたかね、そのものがありまして、その園を改修工事するものでございます。

内容といたしましては、そこに1つトイレを設置することと、あと、あずまやを設置していく中身、あと、園内の散策できる通路的なもの、それを設置するものでございます。

最後に、沿道整備工事、これは次年度予定をするわけでございますが、園内の通路的なことの整備をする工事の設計委託150万円でございます。

以上でございます。

○石川委員

茶室は休館しておるといっていますが、あの茶室というのはね、いろいろ老朽化してほんとに危ないという状況なら別としてもね、これは愛知県知事の桑原さんですか、何かあるんですね。

それで、建てかえればいいということでもないかなと思うんですね。今例えこれはやぼったい話かも知れませんが、東京の中央郵便局でも残しておいたらいいのになという話もあるし、この茶室というのは、ちょうど園が開かれますときには使われますけど、それ以外は余り使われていないんですかね、どれぐらいの頻度があつて使われているんですか、あそこは。

○経済課長

こちらの施設でございますが、観光施設の中の茶室ということでございまして、基本的には観光の時期ですね、そういった時期での茶室を開いております。そういったのが現状でございまして、貸し施設という考え方とはちょっと違った内容でございます。

○石川委員

ということは、ほとんど使ってる期間というのは短いわけでありましてね。それで、今古い形であるので、あそこにあればその風景にはちゃんと合ってるなど、こういうような感じですけど、これは建てかえによってはどんな形のものになるのかわかりませんが、確かに公共施設だからそれは耐震とかいろんな問題が出てくるだろうと思うんですけどね、この茶室というのはどれぐらいの費用がかかるんですかね。トイレの方にお金かかるのかどちらかわからないんですけどね。そこまでどうしても建てかえないかなんかという施設かなとも思われますけども、その点はどうですか。

○経済課長

使用的なものの配分でございますが、ちょっと今ここで建てかえ工事の中身がということはわかりませんが、7割ほどが茶室の方、また3割ほどがトイレの費用の方というふうで御理解をいただきたいと思っております。

あと、建てかえが必要かということでござい

すが、耐震の診断も建築の方でしていただいた後に、やはりまちづくり交付金という国庫補助の中で行うこともございまして、どうしてという根拠づけの当然根拠が必要になってきますので、そういった中で、専門の業者等も入れた中で耐震による建てかえが必要という判断でこのようになっております。

○石川委員

余り茶室、茶室でもめるのは嫌なんですけどね、選挙のときも焦点になっておったようだけど、茶室問題というのは大変なことだけでも、観光のためだけに使われるというだけであれば、それだけのお金を使うべきかどうかということなんですけど、この約7割がということは約3,000万円のお金を使うことがほんとに必要なのかなというふうに思われますがね、まちづくり交付金をもらうとはいいながら、全部もらえるわけじゃないんだから。

それで、こういっちゃいけませんけど古いもの、余りいい建物じゃないかもわかりませんが、昭和45年どんな建物だか私ら専門的じゃないのでわかりませんが、ほんとに使えないという部分になってくれば、例えば周辺の風景にマッチしてると、これがマッチしてるんですよという分ならそれはそれで残しておかなくちゃいけないかなと思もあるんですね。それだけのお金をかけてまでも新しい茶室にせないかんかという部分があるんですけど、やはりそこは変えないかんということなんですかね、私も余り専門的に建物はどうかというのにはわかりませんが、要するに財政が厳しい、厳しいと言ってる中でもね、やはり自分たちの持ち出しがかなりあるということになれば、果たしてほんとにやる必要かなと。もうそのまま残して、もし中へ入っちゃ危ないようなそのままの形で残した方が風景には合ってるんじゃないかなと思いますけどね、そんなところはどんなふうに思われますか。

○経済課長

風景ということでございますが、間取り等から申しますと、ほとんど変わらないことござい

す。水屋と申しますかね、その部分が若干今のものより広くなるということでございます。また、使えるものは使うということで、外構的な石ですかね、そういったものはほとんど今のものを移動する中で使ってます。

また、先ほど言われました桑原前知事の書いた燕子庵という看板ですかね、それはありますので、そのままそれも使ってる予定でございます。

○石川委員

ここはちょっと市長の見解を聞いておきたいと思えますけど、いろいろおかげが出ていて、どんどん大変だということの中で、ほんとに今、建てかえないかんのかという部分もあるかなと思いますよ。これ、余り使うのはいかんということなら戸を閉めておいてまた残しておけばね、景色としてちゃんと見られるもんなんです。無理やり使おうとしなけりゃあ。ほんとにこれがどうにもならん。まあちょっと何かいいあれがあるというならいいんですが、ただ昭和45年に建てて、確かに40年が建ちますけど、まだまだそのままでもいけるかなと思いますけど、大勢の人が入るということに関しては危ないということではあるかなと思いますけど、ちょっと補強したりとかそういうような形で修繕等で済ますことはできないもんですかね。あと、市長の見解もちょっと聞きました方が早い。お願いします。

○林市長

私もね、石川委員と同じような考え持ちまして、これは平成19年度、私、市長になる前からまち交の事業の一つで動いていた話で、私もただいくらかまち交がつくるからといって茶室はという、私もほんとに石川委員と同じように、景色に溶け込んでいる茶室ですからね、あれはあれで私いいなという思いをほんとに感じてまして、ただ一点が、公共施設の耐震化というこの一点なんです。今ずっと公共施設の耐震化済ませてきて、あそこが確かに耐震診断した結果、補強が必要であるというふうに診断されてきて、そうした中で、あそこを補強すると建てかえとどっちがお金かかるかという話の中で、建てかえの方がいいという

診断をさせていただいたんですね。

だったらいっそのことあそこまでなくしちゃって、お金かかるんだったらなくしちゃった方がというそういう選択肢もあったんですけども、そういういろいろな考えはあったんですけども、やはりあそこは知立にとって主要な観光施設であります。そして、4月、5月には確かに燕子庵は非常にお客さんがようけ入るわけでごさいますて、なくすわけにはいかないなという思いがありました。そうした中で、なくさないんだったらやはり公共施設の耐震化というのはずっとこれは進めてきたということで、やむを得ずといったら恐縮なんですけれども、このまち交を使わせていただいて、茶室の建てかえということで計上させていただいてるんですけども、御理解を賜りたいと思っております。

○石川委員

建てかえがいいのか、そのまま残っておる方がいいのかということは非常に問題でしょうけど、それは地元の方等々がそのように結論を出されたんだろうと思いますけども、ちょっとお金がようけかかりますね、実際にはね。もうちょっとほかにも我々やってほしいなと思うこといっぱいあったんですが、そちらの方向へいくとなればそれだけのお金がそちらの方へいってしまうということでもありますので、こういうのはもうちょっとしっかりと見るべきではないかなと思います。

使われる頻度は非常に少ないわけですから、観光的なあれとして、その時期は確かにたくさん人が来ます。逆にいったら、その場所は邪魔になるぐらい通路のときね、ほんとに。これは何だというようなぐらいぶつかっちゃうんですね。お茶を飲んでおられる方はまたそれでいいわけなんですけど、何せ狭い敷地の中ですから、逆になきやない方がといたらまた怒られちゃうかもわかりませんが、そんなような感じのところですからね、それだけのお金をかけて果たしていいのかなという思いもちょっとあります。

それで、そのことをここであれしてもいけませんけど、次に、いろいろ問題なりましたね。去

年は全然花が咲かないということがありました。あの点のことはどうですか、改良の工事等は進んだんでしょうか、お聞かせください、現状を。

○経済課長

昨年のかきつばたのまつり時期、開花時期において、一部の池で開花不良、当委員会の方でも御報告させていただきましたとおり、根腐れ病という中で菌があるという中で、土の入れかえをするということで補正で対応させていただきました、もう現在、株分けの時期前に終了はしております。

ただ、まだ今これから芽が出てくるという時期ではございますが、決定的なことはあれですが、昨年よりはよくという思いで株分け等も保存会の方々が総出でやっていただいた中でございますので、よくなるふうには思っております。

ただ、やはり自然の中の病気ということで、昨年から明治用水の水を入れたということがあるかもしれない、たまたまタイミングがその時期と合ったということで、水の方も一度その菌の関係を調べなくちゃいけないかなとは現在思っています。

と申しますのも、やはり水が入ってくる水道と申しますかね、そういったところのちょっと病気が見られる傾向にありますので、自然の中でございますので何が原因というものもなかなか難しいところがありますので、ちょっとそういったところを今、気がかりに思っているところでして、またこれが広く広がっていくということになると大変なことですし、今後の対策もかなりしなくちゃいけないのかなという思いはございます。

○石川委員

保存会の方ですか、いろいろと骨折りだろうと思います。しかし、今おっしゃったように、自然のことですからね、いいと思っていることがそうでないかもわからんし、いろんなわからんところあると思いますが、去年はかなりがっかりされたお客さんが多くてね、ことしはどうなってるんだという声を現場といいますか、あの場所におると通る方々がよくそういうことを言っておられましてね、余り広い場所でもない、あの部分があ

れだけ欠けてしまうということは非常にその観光のお客さんにとっては、何だこの程度かというようになってしまう。これがほんとに大きな知立の財産ではあるわけなんです、何とか復旧されることを望んでおられないかなと思いますけども、いろいろ地元の方々が一生懸命やっておられるので、それに期待したいと思いますが、現状では株分けが終わって、それで進めて、進めてというか、これから生育してくることを心待ちにするということでしょうかね、そういうことですかね、もう一度答弁いただきます。

○経済課長

時期といたしましては、これから今も出ておる状況も一部芽が出てきておる状況もありますが、先ほどつけ加えて申し上げるべきでしたかもしれませんが、普及センター、いわゆる県のセンターでございますけど、そちらの方で検査をしていただいて、かきつばたではございませんけど、あやめ科植物に効くという根腐れ病の薬剤も確認、聞いて、この薬剤をこの程度散布していったよい薬を聞いておまして、それも購入をして実施をしておりますので、そういった方向でよくなっていくことを願っております。

○水野委員

2点ほどちょっと聞かせていただきたいと思えます。

まずはじめに、予算書の141ページ見ますと、昨年の9月と12月の定例会でも取り上げられました保育園の駐車場確保の予算が計上されていません。逢妻保育園を突破口にして保育園駐車場で苦しんでいるところ予算つけていただければと思ってたんですけど、この逢妻保育園の駐車場の計画はどうなったんですかね、一回その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○子ども課長

保育園の駐車場の問題につきましては、なかなか地域周辺からの交通安全等の問題から整備してほしいという経緯の中で、昨年は知立保育園、それから上重原西保育園、今年度は高根保育園を今、整備し終わりました供用開始しております。

そうした中、逢妻保育園には昨年でも議会の中で委員会の中でもお話が出まして、私どもが地権者の方のお話しをして、保育園近くにいい土地がありましたので、地主にお話しをして、一時借り入るという方向の中で進めていったんですが、最終的にはその土地が800平方メートルぐらいの広大な土地ですので、その一部を保育園用地として借地をお願いをしたいなという方向で進めておったわけですが、その一部ということになると、今度農地転用の関係で、その残りを地権者の方が同じように田んぼをつくる気はないよと。その後、駐車場で貸していくなら一緒にという話があったもんですから、そのように話を進めていったわけですが、耕作者、地権者がそういった業として駐車場として転用することについてはできませんよという話が、そういった農地転用の関係でだめだよという結論に達しました。

そして、そうした中で、地域の団体というんですか、一つのグループ組織というような方からその地域の交通安全というんですか、駐車場として貸してほしいということであればということで、具体的に近くにマンション等がありましたので、そのマンションの組合等にお借りしていただけないかというお話しをしていたところ、それにつきましてはできないというような回答がありましたので、また最終的にそういった経緯の中で地権者の方が家族との最終的相談の中で、この話はちょっと御破算にしたいというお話がありましたので、逢妻保育園につきましては、今現在計画が進んでいないという状況でございます。

○水野委員

今、逢妻保育園の件はわかりました。大変厳しいということで、ただ、これもいつまでも馬場委員の方からも前、話があったように、大変な状況ですので、何とか努力していただいて改善していただきたいなと思います。

それで、そのほかにも知立南保育園の保護者の方々から、やはり園児を送っていく、あるいはお迎えに行くとき、先生かたの駐車場が少しあって、駐車場がないということで、いわゆる道路という

んですかね、農道のようなところで車をとめて送っていったり迎えたりという状況で、確かにこの地域は、谷田町や八ツ田町の保護者の方が多いと思うんです。ただ、そのできた当時はね、まだ家庭にみえて働いてみえなかった保護者の方も多かったかもわかりませんが、今こういう時代で、保護者の方々も働いてみえるという方が多いと思うんです。やっぱりここも早急に駐車場という声が多々あるわけで、南保育園については何か策を持ってみえますでしょうか。

○子ども課長

今、水野委員からお話がありました南保育園、そして、まだ八橋、宝といった保育園についても逢妻も含めてですが、駐車場確保が大変厳しい状況だなということです。

今お話の南保育園につきましては、ここ最近ですが、西側の今、農地になってるところが少し開発の申請が出ました。そうした開発の申請が出た中で、地権者の方から、その土地の少し土地としては広いものですから、保育園の駐車場として一部貸してもいいよというような地権者からお話をいただいていますので、この話は具体的に一度地権者と詰めていきたいなということを思っております。

以上です。

○水野委員

ぜひよろしくをお願いします。やはり保護者の方々が望んでおられますので。

それで、ちょっと市長にお伺いしたいと思うんです。

先ほど馬場委員からも話がありました、南保育園に限らず校舎ですね、園舎といった方がいいんですかね、建てかえということも南保育園含めていろいろあると思うんです。時期がきてると。市長の家のすぐそばに見える来迎寺保育園が非常に立派で、あれを見ちゃうとほかの保育園が余りにも見劣りしてしまうんです。

それで、いろんな意味で保護者に対して支援していただいている、これはよくわかるんですよ。前市長、本多さんもそのように、それから新市長

の林さんもそのようにやってみえるということでよくわかるんですけど、ただ、園児自身は経済的なことはよくわからないですね。建物を見てやっぱり感じるわけですから、教育ですね、平等という観点からなかなか部長や課長答えれないと思うので、さっき馬場委員が聞いてもまだ課長は、3年の間では全然事も進まないといってみえたんですけど、やはり子育て日本一ということ掲げられてますので、園児の気持ちになっていただいて、やはり見劣りが余り激しい、老朽化が激しいところは、すぐさまやはり立ち上げていただきたい、改善していただきたいと思うんですけど、市長どうでしょうか。

○林市長

おっしゃるように保育園の老朽化してるところが結構見えます。そうした中で、議会の中でも再三いろんな方々から御意見があるかと思いますが、保育施設整備基金をつくって、またその中で、保育整備計画ですか、そうしたものをつくって、またその中で保育施設整備基金を積み立てて、そして計画的に保育園の修繕等をしていくというそういう思いがあります。

そうした中で、保育施設整備計画ですね、それについては近いうちにつくってきたいなというふうに思っております。

○水野委員

ぜひ早急に、やはり園児は正直ですので、子供は、ぱっと建物を見て、こっち行きたい、こっち行きたくないって出ちゃうと思いますので、やはり平等という観点からぜひ進めていただきたいと思います。

次に、141ページ、新林保育園リニューアル工事設計委託料312万円を計上されていますが、これについてどのような、これ一部リニューアルという形だと思うんですけど、大体いつぐらいから工事着工されて、どのように直していかれるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○子ども課長

新林のリニューアルにつきましては、平成21年度、来年度実施設計をさせていただいて、翌年平

成22年度にリニューアルをしたいというふうに計画を持っています。

どのようなリニューアルなのかという御質問ですが、あそこも鉄筋です。鉄筋造りですので、まだ先ほど答弁しました、鉄筋造り60年ですかね、もちます。ですけれども、鉄筋のリニューアルということで全面的な改修ということでやっていきたいというふうに思っています。ですので、一時しのぎのリニューアルということではなくて、屋上から外壁、園内の教室というそういったところも含めて、全面的なリニューアル、これは予算との絡みありますが、方向としてはそういう方向でリニューアルしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○水野委員

よくわかりました。ぜひ保護者の方たちが、これから入ってくる保護者の方たち、園児が喜んでいただけるようにしていただきたいと思えます。

次に、市民部長が当初予算の修正でお願いしたいといったプレミアム商品券についてですけど、それについてちょっとお聞かせ願いたいんですね。ここで聞かないと聞くとお聞きにくいので申しわけないんですけど、市内の何店舗ぐらいが参加される予定なんですかね。

○市民部長

先ほども申し上げましたが、一応この委員会ではひとつ皆さん御協議いただいて本来の姿じゃないということだけ御理解いただければありがたいと思えますが、一応大店舗を含んで商工会の方としては250店ぐらいを予定しておるとのことだそうです。

○水野委員

大型店が入るということは、それは市民にとっては何でも大型店に行って買うことができるのでいいかもわからないんですけど、市内の小規模といたらあれですけど、店舗にとっては、そのお客さんが向こうへもっていかれちゃうというふうなぐあいになっちゃうんで、市民の目線に立って消費ということも考えてあれかもわかりませんが、市内の商店街にとってはちょっとメリットが

薄くなっちゃうような気がするんですけど、どうでしょうかね、その辺は。

○市民部長

水野委員おっしゃられるとおり、大店の方を含めると市民の方にとっては都合がいいし、地元の商店街はどうなるだろうと、こういうことなんです。

確かに平成11年度のときにその逆をやりまして、大規模店舗を含まなかったということで、本来売り上げる目的であったものが、少しそれを下回ったという状況もありました。そういう点で、今回地域振興券といいますか、プレミアムの給付金をなるべく市内の人たちで市内で消費をしてもらうということで、そこは大きな店舗になろうが小さいところになろうが、なるべく市内の人たちに商業活動なり活性化に少しでも寄与していただきたいという決定を商工会の方がされたものだろうというふうに思っています。

ただ、おっしゃるとおり、商店街にとっては、ある程度苦渋の選択の部分もあったんじゃないかなということとは想像できます。

○水野委員

ということになりますと、市内の大型店というのはアピタであるとか、ユニーであるとか、そういうところを指しとるとのことですかね。

となると、やはり市民にとってはそこへ行けば全部買ってしまうので便利なのかもわかりませんが、やはりひと工夫、ふた工夫していただいても商工会の方がそれでいいと言われればそうかもわかりませんが、それ期待している商店街の方たち、活性化ということも含めてね、あると思うんですよ。だから、せっかくこうやっていいものをやられるのであれば、地元の商店街に行き渡るようにというふうに部長、考えていただけないでしょうかね。

○市民部長

水野委員おっしゃられることも我々の方もそういうように思いましたし、そこら辺の選択は、私ども市がああしろこうしろということではなかなかないような気がします。ある意味、商店街連合

会、発展会の会長を含めた役員含めて、商工会の幹部団も含めて、そういう今回の大型店も含むという結論を出された背景は、いろんなことがあるかと思っております。

確かに私が思う、水野委員が思われることがたくさんあるかと思いますが、そういう商店街が、かつてのように自分たちの小さな発展会とか地域だけではなくて、市内全体がマーケットなんだと、そういうことを考えながら、なぜ大店舗へ行ってしまうのかと、そういうことも考えていながら市内全域が一つの商店街というような感覚でもってこういう決定をされたんだろうなというのを思いますので、今回が一つ大きな試金石にはなるかと思えますけども、あえて出口を狭めていくことによって商店街に対する評価がマイナスになる部分があるのかなと、その辺を図っていった形で今回のような決定がされたというふうに思っておりますので、その決定は尊重していきたいというふうに思っております。

○高笠原委員

まず、115ページの社会福祉協議会補助金、これは人件費3人分というふうに理解しておりますが、間違っておりましたら聞かせていただきたいと思えます。

今回の補正では887万2,000円が出ておりますね。そうすると、平成20年度の実質が1,807万1,000円となるかなと、こんなふうに思うんですが、その点少しお聞かせいただきたいと思えます。

○福祉課長

平成20年度につきましては3名でございます。それから、平成21年度は4名です。4名になったというのは、今回会長も含めて人件費を出しているということでございます。

額は今年度よりも下がっておりますけれど、これは社会福祉協議会の基金積立金でございます。これの額が現在3億8,500万円、そういった額になっております。いわゆる基金の積み立て限度と定めてあるのが3億5,000万円でございますので、その分超過した分を社協が一部埋めていただくということで今回減っております。

以上です。

○高笠原委員

私も今ね、平成20年度補正されたといえども新年度がまたずっと少ないので、このようになる理由は何なんだろうとそういうことなんです、今、端的に教えていただきましてわかりました。

それで、3億8,500万円の福祉基金の積み立てがある中で限度額というのか、頭打ちというかね、条件が3億5,000万円だから、その差額の分について社会福祉協議会が出すと何かおっしゃいましたけど、そののところをもう少しかみ砕いて教えてください。

○福祉課長

社会福祉協議会は、いわゆる積み立てをして、当時社会福祉協議会ができたときに積立金の果実、いわゆる預金をして利息でもって運用をうまくやっていきたいということで、定款の規約の中にも3億5,000万円を目標として限度額として積み立てるということになっておりましたんですけれど、寄附等いろいろございまして、従来市の方も1,000万円ぐらいは補助金等出しておりまして、限度額がきましたものですからやめて、それからもう寄附等が入りまして、現在3億8,500万円何がしという基金が積み立てできました。

その差の分がちょうど3億5,000万円の差し引き3,500万円ですね、これが超過しておりますもんですから、その分を取り崩して人件費に充てていただいたという予算でございます。

○高笠原委員

社協の方で努力して下さって人件費に充てるとこういうことで、知立市からの補助金額がその分が少なくなったと、こういうふうに解釈してよろしいんですね。市の方にすごく貢献して下さったと。市も以前は補助金出しておりましたけど、寄附や何かも出しておりましたけれども、そういうふうにして下さったということなんですね。わかりました。

同じく、すぐ下の福祉活動専門員設置費補助金というのがあります。それで、これも新年度が171万8,000円ほど少なくなっております。平成21

年度ね、平成20年度と比較いたしますと。

それで、この福祉活動専門員の仕事を一つお聞かせいただくと同時に、減った理由は、例えば事業か何かが減ったのかなというふうに思うんですが、そのところを教えていただきたいと思います。

○福祉課長

専門員の設置につきましては、社会福祉協議会の活動の推進の調査だとか企画、それとPRですね、そういったものを幅広く推進していくという専門の方です。この方は1名でございまして、前からずっとやっております。

その職員がなぜ減ったというと、市の方の算定が以前は平成17年10月1日の国勢調査の人口数に1,000人分の人口数の割合で基準額が決まっております、それに掛けた額が交付税算定額ということになっておりまして、算定額について補助をしてきたということでございまして、平成21年は数値がぐっと下がってきたということで今回減額になったということです。

もちろんこれは社会福祉協議会の方のいわゆる先ほどの基金積み立てのお金から出しているということをお願いしております。

○高笠原委員

この方1名は現在もずっと1名なんですけど、何か資格が必要なんですか。

○福祉課長

資格要件が一つあります。社会福祉主事の任用資格が必要だということで、その者は取っております。

以上です。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後5時59分休憩

午後6時08分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高笠原委員

そちらの方はわかりましたので、ありがとうご

ざいます。

次にいかせていただきます。117ページの敬老祝い金についてであります。

これにつきましては、前のときにこういうふうには決着が着いてると思うんですが、近々検討して当初予算に載せるようにするという決着がしている、こういうふうには理解しておりますけど、どうでしょうか。

○長寿介護課長

敬老祝い金につきましては、担当課としましては予算要求をさせていただきまして、部課長査定段階で削除されてしまいました。それで今回当初予算にはその金額が載っておりませんので、前回お約束をしたことが実行できないような形に現在はなっております。

○高笠原委員

私、今一言言った言葉は前市長ではありましたが、このように答えていただき、担当の方に出してくださいねということで決着が着いてることだと。それで新年度の予算書を見まして、一向に変わってないと、こういうことでありまして、議会の中でも佐藤議員が30万円上がったから、これが何かかなと思ったけれども、80歳以上の方がふえた原因の30万円だと、こういうことで、少しも反映されていないということがあの時点でわかりましたし、今もう一番はっきりしたのは、担当課としては予算要求をしたんだけども約束事は守らなきゃいけないということで予算要求したけれども切られたと、そういう結果ですね。

それで、この問題を最初に出てきた過程には、やはり今、お年寄りの人たちが一生懸命になって、地域の特に老人クラブの人たちが一生懸命になって取り組んでくださっているけれども、高齢化社会にもかかわらず老人クラブに入る人が少ないと。少ないことについては、ふえることの努力はもちろんやらなければいけないけれども、88歳と100歳では、いくら高齢化社会だといっても88歳まで元気であるということは大変なことだから、やはり昔というわけではありません。ずっと以前に戻すとは言いませんが、せめて年齢を下に下げて、

そしてもう少し年齢の切りを細かくして多くの人にたとえわずかでも言葉としては紅白まんじゅう、紅白まんじゅうそのものずばりじゃありませんよ。それがお金で支給されるように拡大をしてくださいと。それが敬老祝い金だというふうでお願いをしたはずです。

それで、知立市と社協が出してくださってるわけですけど、市長、これがどうして切られたのか、私はそこが納得いきません。新予算の中で納得のいかないものが幾つかあります。しかし、その中のこれ一つ、とても大切なことだと思うんですね。市長は、だれでも年を取ったら体は不自由になってくると、福祉に高齢者にとつてと、こういうふうな公約をされて、高齢者や障害者にやさしいまちをつくと、こういうふうについて具体的に取り組んでいくというふうなことを選挙のときに公約されているじゃないですか。そういうことから考えれば、75歳以上、市長のマニフェストを見ますと75歳以上の人たちに後期高齢者に商店街の割引特典、公共施設の利用特典を付加した長寿元気カードを発行すると、こういうようにマニフェストにも書いてあります。

私ね、この長寿元気カードも別に悪いわけではないですけども、お年寄りの人が商店街に出ていろいろなお買い物をするよりも、それも大切ですが、ほんとに皆さんが元気で何でもお買い物に行ければいいです。けどどうじゃない人もいるわけですのでね、75歳以上の方がみんな元気で足も達者とは限りません。お金が一番いいんですよ。お金が一番喜ぶます。どうしてこれ切ったのか、私そこを聞かせていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○林市長

この敬老祝い金については、私、議員のときに、これも本会議で申し上げたんですけども、佐藤議員が、紅白まんじゅうでもとおっしゃられたときに、こういうものを配られるとほんとに喜んでいただけるんだろうなと。あと、高齢者の方々、やはり長生きされる方が知立市において敬われるというんですかね、そうした空気というのは大事か

なという思いはあります。

そうした中で、この高齢者、今、高笠原委員はお金が喜ばれるというふうにおっしゃられました。確かに喜ばれるんですけども、年取というか年金所得でもたくさんもらっている方と、ほんとに少ない方といらっしゃるわけでございまして、例えば88歳でございまして1万円支給されるんですけども、そうした中で、一律1万円という形がほんとにいいものなのか。そうじゃなくお金や所得の少ない人にはこうだ、所得の多い人はこうだというふうにした方がいいのか、さもなくば、ほんとにお金じゃなく違う方がいいのかと、やはりそうしたことを税金を使うわけでございまして費用対効果ということで効果的に敬老の方々を祝わせていただける、そんなことを考えてみたいなということで、一たんこうやって調整させていただいたわけでございます。

あと、先ほど御紹介いただきました元気カードでございます。これは私イメージしているものは、子供たちのはぐみんカードってあるんですけども、はぐみんカードを意識しているわけでございますが、そうした中で、お買い物をする割引だけでなく、例えばミニバスの無料特典ですね、そういつてあと公共施設の割引とかそういったことをやることによって家庭にこもりがちな高齢者の方々を何とか外に出てという形でできないものかなということで元気カードというのを出させていただいています。

話戻るんですけども、ですから敬老祝い金については、効果的な何かやり方がないのかなと、そんな思いでありまして、決してこの敬老祝い金を私、否定するものではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○高笠原委員

市長の気持ち、私よくわかりましたけれども、こういう福祉とかこういうものに費用対効果、コスト論、こういうものは私は持ち込んでほしくないです。市が高齢者に対して敬老を祝うというこの姿勢の問題だと思うんですね。だから、わずかな年金収入の人もいれば、たくさんのお金

を持っていらっしゃる人もそれはいらっしゃると思います、同じ年齢でね。ただこれもこれは、私は5万円、10万円と出さないと言ってるんじゃないんです。今88歳の人が1万円、100歳の人が3万円ですよ。何人いると思うんですか。100歳で3万円ですよ。その人たちがたった2人ですよ、平成19年度ね。88歳で1万円もらう人が100人ちょっとです。今度80歳以上の人がふえたとはいうけれども、別に1万円でなくてもね、これを88歳を85歳とか80歳とかにして金額は5,000円とか3,000円とか下げたとしても知立市がお年寄りの人を敬うという敬老を祝うというこの姿勢の問題ではないかと、こんなふうに思いますけれども、市長そこはどうですか。あくまでも費用対効果、コスト論でこういうものもずばっと切っていっちゃうんですか。そのところを私はとても寂しい気持ちだなと思いますが。

○林市長

申しわけない。費用対効果という言い方がちょっとあれなんですけれども、やはり姿勢が大事だなと私も思っております。

そうした中で、より喜ばれるやり方はないのかなと、そういう意味で申し上げたんですけれども、例えばお金、自分の父親を考えますと、父親は何が喜ぶかなと考えたときにお金以外にも何かあるのかなということがふと思うわけでございまして、そうしたことを踏まえて、お金ではなく何か、お金もいいのかもしれないんですけれども、何かいいものがあれば考えていきたいなんてそんな思いであります。

○高笠原委員

お父さんのお話も出されての今お話を聞かせていただきましたけど、皆さんまだお若いいらっしゃるからどうかしりませんけれども、お年寄りの皆さん、お孫さんなんか訪れたときに、たとえわずかでもお小遣いあげたりして、その孫の喜ぶ顔を見て自分も一緒に喜びを味わってる、そういうこともあるわけですよ。

だから、おまんじゅうを現物を配るのは大変な作業です。実は、私が住んでるここの知立団地の

中では、やはり高齢化率は高い。そして老人クラブに入る人が少ない。入ってくださいますようお願いしても、いや、おれはまだそんな年じゃないと言って断る人もいます。それで、どうやったら住民全員に同じことをやってあげられるのか、そういうことから自己申告ではありますけれども、お赤飯を敬老の日に配ることにしたんです。そうしましたら、敬老会に入っていない、老人クラブに入っていない人たち、ものすごく大勢の人が自己申告でまいりました。個人情報の問題があるから生年月日だとかね、生年月日で確認する以外ありませんので、よかったら教えてくださいといったら、みんな生年月日言われていきます。年も言っていきます。それで、たとえわずかでもお赤飯がいただけたと、この気持ちがありがたいと言われました。

それで、町内がやることはお金配るというわけにはいきませんので、こういうお赤飯という形にはしましたけれども、知立市からお年寄りの人に敬老を祝うという姿勢、その問題を解決するには、やっぱり敬老祝い金これ以外にないと思いますけどね、私は、ぜひこれ復活させていただきたいと思いますが、再度お聞きいたします。

前市長もここまではっきりと言われて、担当もこれは要求をされたものであります。市長の責任にかかってきます。その点を踏まえて御返事いただきたいと思います。

○林市長

高齢者の方々を敬うという気持ちは私も高笠原委員と同じであります。その表現の仕方をどのようにしたらいいかなということでありまして、そうした中で、ある市の自治体でこんなことされてるところありますね。何歳か忘れちゃったんですけれども、ある一定年齢以上になりますとどこかの公共施設を孫と一緒にいくと割引になるというのかな。だから高齢者の方々が孫を連れていくと孫も割引になるのか、ただになるのかですね、そういうようなことで、自然とお孫さんが高齢者を敬うようなそんな仕組みをつくっているところがありまして、高齢者の方々を敬うということをどのようにしたらいいのかな。

例えばこれですと、88歳になれば今1万円いただけるんですけども、例えばぎりぎりのところでもらえない人も出てくるわけでございまして、その辺のこともありますもので、いろいろ効果的なやり方を考えたいなど、そんな思いでありますので、御理解いただきたいなと思います。

○高笠原委員

市長が理解ができれば復活をしていただけると、こういうふうに判断してよろしいですか。

○林市長

何らかの形で高齢者の方を敬うようなそんな仕組みをつくりたいなという思いはあります。

○高笠原委員

ぜひね、これは約束したことでありましてね、市長がかわれば転変地変が起きるぐらいと同じぐらい事が変わっていてもいいのかなというふうにも思いますけれども、それでもやはり市政を担う人は継続していく。それから、ほんとにこれはだめだなというものは皆さんでまた協議すればいいことでありまして、こんなに続いている敬老祝い金の制度を少し変えていただきたいという約束事をほごにされるということは、私はほんとに許せないと思いますので、短い期間の中でぜひ検討して、敬老の日に間に合うような復活の仕方をお願いをしたいと思います、担当の方もそのことを踏まえて市長にも申し入れていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それから、同じくやはり約束事がほごにされたという問題で、脳ドック検診委託料、159ページです。今回の予算見ますと、平成20年度とほとんど変わりがありません。それで、そんなことをしている間に広報の中に挟まってきた書類が、書類といますか、こういうものがありますね。これを見させていただきまして200人と、こういうふうになっております。

そして、もう既に申し込みの日付があります。約10日ですね、4月20日から30日まで、こういうふうで、私たちはこの予算書をいただくまでわからないわけですよね、検診を受ける人数をふやし

ていただくというのをね。これについてどういうふうだったのか、検診人数をふやすというそのところが約束をされてきたはずなのに減らされたところを少しかいつまんで話していただければと思います。

○健康増進課長

質問者の意見ですけれども、昨年の9月議会でこの脳ドックの拡充について御意見をいただきましたので、その場では確かに検討させていただくということで、拡充の約束はしてなかったと思うんですけども、検討させてくださいというお話しをさせていただきます。

医師会とも話をこれについてはささせていただきます、その中には、中には拡大してほしいというお医者さんもありましたけども、先ほどの話ではないんですけども、この脳ドック検診をする効果としていかなものかという御意見もありまして、いろいろ検討させていただきました。

原課の方では多少人数もふやした形では当初あげさせていただいたわけですけれども、全体の予算の関係上、現人数でお願いしたいというところに結果的には落ちついちゃったわけですけれども、私自身としても、今40歳以上で200人、その中には70歳以上の方については自己負担は免除されるという状況の中で、いろいろ考えてみますと、やはり若い方に、40、50の方に働き盛りの方にもし何かあってはいけないというふうに思うわけですし、そういう方が圧倒的に脳ドックが受けられるような体制にはできないものかなと。年を取ってくれば、だれしもが脳の細胞というのが血管というのが末端には詰まってくるという状況もありまして、若い方が受ければこういうところで脳動脈瘤とかですね、そういうのが発見できれば非常に効果があるのではないかなというふうに思いますので、この免除のあり方、対象者のあり方について、今後検討をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○高笠原委員

平成20年度の申込者数は540人でいらっしゃる

ましたね。それで定員が200名で、異常発見はどのぐらいありましたか。

○健康増進課長

平成19年度が474名の応募者で199名が受けておりました、その中で異常者が出たのが全部で、平成20年度は15名です。

○高笠原委員

平成18年度から始まった事業ですよ。それで平成18年度が563名の方が申し込んで定員は99人。それで59名の方が異常発見、平成19年度が今言われたように474名の申し込みがあって、受けた方が199人なんですかね。それで99人。今回は15名と言われましたけれど、何か間違いないんですか。平成18年、平成19年、平成20年といきますと、今まで半分の人が異常発見ですけど、15について。

○健康増進課長

今の15名というのは、要精密検査の対象者でありまして、要観察というのが90名で、全部合わせると105名であります。

○高笠原委員

定員枠をふやしてくださいというその根底には、このことがあったわけですよ。申込書が殺到することはもちろんのことなんですけれども、受けた人の半分以上が要観察や要精密合わせますとこういう数字になると。さっき年齢のことも言われました。

それで、どこの年齢のところが一番要観察、要精密が出てくるのかはまた別ですけども、単純にこの比率からいくと、定員の半分以上の人がこういうふうになる。だから市民の健康を守る、命を守るという点から定員枠をふやしてほしいというふうな要望で、それでそのことには納得していただいたわけだから今回当初要求されたわけでしょう、当初予算に要求されたわけでしょう。だからそこは納得できたことなんですよ。それで、やはりこれ市長査定で切られたと、そういうことなんですよ。

今回の予算編成を見ていくといろんなところでたくさんいろんなものが切られていると。市長が

かわれたということも一つの原因かもしれませんが、それでも、それで、聞くところによりますと、さっきもお話がありましたけれど、医療機関としては今、知立市の場合は富士病院と秋田病院ですかね、それで人数がふえるから、例えばずっと長期にやるんじゃないかと春と秋で分けてこの脳ドックの検診をMRIをやるとかそういうふうにしてやればやれないことはないみたいですし、医療機関としてもそれが収入になるというかな、入ってくるわけですから、どちらの病院も嫌というような態度を示されたようには聞いておりませんが、そこはどうなんですか。

○健康増進課長

どちらの病院も受け入れ態勢は、あと50オーケーで了解はいただいていたわけですけども、先ほど高笠原委員がおっしゃいましたように、半分以上ということですけども、確かに異常という面ではあるわけですけども、要観察、この90名の皆さん方については年を取ってくれば、だれしも細かい細胞については、血管については多少血管が詰まってくるのはよくある話で、これをもってすべてが要観察だから受けてよかったという部分ではないかなというふうに思うんですけども、精密検査の出た方については、脳ドックを受けたかいたったというふうには思いますので、こういうところで40、50の方が見つけられるということは非常に効果があるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○高笠原委員

ほんとにやっぱり40代、50代、一家の柱として働き盛りの人たちが受けていただけると早期に発見して、異常があった場合は防げるということもありますから、一番大切なことですよ、そこはね。

だけでもお年寄りの人に、あなた申し込まないでとは言えないわけで、お年寄りの人が自分の将来の余命は幾つなんてことはわからないわけですから、そうすると90まで生きるかな、100までかなとかね、そういうことを考えながら、それならば少しでも元気でいたい。体は元気なのに頭の方

がおかしくなってもいけないと思って、みんなやっぱり自分の将来のことを心配してこの脳ドック受けるんですよ。他市をちょっと見るとね、市負担がもっと多いところもあります。いろんなやり方はあるかと思うんですけども、この対象者をここの枠を何%だとかそういうことも考えてもいいのではないかなとは思いますが、余り差別することは好きではありません。ただ人数をふやす上ではね、そういうことも考えてもいいかなというふうには思うんですよ。

それで、一番大切なのは受け入れ機関ですよ。ここのところが、いや、もう手いっぱい、うちは受けられませんといって拒否をしているなら別です。そういう声は私自身も聞きませんし、今もそういう回答いただいたし、あと50名、50名なら受け入れオーケーですよということですので、これが200名の定員だけれども300名にはできるわけですよ。こういうものが整っていて、どうしてこれを切られたかというのは、やっぱり市長に聞く以外にないですね。

市長、どうですか。高齢者の先ほどは話でした。今度は市民の健康を守って、命を守るというこの面では安全・安心な公約じゃないですか。

○林市長

脳ドック検診ですね、非常に効果的な結果も出てるわけでございます。早期発見で早期治療ということがやはり大事なことであるというふうに思っております。

そうした中で、これからも効果的にやっていけるように前向きに検討していきたいと思っております。

○高笠原委員

前向きに検討ということですが、今年度は昨年度と一緒に200名なんですけれども、どんなふうにして考えていただけるんでしょう、前向きな検討は。

○佐藤委員長

しばらく休憩します。

午後6時38分休憩

午後6時40分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○林市長

一度ですね、まだまだ私、どういうふうに行ったらいいかというのがまだ知り得てないので、これから検討させていただきたいと思っております。

○高笠原委員

これから検討ということなんです、先ほどから言ってることなんです、今年度例えばまた秋だとかそういうふうにしてやっていただけるというふうで理解していいんですか。それとも来年度だよということなんですか。そこのところをはっきりさせていただきたいなと思います。

○林市長

そういうことも含めて、一度検討をしてみたいと思っております。

○高笠原委員

じゃあ今年度というふうで理解させていただいてよろしいですか。悪ければ悪いと言っていたきたいと思います。

それと、先ほど敬老祝い金の話、私、答えをもらわなかったような気がするんですが、敬老の日までに間に合うように検討して実施してくださいというふうで申し上げましたが、その点はオーケーでよろしいでしょうか。

○清水副市長

今の敬老祝い金の件、これも御質問者趣旨は、ことしの敬老の日といいですか、そこに間に合うようにということでおっしゃられたというふうで理解をしておりますし、また、脳ドックの話も今年度中の補正予算で何とか復活ができないのかという御趣旨だと思いますけれども、脳ドックの方に関しましては、先ほども担当課長が少し中身、どういう対象者の方にどういうふうな形でやっていただくのが一番ベストなのか、その辺を少し検討したいというふうな旨のお話しもさせていただいておりますので、そういったことも含めて、一度脳ドック検診の助成の仕方といいですか、その中

身を少しこちらの方で研究をさせていただいて、それから結論を出していきたいというふうを考えてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、敬老祝い金の件につきましても、本年度はこういう形で予算を計上させていただいて、ぜひこの線をお願いをしたい。過去のお話を私も地域の懇談会、それを受けた本会議でのやりとりも承知をしておりますけれども、今年度につきましては、ぜひこの線をお願いをしたいなど。

なお、その中身につきましては、現在の88歳と100歳、これは県の部分も入っておりますけれども、それ以外の例えば70とか75とかそういったところでの何かお祝いの形をお示しする大変大切なことだというふうには考えておりますので、その辺も本年の敬老の日が少し大変申しわけありませんけれども難しいかなという私自身は今そういう認識でおりますので、しかし、中身については十分検討させていただいて、御質問者、また過去の本会議での議論、そういったものを十分酌み取る中で中身を検討させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○高笠原委員

市長よりもトーンが下がったようなそんな感じがするんですが、敬老祝い金なんかは前市長がしっかりと約束していかれたことですよ。

だから私なんかも、ちょうど敬老の日いろいろな町内に招待されたときにも、市長がこういう約束したから来年待っててねというて皆さんにもう言ってきました。ことしの敬老の日にももらえるかなと思って、年齢の幅が小刻みになるかもしれないし、もっと下がるかもしれないよといって、みんなよかったねといったとき、あのととき敬老会るときにみんなが拍手してくれましてね、皆さんに私うそついたということになりますよね。だけど、私がうそをついたんじゃないなくて、市の方がうそをついた。市長がかわられて新しい市長になられたら、そこのところはもうほごにしちゃうよというそういうことですから、今度そういうふうにして

私、言うわなきやいけませんけど、それでよろしいですか。新市長がだめだと言いましたと、そういうふうで言わせていただいいていいんでしょうか。ぜひちゃんとしてください。

○清水副市長

これは先ほども最終査定のところかどうかという話は、ちょっと私も確認しておりませんので何とも申し上げられません。脳ドックの話も最終的に市長の判断で現状維持にしろという最終的な指示だったのかというふうには先ほども伺ってましたが、ちょっと違うふうにも聞こえてまいりましたので、これは全体の予算の中で担当レベルの部分で少し調整をさせていただいたと。

そういう中で、先ほど担当課長も言っておりましたけれども、ただ単に100人ふやせばこの事業がオーケーなのかというような部分のことも考えながらの中身だというふうに思っておりますので、先ほど申しあげましたように、その脳ドックの検診の助成のあり方、どういった対象の方をするとか、どういった方に免除してぜひ受けていただきたいか、その辺の中身も含めて少し時間をいただきたい、そんなふうを考えております。

それから、敬老祝い金の方ですけども、確かに先ほど申しあげましたように、御質問者もおっしゃいました。過去の本会議の中のやりとりでもそういった今の88、100歳の区切りの以外のところで何かそういったお祝いの形が示されそれが必要じゃないか。それが当時の市長もそんなようなふうで御答弁をされてたというふうにも私も記憶しておりますので、そのことで住民の皆さんにお話をされたということもお聞きして、大変申しわけないなというふうには思っておりますけれども、先ほども申しあげましたように、市長も祝いの仕方ですね、敬老の仕方についても少し時間をいただきたいというようなことも申しあげておりますので、繰り返しになりますけれども、先ほどの御質問者の御趣旨、それから過去の本会議の中身、そういったものは十分酌み取りながら私どもとしてのベストの案を一度また示させていただいて、予算に反映をさせていただきたい。時期は少し時間を

いただきたいということで御理解いただきたいと思いをします。

○高笠原委員

私も議会報告の中で団地の皆さんに全部報告をいたしました。この敬老祝い金のことだけじゃありません。議会ごとでいろいろと報告をさせていただく中で、そういうことも全部文字にも書かせていただきましたし、言葉でもしてきました。

それで、市長が思うことでいろいろとカットされたかもしれないけれども、私は、市長も私たち議員と同じ立場にいらっしゃったわけですよ。それで自分が一生懸命に訴えたことが実現したことは、やはり市民に対して報告もしてみえたと思うんですよ。

今こういうものを二つ、まだほかにもあるかもしれないかもしれませんけれども、こうやって市長査定でカットされたということはね、私、議会をすごく軽視してらっしゃるんじゃないかと、そんなふうと思うんですけども、今、市長という立場になられると議会との約束というものは立場が違って来たわけですけど、議会軽視じゃないかと、こんなふうに私、考えます。

それで前向きな答えかもしれませんが、敬老祝い金については、これはどうしてもやってくださいよ、敬老の日まで。9月です。9月議会には補正間に合わないかもしれないけれども、6月に議会がありますよ。6月補正で復活してください。

脳ドックについてはね、今の対象者のことも考えながらだと思んですが、今年度間に合わないんですか。前向きにやっていくと言われるけれども、また新たにお医者さんとも相談しなければいけない面も出てきますもんね。お医者さんには100名、100名というふうに言ってるわけですからね。でもお医者さんの方はいいですよと言ってるわけですから、そう面倒なことは起きてきません。

議会軽視、これはどういうふうを考えてらっしゃるのか聞かせてください。

○林市長

議会はやはり執行部との両輪でございますので、

議会軽視ということは私も慎まなければいけないと思いをします。

そうした中で、この敬老祝い金でございます。やはり私も老人の方を敬うという気持ちは高笠原委員と同じであるわけでございまして、そうした中で、例えばお金にするにしても幾らがいいのかなとか、あと、佐藤議員おっしゃられたように紅白まんじゅうの方がほんとに喜ばれるのかなとかいろいろな思いがあるわけでございまして、そうしたことも含めて考えてみたいということで、高笠原委員おっしゃられますように、ことしの9月までというのがなかなかそうしたことまでに判断できるかどうかということが今の状況言えないという状況でございます。

○高笠原委員

敬老祝い金155万円ですよ。平成20年度125万円、30万円ふえたといってもこの金額です。これどこをどうやってふやすにしても、そんなに大きな金額じゃない。それなのにそんなに時間をかけないと敬老の日までに間に合わないんですか。もっと大きなところをがばっと切つてあるところもあるじゃないですか。私、これ譲れませんね。ぜひ敬老の日までお願いします。

○佐藤委員長

しばらく休憩とします。

午後6時52分休憩

午後6時53分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険健康部長

当初は先ほど課長が申しあげましたように、平成21年度の当初予算の要求に際しては、年齢的には80歳で5,000円というのを要求させていただいてたんですけども、これは財政とのヒアリングの際に財政的な事情で無理だということで一たんは切られました。

それで、市長査定の段階で私、これは議会との約束事でもあるので何とかお願いできんかということをお願いしました。市長は、先ほど言われた

ように、果たして祝い金がほんとにいいんだろうかということ、それにかわるもの何かないかと。祝い金も含めて一度本年度中に検討しろということと言われて、とりあえず平成21年度の当初予算では敬老金は従来どおりのということでいくということで私も検討させてもらうということで意思統一したわけでありませう。

したがって、本来ですとこの時期でありますので、何らかの結論が出ておらなければいけないんですけども、いろいろ議会も始まったりなんかで今のところまだ結論が出ておりません。それで、あと残すところ2週間ぐらいしかありませんけども、できるだけ早いうちに祝い金の復活も含めて、祝い金がいいのか、果たしてそれにかわる何か行事みたいなものを行った方がいいのかと、そういうことを結論を出しまして、できれば9月の敬老の日に間に合うような格好で予算が必要なものであれば6月の補正でもあげてまいりたい。その前に3月中には何らかの結論を終えたいということで、その市長査定は終わったということでございます。

○高笠原委員

中身が今、部長からいろいろと報告をされました。80歳で5,000円をやったけれども、ヒアリングの中で。何でもかんでも切りなさい、切りなさいと。新しく出るものは切りなさいと、こういう姿勢だったのではないかなと。何かのお金を捻出するためにそういうふうに私はなってきたのではないかなと。こういうささやかなところを少しずつ切っていくというのに、ほんとに情けないなと思いますよ。

それで、この敬老祝い金というのはどうやって配っているんですか。今、平成19年度、88歳、100歳の方、最高齢者の方はあれに載りますからね、広報や何かに載ったりしてますからわかりますけれども、配付の仕方、それはどうやってやってるんですか。

○長寿介護課長

敬老い最近の配付につきましては、100歳の方につきましては市長の方から届けていただいております。

それで、88歳の方につきましては、地区の民生委員の方から配付をいただいております。

○高笠原委員

民生委員が一生懸命になって配ってくださるんですよ。敬老の日は9月ですけど、8月の暑いときね、まだ残暑厳しいぐらいのときからいろいろ名簿をいただいたりして一生懸命になって調べてね、民生委員が一生懸命になって配ってくださるんですよ。それで中にはね、そのいただいたものを受け取って、もう拝むぐらいにありがとう、ありがとうございますとってくださる人がいっぱいいます。民生委員ともつき合いですのでね、そういうことも聞かせていただいております。

それで、80歳からにいたしますと、何人ぐらいいらっしやったんですか、5,000円で要求されたということですが。

○長寿介護課長

対象者の数は354名です。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後6時58分休憩

午後7時09分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高笠原委員

先ほどから皆さんに迷惑かけておりますが、議会での約束事で、市長も約束をしたものをということで、それはいけないというふうにおっしゃってございました。議会軽視慎むべきだと。この言葉が一番重たいんじゃないですか。

それで、先ほど民生委員に配っていただくということもわかり、80歳で5,000円で354名の予算要求をしたけれどもヒアリングでカットされたこと、そういうことですけれども、民生委員にお願いして配るのであるわけですから、私は、ぜひこれは復活していただきたい。

それで、先ほども市長の言葉の中でよく紅白まんじゅうが出てくるんですが、紅白まんじゅうに

こだわっているわけじゃないんで、それは例えばの話ですからね、まんじゅうの一つでもあげたら喜ぶだろうというそういう言葉のとえですから、紅白まんじゅうを頭の中から消してください。

それで、もう何よりもお金が一番いいんです。さっき言われた中で、行事ということも言われました。元気なお年寄りの方もみえるけれども、年の割には体の不自由な方もいらっしゃるね、行事をやってもそう集まってきませんよ。それと地元ではみんな老人会があって、そこの老人会では敬老の日だ何だといってそれぞれ年間行事を組んで老人クラブの会長、そのほかの方々が一生懸命になってそれはやっています。そこにまた市が行事をかぶせるようなことはしないでくださいよ。お金の配付です。それが一番です。

それで、今80歳5,000円で予算切られたといいますけど、従来は80歳からでしたよ。それで平成12年度から愛知県が切ったということで88歳と100歳、こういうふうにしたんですよ。今までの経緯からいくとこういうことがあったんです。それを従来に戻すそのところまで考えてくださんですよ、担当はね。

それで、80歳で5,000円の人が354名だけれど、金額もならして少しずつの分配にしていって、こうやってやっていけば皆さんほんとに喜ぶですよ。元気な方はあれですけどね、元気じゃない方が、お赤飯一つ届けただけで涙流してね、持って来てくださった人のありがたうといって握手して喜ぶというそれですよ。その気持ちですよ。敬老を祝うというその気持ち。行事などをやって年寄りを集めればいいという問題ではなくて、あくまでも敬老祝い金です。

私はね、新年度の予算の中で幾つか切られているのを発見しておりますけれども、皆さんももう知ってるとは思いますが、あれもこれもみんな切られてね、それでこれだけ言っても、まだ9月に敬老の日間に合うようにしますと、こういう回答が出てこないのがほんとに残念でなりません。何でこんなにだめなんですか。もう一度聞かせていただきたいと思ひますし、林市長になっ

たら敬老祝い金の拡大を実施されるはずだったけど、市長査定で切られたと、こういうふうには、報告しなければなりません。それでよろしいですか。最後の言葉ぐらいをお願いします。

○清水副市長

多分また市長の方からお話があるかもしれませんが、とりあえず私の方から、昨年来のこの祝い金の復活といいますか、そういったことについての議論があったということは十分承知しておりますし、それにおいて担当課もそれで検討し、予算化に向けた作業もしたと。結果としてこういうふうになったということですが、そのなった経緯の中には、そういったものをすべてほごにしようというような発想ではなくて、今、御質問者、現金が一番というふうにおっしゃっておりますけれども、別の方法はないかというようなことも検討する中で、今年度見合わせをさせていただいたというような経過があるということもぜひ、なかなか御理解難しいのかもしれませんが、そういった経過があったということは御説明をさせていただきたいと思ひます。

今年度ですね、先ほど御質問者がおっしゃたように、当初の原課の計画の中で、80歳の方に5,000円ということでございますけれども、そういったものがそのままできるのかどうかも含めて、今年度何とか実現できればというふうに私も思ひますので、努力をさせていただきたいというふうに思ひます。

ただ、9月の敬老の日に合わせてということになりますと、6月の議会でそういったことを御審議をお願いすることになるわけですが、通年でいいますと、なかなか6月の補正予算というのはなかったようにも記憶しておりますので、その辺のタイミングはどうかということも少し今、気になるところでございますが、何とか努力をさせていただきたいなど、こんなふうにと考えると、こころでございます。

○高笠原委員

別の方法もあると言われましたけれど、別の方法というのはどういうことなんですか。例えばお

金を配るのに市長ところへみんながもらいにくるだとかそんなようなことなんですか。別の方法もあるからいろいろと言われましたけれどもね、そういうことではないんでしょう。民生委員に頼るんでしょう。

○清水副市長

先ほど聞きますと、いわゆる現金がいいのかどうかということでの検討ということでございます。

○高笠原委員

6月議会の話も出ましたけれども、私は、補正予算組んでくださって、ぜひやっていただきたいと思います。6月議会は補正を余り組まないんだと今言われましたけど、いろんな問題で訂正しなきゃいけないようなことも出てくるんじゃないですか。別にこの敬老祝い金のことだけじゃなくて、皆さん6月議会でこれが補正で出てきたら嫌ですか、どうですか。私、そんなおっしゃる方いらっしゃらないと思います。歓迎してくださるんだろうと私、思いますよ。だから、6月議会でぜひ補正を組んで、9月にお願いします。最低ラインは80歳にしてください。

○清水副市長

先ほどの関連というようなことで私の方から御答弁申し上げますけども、先ほど申し上げましたように、何とか努力をさせていただきたいなというふうに思っております。

○高笠原委員

じゃあ、6月というふうで私は理解させていただきますので、よろしく願いいたします。それが前向きだと思いますので、お願いをいたします。

脳ドックにつきましては、いろいろと準備もありますでしょうし、今現在もうこういうものが出ちゃってるということ自体は、ほんとに許せません。

それで、先ほども坂田委員よりもAEDでしたか、話がありました。それで、やっぱりこういうものは今の敬老祝い金もそうですけど、議案説明会の中で言ってくださいよ。こういうふうで予算こういうふうだったけれども、これはだめだったとかね、ほんの一言でも言ってくださればね、私、

ほんとに優しくていい人たちだなど、こんなふうに思いますけれども、議案説明会のときに約束したことがほごになるようなことは、ぜひ言ってください。それは注文をつけさせていただきますので。

それから、脳ドックね、ぜひふやす方向で検討をしていただきたい。市長に要求してください。お願いします。

あまりに怒って、たくさんあったんですが、質問できなくなって申しわけありません。

119ページのけやきの会の補助金です。平成20年度1億2,262万5,000円、平成21年度の当初が6,500万円ということで、これは日中一時支援施設建設補助金との絡みもあるのかなど、こんなふうにあります。

それで今度、けやきの第二けやきのところでパンだとかクッキーだとか喫茶店もして、今現在でも比較的好評であって、それで見通しは少しは明るいかなど、こんなふうには思っておりますけれども、今の経済状態で材料の仕入れだとかそういうところにもいろいろと響いてきて楽観視できないなど、こんなふうにも思っております。ぜひ、これが今まで以上に販路が広がって、大勢の人に愛されるというか、そういうお店になって、ここがはやって行ってくださったらいいなど、そんなふうにあります。

それで、今のけやきのところで作業所ですけれども、車関係の下請を主にやっておりましたよね。蒲スプリングだとか、三挙発条でしたかね、五つか六つの会社の部品の下請をやっていたわけですよね。それで、盛況だったときは指導員の方大変なんですよ。きょうはやりたくないなという人があっても、その日にちまでに納入しなきゃいけないければ、なだめすかして一生懸命仕事やってもらったりね、きょうは余り仕事の数が無いのに一生懸命やってくださったりね、それはそのときに障害がある方ですから、そのときそのときによって違うと思うんです。

それで、さきの議会の中でもお話があったかと思っておりますけれども、ここの作業所の仕事がどんど

ん減ってきております。ちょっと懇談をいたしましたときから1カ月たちますので、1カ月で大きな変化があったかなと、こんなふうに思っておりますけれども、そのときでさえも仕事の量はピーク時の3分の1に減ってしまったし、この先もちょっと見通しが暗いと、こんなふうにおっしゃってらっしゃって、今、作業状況を説明しましたが、子供というか生徒というか、そういう人たちに精神的に不安が出たりなんかしている状態だと、そういうふうに言われておりました。

それと賃金も月単位から日割と、こういうことでね、能率給でA、B、Cで分けたりとかそういうふうで、大変一生懸命働いても実入りが少ないというふうな状況の中です。

それで、仕事がないわけですね。わずか今あるでしょうけれども、ほんとに仕事量が減って、仕事がないわけです。ここに知立市が何としても援助をしていただきたい。それがお金になるのかね、仕事になるのか、何かの仕事の提案、そういうものになるのか、私は、ぜひ手を差し伸べていただきたいと、こんなふうに思うんですが、そのところのお考え、今後の作業所の状況、そういうものからかんがみて、どのように考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉課長

確かに部品、4カ所の事業所から請け負っております。市内の会社でございます。やはり景気の動向がありまして、売り上げが事実減っております。その分を何とかクッキー、パンもやっておりますし、縫製もやっておりますので、その分をちょっと力を入れて収入を上げております。平成19年度と平成20年度を比較しますと、車の部品は平成19年度は500万円、平成20年度は380万円、これで120万円落ちております。パンとクッキーの方は、平成19年度460万円、平成20年度は610万円と、これはちょっと上がっております。そういったふうで、かかるお金が変わっておりますけれども、努力はしております。

第二けやきの方になってきますけれども、これは本格的にパンとクッキーを販売していくというこ

とですので、従来の部品の関係は少なくなってくるんじゃないかなと。

ただ、第一けやきは事業所がまだ残っておりますから、生活介護の事業もやりますものですから、それとあと、就労移行支援事業という二通りの事業があります。そういった面で、第一けやき作業所の収入は、どちらかという部品とクッキーとパンの応援、まだ機械がありますから、そこら辺でやってくということで、確かに今時点では収入が幾分減ってますけど、何とかやりくりやってるというふうで聞いております。

以上です。

○高笠原委員

今、内容について御披瀝をいただきまして、パン、クッキーの方は徐々に上がってきておりますね。保育園で使ってもらったりだとかいろんな団体のところにもぐり込んで販路を広げています。これがずっともっと広がってくればいいなと願っているんですけども、材料費も高騰してくるでしょうし、こうやって不景気だと食べるところを一番最初に削っていきますよね、みんなはね。だから今以上の何とか発展していってくれたらなというふうに願ってはおります。

それで、第二けやきの方で喫茶店を開いて、そこでもやっていくわけですけど、そこは独立採算制でやるんですか。第二けやきとしてこの第一の方とは別個の独立採算制でやっていくんでしょうか。

○福祉課長

第一けやき作業所と第二けやき作業所は別になります。経営はけやきの会ですから社会福祉法人1カ所ですけど、それぞれの事業所として施設長を配置し、別にやってきます。ただ、同じ法人の中ですから、協力体制はやれるものはやっていくという形になります。

それと、ほかのケアホーム等もございますけれども、これは第一けやき作業所の方の関係で事業をやっていくということで、あくまでも第二けやき作業所は独立でもって行ってくるのが基本的になっております。

○高笠原委員

ありがとうございます。

それで、一番心配するのがね、今の自動車関係の部品でずっとやってきたところが、急に落ち込んできちゃったというところで大変だということなんですね。そこのところに知立市として仕事を見つけないか、こういう仕事があるよというものを何とか見つけ出して協力してあげられないものかと。今、派遣切りだとか期間工切りだとかそういうのがあって、緊急雇用対策だとかいろいろ市がやってくれています。ただこういうところにはそういう手は差し伸べてもらってないわけですよ。やっぱりこの影響を受けて仕事量が減ってきているわけで、何とか仕事が見つかるというか、何かそこに渡してあげられるようなもの、そういうものをぜひやっていただきたいと思うんです。

そうなるとうね、例えばシルバーと仕事の取り合いになっちゃったりだとかいろいろ出てくるかもしれないけど、そこが市が仲裁じゃないですけど、ここの部分を少しくやっつけてやっつけていとかね、例えばの話です。知立市が散歩道をずっとつくってありますよね。そういうところで草取り作業をやる仕事をここのけやきのところに少しお願いをするだとか、何かそういうものを市が仕事を創出してあげるというそれはできないでしょうか。

○福祉課長

直接会社を探したりとかはちょっと難しい面がございますけれど、けやきとよく話し合いをしたり、また、せっかくシルバーもございますものですから、そういった障害者の指導もできんかなと私は思っております。

交流の場も今後計画しておりますし、その中で、シルバーと交流の場、いわゆる生きがいセンターですね、それと同じ建物の中で併設されるということもございますものですから、今後そういったようなことも考えていかないかと思います。

○高笠原委員

副社課長を頼りにしておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。仕事を出すとい

うことは大変ですからね、ですが、ぜひお願いをしたいと思います。

それで、131ページの後期高齢者医療事業費の中の保険事業委託費であります。この委託料というのは何人分ですか。

○国保医療課長

2,900人を予定しております。

○高笠原委員

この事業の中身は、どんなものなんですか。

○国保医療課長

この委託料でございますけども、昨年から後期高齢者医療制度が始まりまして、それで広域連合も一つの保険者といたしまして、医療保険者が特定健診を行うというようになったわけですけども、その中で、後期高齢者医療の保険者としましては努力義務が課せられまして、他の医療保険者は必ずやらなければならないということですけども、後期高齢者医療の保険者は努力義務ということでありまして、保険事業を行うと。

広域連合は非常に小さい組織でありますので、保険事業をやるマンパワーがないということで、市町村が行う国保の特定健診の基本項目について市町村に委託して健診事業を行うという内容のものでございます。

○高笠原委員

それでね、これは後期高齢者ですので、そんなに健診を受ける方は少ないと、そんなふうで見るんですけども、どんなふうに見てらっしゃるのでしょうか。

○国保医療課長

確かに75歳以上の方でございますので、今、後期高齢の被保険者の方が4,700ぐらいおられますですかね、そのうちの半分以上の方が今回受診をされるであろうと。

といいますのも、今年度の後期高齢の健診事業につきましては、当初の国の考えでは、この方たちは特定健診の健診項目というのが生活習慣病に着目した健診項目が多いということで、それを市町村が行ってるわけですけども、それを市町村に委託して同じことをやるということですので、75

歳を過ぎた方ですと結構医療機関にかかって生活習慣病もあるということで、医療機関にかかればその生活習慣病についての医学的な管理が行われているということでありまして、この特定保健指導というのが健診を受けてそのリスクが高い人に対しての保健指導を行うというのが目的でありますので、それと同じようにやるということについては、これはもう既に医療機関で医者の方の管理のもとにおられる方は受診をしなくてもいいということで、積極的には受診を勧めないというような方向であったんですが、平成21年度からは、すべての方に受診をしていただくようにお知らせだけはしてくれということでありますので、4,700ぐらいの方のうち2,900ぐらい、半分以上の方が、結構高齢者の方というのはまじめといいますか、こちらから出したものについては反応がいいといいますか、リアクションがあるものですから、健診票を送れば受診をされるかもしれないということで、それでその方が、もう既に医療機関で受診をされておって、こういったことはやっとならもうやらなくてもいいというふうに判断をされればそれは別ですけども、それでも受診をされたいという方につきましては受診をしていただくようにということで、今回この2,900という数を見込んでおります。

○高笠原委員

いろいろ説明をしていただきまして、ありがとうございます。

それで、特定健診については、たしかペナルティか何かがありましたけれども、それはこれにも関連をしてきますか。

○国保医療課長

後期高齢の健診事業ではなくて、この事業につきましてのペナルティはありません。ただ、努力義務ですので、やればいいといいますか、その後のフォローというのはありませんので、ほかの医療保険者と比べますと、その辺は非常に緩やかというふうになっております。

○高笠原委員

後期高齢のものと違ってね、これはペナルティ

たしか65%か何かありましたけど、それとはまた別だと、そういうことですね。

それで今、国保ですかね、長寿介護課だったかな、65歳以上の人にアンケートをやっておりますよね。それはここの中のものと何ら関係はないですか。

○国保医療課長

介護保険が行います生活機能評価とはこれは別のものですけども、生活機能評価で健診を受ける必要がある方につきましては、その健診はそれで、それからこの健康診査はそれとといいますのも、御本人にとっては非常に負担になるものですから、それが一回でできるようにということで、そういった生活機能評価の健診が必要な方は、この健診とあわせてその生活機能評価の健診を受けていただいて、それぞれが費用負担をし合うということでもありますので、この後期高齢の健康診査の中には介護保険の生活機能評価の分は含まれておりません。

○高笠原委員

わかりましたが、そうすると、今皆さんのところに、65歳以上の方のところにいるアンケートは予防事業とかそういうものに生かしていくと、こういうことなんですか。

○国保医療課長

介護保険の方で役立てていただくためのアンケートでございます。

○高笠原委員

わかりました。ありがとうございます。

それで、141ページ病児病後児保育事業委託料、これについてお聞きしたいんですが、平成20年度593万円ですかね、平成21年度が848万円で随分とふえているわけですが、ここの利用状況とかそういうものについてお聞かせいただきたいと思います。

○子ども課長

病児病後児保育ですが、昨年10月から実施しまして、1月末の利用状況でございますが、人数的にいきますと21人、延べとして日にち利用日数としては28日という利用状況でございます。

○高笠原委員

この延べで28日、21人の利用者というところから換算しての848万円と、こういうことなんでしょうか。10月からですが、短い期間でこれだけですので、平成21年度についてはこれをもとに計算した848万円と、それだけですか。

○子ども課長

今回848万円の予算を計上させていただいたのは、県から3分の2の補助がいただけるということになっておりますので、県の補助金要綱に定められた補助基準額である848万円を委託料ということで予算化させていただきました。

○高笠原委員

それで、ちょっとこの中身をお聞きしたいんですが、21の方がおみえになりましたけど、どんな状況でありましたか、少しお聞かせいただければと思います。

○子ども課長

利用の状況、病名その他については、ちょっと承知しておりません。

○高笠原委員

そんなところも把握されていると知立市としてはいいのではないかなと思いますのでね、今後にぜひお願いをしたいなと思います。

それから、159ページの30代健診委託料、これにつきましてお聞きをしたいと思います。

これは循環器疾患の動向を踏まえて早期に発見していくと。そして運動の生活の改善とかそういうものを目的にしておるものですが、これもこの新しい今年度の日程表を見ますと、何か今までとちょっと違ったような健診のやり方のような気がいたします。やる中身は血压だとか、尿だとか、血液だとか、身体測定とか、それを判定して指導をしていくというそこは変わりはないようですけども、受ける場所がちょっと集団健診にあわせて場所も限定をされる。場所を限定からいくと5回しか受けられないんでしょうかね。そのところをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○健康増進課長

30代健診でありますけども、健診内容としまし

ては平成20年度と内容は変わっておりません。それで、平成20年度の30代健診につきましては、保健センター1カ所で行ってございました。

回数としましては9回行ってございました。1回で呼ぶ人数としましては30名を限度として行ってございましたけども、平成21年度としましては、場所については保健センター、中央公民館、パティオというぐあいに知立市は狭いわけですけども、それぞれの地域で健診はできないものかというところで3カ所にふやしまして、回数としては5回に減りましたけども、1回の人数としましては50人ということで、多少減った形になりますけども、さほど減らないように実施をしていきたいというふうに思っている形をとりました。

以上です。

○高笠原委員

繰り返して申しわけありませんが、前年度は1回で30名、それで9回やったと。今度は5回だけでも1回の定員が50名と、こういうことですね。

それで、これですと時間の予約をしてくださいと。今の予定からいくと、がん検診のときに時間予約をしてやっていくということなんですけど、この30代健診ですから、30歳から39歳までですね、そういう人たちが対象ですので、働き盛りの人、働き盛りというか、みんな働いてらっしゃるとは思うんですが、時間の割り振りとしてはいいんでしょうかね、この方が。こういうふうにされたというのは何か要因があったんですか。

○健康増進課長

今まで平成20年度としましては、昼から12時半を実施してかためて30代の方に来ていただき、実施をしておったわけですけども、平成21年度としましては、ちょっと受付方法を変えまして、今までほかのがん検診とあわせて同じようにやってきたおったわけですけども、がん検診の方が早いもの順というふうで、非常に朝早くからみえられて混雑を一気にしとる状態が続いておりましたので、受付をした順に9時から順番に取っていくという方法に変えました。受付の混雑を防ぐという意味でこういうふうに変えましたので、よろしく御了

承いただきたいというふうに思います。

○高笠原委員

受付方法を変えていったという、その混雑を回避するためというふうに言われました。

それで、知立の健康によれば、受診された方が平成18年度が106人、平成19年度が143人、平成20年度もし出ていればお聞かせいただきたいと思えますし、平成18年度は要観察、要指導、これも脳ドックじゃありませんけども大変多いですね、91人。平成19年度143人受診をして109人、こういう数字が出てるんですが、この点についてはどんなふうなことをお考えになっていらっしゃいますか。

○健康増進課長

平成20年度としましては189名であります。その中で、異常者の方についてはまだちょっと集計を取ってなくて御報告できないのは残念に思うんですけども、今までのこの9回のふやした人数、これ12月末ですので、1月の1回分が抜けておりますので、あと30名加わったとしても220名ぐらいのところにあるものですから、最高いったとして270名、平成20年度としては30名の9回ですから270名になるんですけども、そこまでには達してなかったというところで、平成21年度としては5回の減らして50名ということで250名、今の希望者の中ではやっていけるんじゃないかなということであります。

○高笠原委員

人数としてはね、回数は減ったけれども1回の人数、定員がふえたので270名対250名ですから、人数としてはそんなに減ったという数ではありませんけれども、要観察、要指導についてはまだ出てないと、そういうことなんです。でも予測としては、およそわかるんじゃないですか。およその数。

それと、受診率がすごく年々伸びてきてますよね。平成18年度が106人で平成19年が143人で平成20年度189人ですから、ずっと伸びてきてますね。平成21年度からは5回に分けるわけですから、今までどおり30名で9回で同じ条件でこれだけ人数

ふえているわけですので、数字的にも要観察、要指導も上がってくるのではないかなと、こういうふうに予測しますが、その点は同じでしょうかね。

○健康増進課長

まことに申しわけありません。平成20年度につきましては、まだ要観察、要指導、要医療の人数については把握しておりませんので。

ただ、今、高笠原委員がおっしゃるように、毎年受診者もふえておりますし、その要観察以上の受診者の方もおのずとふえているのではないかなとは予測はできます。

○高笠原委員

ほんとに30代ですから、一番まだ小さい子供も持ってらっしゃる家庭の方だと思いますので、そういう異常が発見されないことを願うわけですけど、でもこの要観察、要指導の数を見ると大変多いんだと、こんなふうに思いますので、ぜひこれは定員は今も270名予測は、予測というか、1回30名ですから、189人の受診ということで約200人と考えてもね、かなり受けるわけですから、この点でも努力していただきたいし、これも脳ドックと一緒にすよね、こういうふうに考えるとね。健診者数もどんどんふえてくる。要観察、要指導、これも受ける人の数に応じて比例してくる。先ほど脳ドックのときには年配の人も受けて要観察、そういうものにもそこにあらわれているんじゃないかというようなニュアンス的なことは言われました。それはわからないわけではありません。だけど、ほんとにこの30歳から39歳までの小さいお子さんもまだいらっしゃるようなこういう人たちの中でも、これだけの要観察あるわけですから、ぜひ定員を下げないでやってほしいし、回数もこれの表から見ますと、まだやれるのではないかなと。この星印のところだけですもんね。そうじゃないところでもやれると、私こういうふうに思いますので、ぜひこの点も改良していただきたいと、こんなふうに思いますが、お答えいただきたいと思います。

○健康増進課長

今の要望に関しては検討をしていきたいという

ふうに思っております。私としては、平成21年度につきましては、今非常にがん検診の方が他市を見ても知立市は非常に低い位置でありますので、がん検診の方は今まで9回のを10回にふやさせていただきますという観点で、いろいろ同時に上げていけばいいわけですが、その辺は財政との絡みもありまして、脳ドックとか30代健診とかはちょっと同じような回数には前年度を上回るような人数にはなりませんでしたが、また今後検討していきたいというふうに思います。

○高笠原委員

ぜひ努力していただきたいと思います。

それで、先ほど来から話がいろんな方から出ております。新林保育園のリニューアル工事設計委託料について、私なりに聞かせていただきたいなと思います。

老朽化に伴う制度のリニューアルということで、屋根の防水だとか外壁だとか内装、また設備改修、こういう大規模改修をやられるわけですが、先ほど来から話がありましたけれども、保育所の施設整備、ここの整備計画、この整備計画の策定は、約束の中では今年度中にどういう提出をすると、そういうお話だったように思いますが、それはどうなんでしょうね。先ほど4回審議会やって、それで市長のところに書類も出してやっていくと、こういうお話でしたけれども、今年度中にこの整備計画を御報告いただくと、こういうふうに思っておりますけれども、そこは違いますか。

○子ども課長

整備計画につきましては、先ほど答弁もさせていただきます。高笠原委員が先ほど申されましたように、当初は今年度末までには報告をさせていただきますという予定で進めてまいりました。

そうした中で、最終的には市長にも整備計画の中身等をもう一度じっくり見ていただき、そういった中で、最終的に整備計画をお出ししていくという方向でなりましたので、もう来年度につきましても審議会の方で最終的な案をお出しし、審議会の中で早い時期にもう一度検証していただいて、早い時期に報告させていただきますというふう

に思っております。よろしく申し上げます。

○高笠原委員

いつぐらいですか、大体予定をしていらっしゃるの。その審議会に諮って、またやったりとったりがあると思いますけれども、いつぐらいを予定されているんですか。

○子ども課長

やはり整備計画、先ほど言いました予算とのセットでいかないと計画ということにはならないと思いますので、この12月末というふうには私としては思っております。

以上でございます。

○高笠原委員

12月末までにこの整備計画が出されると、そういうことですね。

それで、今回の保育所施設整備基金の積み立て、これが今回も削られましたよね。載りませんでしたね。実施計画の中では、この積み立てについては2009年、2010年、2011年でその実施計画のところ保育所施設整備基金積立というものをやるというふうに実施計画に載っております。

しかし、今回これが5,000万円カットされてます。このことは本会議の中でも言われておりますのでわかると思いますけれども、この積み立てのことはどんなふうでやっていかれるんですか。

12月末ぐらいにこの計画が出ると。だけど、この基金の積み立てについては何もやらないと、こういうことですか。両方積んで、そしてまた、早くにやらなきゃいけないところの資金も調達するということですか。

○子ども課長

基金につきましても、その整備計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思ってます。

以上です。

○高笠原委員

ということは、平成21年の後半ぐらいに積んでいくということでもいいんですか。

実施計画ではね、平成21年、2009年ね、平成21年から3年間積み立てをする実施計画に載っているんですよ。ローリングプランに載ってるんです、

3年間のね。それを今回切ったわけですよ、5,000万円をね。

だから、これは整備計画をつくって順次やっていかないといけないというのは今までの議会の中での議論の積み重ねでこうなったわけで、そのことはわかりますけれども、基金についてもこれからも積んでいくのか、2009年の12月にその計画が出るとおっしゃったけれども、その時点から積むのか、また来年度から積んでいくのか、全く積まないのか、そこのところを聞かせてください。

○子ども課長

整備計画につきましては、12月末をめぐりに策定していきたいというふうに思っております。そこの中には、当然先ほど言いましたように、基金の計画もその中に盛り込んでいき、私、今の思いとしては、基金の積み立ては平成22年度からかなというふうに思っております。

○高笠原委員

市長、担当の方、平成22年度から整備基金を積み立てていくという計画でいらっしゃるんですが、市長とはその点は合致していらっしゃるんですか。

○林市長

保育施設整備基金もこれも積んでいかないかなという認識は持っております。

そうした中で、保育施設整備計画の中で位置づけて、平成22年がいいのか、できるだけ早く積みたい思いがあります。そうした中で、検討をしてみたいと思っております。

○高笠原委員

基金を積んでいかないとね、これはたかさんの保育所のリニューアル、移転問題いろいろ出てきますのでね、きちんとやっていただきたい。子育て日本一の公約ですから、ぜひお願いをいたします。

それで、結局は整備計画については1年おくれたと、こういうことになりますね。平成20年度中に計画を出すということだったのが、来年度の12月末をめぐりにということだから、1年おくれたということは認められるわけですね。

○子ども課長

大変申しわけないんですが、1年おくれたということで御理解いただきたいと思います。

○高笠原委員

それで、古いところいろいろありますね。新林保育園の今このリニューアルの問題ですが、先ほども水野委員から出ておりました南保育園、あそこもお隣のところに駐車場貸してもいいよとおっしゃる方が出てきたというふうに聞いておりますけど、移転、新築というこういう形ですか。それとも駐車場だけで南保育園については、あのままですか。どちらでしょう。優先をしてやっていかなきゃいけないような問題かと思うんですが、どうですか。

○子ども課長

当面はお隣の西のところの土地をお借りして、駐車場ということで進めていきたいなというふうに思ってます。

建設の場所につきましては、今の場所が今のところ私ども事務局としては、今の場所が第一候補かなというふうに思ってますが、まだ具体的にどこということとは明確にはしておりません。

以上です。

○高笠原委員

そうすると、地主は駐車場なら貸すけれどもと、建物はだめだよと、そういうところまで話が進んでるんですか。

○子ども課長

地主とは駐車場ということにつきまして、地主の方からそういう話がありましたけれども、それ以上踏み込んだ土地を買収なり借地なりというような具体的な話は地主とは話はまだしておりません。

○高笠原委員

たかさんの保育園が、次から次へとリニューアルやったり耐用年数が過ぎてるものもありますのでやってかなきゃいけないとは思いますが、整備計画の中では、そういう耐用年数だとかそういうものも優先しながら建てかえたりいろいろやっていくと、そういうふうに思うわけですから

も、私、市長が子育て支援センター、先ほども馬場委員からもお話が出ておりましたけれども、南部の方にないので、そういうお話ですけれども、新林保育園をリニューアルを今度しますね。それにあわせて南児童センターに子育て支援センターをつくれば早くできるなど、こんなふうに思うんですけれども、どうですか。

○林市長

今の子育て支援センターについては、計画でいきますと南保育園の増築のときにあわせてというのが今、計画であろうかと思っておりますので、そちらの方を優先すべきかなという思いがあります。

○高笠原委員

そうすると、南保育園の移転新築かな、リニューアルか増築かわかりませんが、そのところでやってくと、こういうことですね。

全小学校区にと、こういうふうに言われておりましたけど、今、皆さんからこうやって子育て支援センターについてこうした方がいい、ああした方がいいというお話が出ておりますけども、市長の基本的な考えとしては、やはり全小学校区にというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

それで、保育園との併設だとか、児童センターと一緒にだとか、そういうお考えは全く持っていないらっしゃらなくて、別のものをやっていくと、そういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい。

○林市長

私は、今、核家族化でなかなか近所に相談できる場所がないという思いの中で、身近なところで相談できる場所があればいいなという話の中で、思いの中で、小学校区に一つということで申し上げております。

そうした中で、必ずしも私は、しっかりとしたセンターというかそういう機能はなくても子育てが気軽に気軽にやれるようなそんな仕組みができればいいのかなという思いがあります。必ずしもいろいろな施設があって、またその施設が保育園か児童館か児童センターかいろいろあるかと思

いますけれども、とにかく自分の思いとしては、気軽に気軽に身近なところで相談ができるような、そんな仕組みができないかなという、そんな思いであります。

○高笠原委員

子育て日本一をうたわれた市長ですので、よく市長言われる中でね、優先順位だとか税金の落ち込みの中でとかいろいろ今までの発言の中で言われておりますけれども、子供たちのためのものは優先していただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それで、167ページの第一不燃物処理場の簡易トイレ29万5,000円、これもこの委員会でたしかお願いをし、そのときに課長からちょっと笑えるお話をいただいて、学校から子供たちが出てくる時にはトイレへ行って、なるべくあそこでは使わないようになっていうね、そんなお話をいただいたところだろうと思うんですが、簡単に結構ですので、どんなふうにしてできていくのか聞かせていただければと思います。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午後8時09分休憩

午後8時17分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

ただいま高笠原委員の方から御質問がございました第一不燃物処理場のトイレの関係ですけれども、この件につきましては、昨年の9月議会の方で御質問ありまして、私が答弁でお恥ずかしい答弁をさせていただいたということで、今回そういった指摘を受けまして、第一不燃物処理場の方に簡易トイレということで設置をさせていただくというものでございます。

これにつきましては、借上げということでございますけれども、一応ポンプ式の簡易の水洗タイプということで手洗いだとか、あと小便器、和式の便器、そういったものがツインということで

ついておるというものでございます。

以上でございます。

○高笠原委員

質問要求に対して一生懸命努力していただいて、ほんとにありがたく思っております。見学者、そういった特に学校の子供たちの見学のときにはトイレがあって助かるなというふうに思うんですが、ポンプ式の水洗トイレという、もうちょっとわかりやすく説明できますか。

○環境課長

これ、当然ですけれども水洗ということで水道との接続をして、それで水を流すということで、あと、そういった流れたものは下にタンクがありまして、それについてはくみ取りをするという格好でございます。

○高笠原委員

そうすると、ここのトイレについては流れたものは一応水洗だけれど、くみ取りになると。今でもそういうところもありますよね、公共下水がいてないところでこういうようなトイレを使っているところというのはあるわけですよね。そういうトイレですね。くみ取りは、そのときの状況を見てくみ取りをしていくと、こういうものなんですか。自然に流れていってかそういうものじゃないんですか。

○環境課長

高速道路や何か今ちょっとお話があったんですけども、僕はイメージがあれですけども、要は、今まではどすんトイレということで下が丸見えということなんですけれども、今回についてはそういったことはないということで、水で流れ落とすというような形式ということでございます。

○高笠原委員

何となくわかりましたので、ありがとうございました。

それで、173ページの農業振興費の特定農地貸付地管理運営委託料、平成20年度も平成21年度も22万7,000円、これはどこの市民農園のことでしょうか。

○経済課長

場所につきましては、来迎寺、八橋の市民農園でございます。

○高笠原委員

知立市の中での市民農園というのは、現在、来迎寺と八橋しかない、こういうふうでよろしいですか。

○経済課長

市民農園といたしましては、それに加え新地にございます。それにつきましては、JA愛知が借り受けをしまして、そちらの方が運営しているものでございます。

ですから、市としては、さきに申し上げました八橋、来迎寺の市民農園でございます。

○高笠原委員

新地については運営についてはJAにお願いをしているので、市がかんでないよということなんですか。一応広く一般的には市民農園というふうにはなっているけれども、運営は違うと、こういうふうな理解でよろしいですか。

○経済課長

はい。質問者のおっしゃるとおりでございます。

○高笠原委員

それで、新地の市民農園、ふれあい農園というんでしょうかね、そこのところの現在の状況というか、今後こういうものについて何か御存じですか。

○経済課長

新地の市民農園につきまして、借受者に対して御案内をしているわけでございますが、所有者、地主におきまして都合上と申しますか、相続の関係で手ばさなければならぬというような状態が、昨年死亡したことにより発生しております。そうした中で、一応この春野菜を植えた後の7月、一部におきましては夏野菜が収穫できるわけでございますが、7月をもって廃止というような御案内を借受者の方に通知を出しております。

○高笠原委員

私もそんなようにちょっと聞かせていただいておりますが、知立市として、この市民農園について今後拡大をしていくという、そういう考えはお

持ちじゃないですか。

○経済課長

現在、八橋と来迎寺に市民農園ということで市の方が行っておるわけですが、新たに農地を市の方で取得して市民農園としての利用していただくということは、農地法の関係上、市が農地を持ってないというようなこともございますので、今後において、今まで行っておりましたJA愛知中央によります借り受けをして御案内をしていく方向ができたというふうに考えてはおります。

○高笠原委員

市が農地のことをやれないので、例えばJAが農地を貸して下さるとするか、例えば個人の方と契約するなり貸して下さってならばできると、こういうことなんですか。

○経済課長

今までがそういった形でございますので、このかわりの土地と申しますかね、そういった形で実施ができたというふうには考えております。

○高笠原委員

市長にお尋ねをいたします。

市民農園、いわゆるこの新地のふれあい農園が7月をもって閉鎖ということで、農業を愛して、土を愛して自然な食料をと。自分の労働もということで続けていきたいけれども、土地がなくて困ってらっしゃる、そういう方から要望書をいただいていると、こういうふうに思いますけれども、市長はどんなお考えをお持ちでしょうか。

今、担当の方がいろいろと言われて、JAからやってもらえればというこういうお話ですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○林市長

やはり農に親しむということは大事な事なかという思いがあります。

そうした中で、市としてやれることは、今、担当課長申しましたように、市が農地を持ってないということで、今、来迎寺も八橋も農業公社が所有しておりまして、そのやつを借りてる。あと、今の新地の場合はJAが持っているものを使わせていただいているということで、今後もやはり今、

担当課長申しあげましたように、JAが見つけた農地と申しますか、JAに御協力いただきながら進めていくことかなという思いであります。

いずれにしても、やはりこういった農地に親しむということは大事な事かなという認識を持っております。

○高笠原委員

考えとしては、ほんとにいいお考え持ってらっしゃるなど、こういうふうに思いますし、担当としてもJAとの接点といいますかね、そういうもので何とか確保できるという何かめどはありますか。

○経済課長

やはり場所、あるいは水田のところを利用ということになろうかと思いますが、また、距離の問題もございます。ですから利用者が利用しやすい範囲内で、また、どうしても水田のところでございますと客土を入れる等々により、かなりの費用がかかるとお考えです。以前の今のこの新地の場合でも、あそこに土を入れて畑にできるようにしたというだけで400万円から500万円の費用がかかっておりますので、なかなか費用のことを考え、また、場所のことを考え、今のところどこが適地というものはございませんが、距離的などところ、そういったところを調べて探していくのが必要かなというふうには思っております。

○高笠原委員

今の新地のところは、ほんとにまちの真ん中というか、そういうところで交通の便もいいわけですし、でもこうやって農業を耕作しようという、農地を耕作して野菜づくりや花づくりをやっているという人にしてみれば、元気な方であれば自分の近くが一番いいかもしれませんが、少々ぐらい遠くても頑張っていけるということもあります。

それで、ぜひ努力していただきたいと思うんですが、今も言われたように、水田の利用、そういうものにしていくと土を入れていかなくちやいけないからお金がかかるんだということですが、もしもそうやってやっていただけるようなそうい

う土地が見つかった場合は、四、五百万円かけてでもやっていただけますか。

○経済課長

今の段階で費用をかけてやるやれないということとはちょっと申し上げられませんが、そういった楽しみであり、農に親しむということで、ぜひ検討を考へてはまいりたいと思います。

○高笠原委員

市長も前向きな考へを持っていらっしゃるようで、ぜひいいところを見つけて市民農園ができるようお願いをしたいと思へて、今後の努力、それを期待するところですので、ぜひお願いをしたいと思へます。

それで、市長にもこうやって要望書も出ていますので、こういった方々の気持ちを踏みにじらないように、ぜひ一緒になって努力していただきたいと思へます。市長も八橋の方の御出身でいらっしゃるから、そういうところにも土地もたくさんあつて、顔も利かれるかなと思へますので、改めてお願いをしますが、ぜひ努力して、こういった方々の気持ちにこたえられるように市民農園、ぜひつくっていただきたいと要望をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号について、挙手により採決します。

議案第17号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがつて、議案第17号 平成21年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

議案第18号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号について、挙手により採決します。

議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがつて、議案第18号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 平成21年度知立市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号について、挙手により採決します。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがつて、議案第21号 平成21年度知立市老人保健特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成21年度知立市介護保険特別会

計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について、挙手により採決します。

議案第22号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、議案第22号 平成21年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

23号について、少し質問をさせていただきたいと思います。

私の認識の中では、後期高齢者、うば捨て山の保険だというふうに言われておりましたが、保険料の軽減対策についてお聞きをしたいと思います。

被用者保険の被扶養者の方は後期高齢者医療の前は保険料負担はありませんでしたよね。それで、この10月から今度保険料負担が激変緩和措置ということで均等割の9割軽減で、平成21年度も、そして平成22年度からもなくなると。本来の保険料に戻っていくと、こういうふうに言われております。

それで、被保険者と同じに今度はなっていくわけですね。それで年金収入80万円以下の低所得者、こういった人は被保険者の何%に当たり何人いらっしゃるのかお聞きをしたいですし、この軽減期間が終了で、ほかの人たちと同じ保険料負担とな

ってくるわけですから、今度急激に保険料が上がると、こういうことになると思うんですが、その点をどんなふうと考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○国保医療課長

まず、年金が80万円以下の均等割の軽減の方でございますけども、今申し上げられません。ちょっと資料持ち合わせておりませんので。申しわけありません。

それから、将来どうなっていくかということですが、とりあえず2年間は保険料率をいじらないということで、平成20年、平成21年はこのままいくであろうと思いますけども、将来的にまだその先の話は広域連合からも話を聞いておりませんが、2年ごとの見直しをするということではあります。老人保健から後期高齢へ変わったときの制度が変わっていくときの過渡期におきまして、非常に保険料負担あるいはそのほかのことで大混乱がありまして、その後、国が少しずつ見直しをしてきて今の制度ができておるわけですが、それから考えますと、それほどの劇的な変化はないのではないかと。余り変化をしてほしくないというのも正直な感想でございます。

○高笠原委員

また何人いらっしゃるのか、何%ぐらいかというのがわかったときで結構ですが、お知らせをしていただきたいなと思います。

それで今も言われましたけれども、何回か手直しがやられて、たしか3回ぐらいあったかなと思うんですが、始まってほんとにやっと1年なるかならないかですね、こんなに3回も手直ししなければならぬ。それで今まだみんなに喜ばれる保険でもないわけですので、この広域高齢者医療保険というのは、私は廃止が一番だと、こんなふうにして前の老人保健に戻っていくのが一番いいと、こんなふうに思いますけれども、今、保険料軽減のお話をさせていただいている中で、私は、この低所得者については保険料は徴収をしないと。そして減免制度を設けるべきだと、こういうふうにしてね、これはただ国民健康保険だとか介護保

険と違って保険主体が知立市じゃないわけですね。私たちの今こうやって議会の中でああだこうだといっても、それが連合の方にはほんとに届かないわけですよ。今、石川委員が委員になって言ってくださっているかもしれませんが、ほんとにあて職的にこうやって運ばれるだけで、それで決まった資料の中で審議をといってもこうやってみなで討論し合うわけじゃないみたいな様子ですので、市民の声だとか議会の声が伝わっていかないわけですね。

だから今も私、保険料が低所得者は保険料を徴収しないで、そして減免制度を設けてほしいというね、こういうのは自治体から県に申し入れていただきたいと思いますし、それと、一つお聞かせいただきたいのは、この後期高齢者への滞納者の資格証明書発行状況わかりましたら聞かせていただきたいと思いますし、これも普通徴収の方がいらっしゃるわけですね。年金に月1万5,000円以下の方ね、こういう人が後期高齢者の制度の中では知立市は何人いらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○国保医療課長

まず、資格証明書でありますけども、後期高齢者の資格証明書の方はおられません。

それから、保険料徴収の特徴と普徴の割合ですけども、特別徴収と普通徴収の方の人数ですが、特別徴収、普通徴収それぞれ人の異動といえますか、1年を通じて同じ方がずっとおられるわけでもありません。途中で75歳になられたり、残念ながらお亡くなりになられたりということで、それから、これは広域で保険料賦課するわけですけども、他広域へ移った場合には、その方は愛知広域の方ではありませんので、愛知広域の保険料のカウントには入っておりませんので、直近の数で申し上げますと、2月の件数が特徴が2,423、それから2月の普通徴収が1,367ということでございます。

○高笠原委員

ありがとうございます。

それで、資格証明書については、いらっしゃら

ないということですが、介護保険は資格証明書は、これ後期高齢者ですけども、資格証明書出てる人はあるわけですか。

○長寿介護課長

ございません。

○高笠原委員

介護保険の方も後期高齢者保険の方も資格証明書は出しているところはないと、こういう理解でよろしいんですか。介護保険はほんとにないですか。

○長寿介護課長

その制度そのものがございませんので、ありません。

○高笠原委員

この後期高齢者も亡くなる方や、また、75歳になったら入ったりする方があって、ほかの保険と違ってすごく異動というかね、数の異動というのがすごくあって大変なんだというのがわかりますが、やはりさっきの介護保険の議論の中でありましたが、やはりさっきの介護保険の議論の中でありましたが、払えない人、そういう人に対しては生保への道筋を一言つけ加えていただければと、こんなふうに思いますし、それと、事務方といたしましても、どこかでいろんな会議があるわけですから、そのときに今、申し上げたように、低所得者からは保険料を徴収しないで減免制度を設けなさいとか、そういうのはぜひ言っていただきたいなと思います。

それと、事務方から言うというのは大変なんだと思うんですけど、各自自治体からね、せめて1名でもこの広域連合の議員、そういう方が出れるようなそういう組織に変えてほしいなと思いますよね。ぜひそういうものも申し入れをしていただきたいなと思いますので、また何かの会議のときに、ぜひ議会でこういう話があったということを申し添えていただきたいなと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○国保医療課長

何かの折に低所得者方の減免、あるいは保険料の徴収をしないようにという申し入れと、それから、各自自治体から連合に議員を必ず一人ずつとい

うことでありますけれども、前段の分につきましては、何かの折にこういった御意見がありましたということは申し上げることはやぶさかではありませんが、ただ、後段の分につきましては、甚だ僭越でありまして、我々が申し上げることかどうかというその辺がはばかれるところがありますので、御意見としては承っておきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について、挙手により採決します。

議案第23号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、議案第23号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について、挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第26号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。したがって、議案第27号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後8時49分休憩

午後8時51分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号 「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正を求める請願書の件を議題といたします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○馬場委員

この請願1号につきまして意見を述べさせていただきます。

日雇い派遣は、労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎることは共通の認識であります。将来への希望を持って

働くことができる社会の実現を目指すことが重要であります。昨年秋以降、製造業の派遣労働者を中心に人員削減の動きが急速に広がってまいりました。そのためにも私ども公明党の強い主張で事業主の雇用維持を支援するための雇用調整助成金制度が大幅に拡充されてきたところであります。

また、正規雇用へ道を開くため受け入れている派遣労働者の派遣先が直接雇用したり内定を取り消された就職先未決定者を正規雇用した場合の特別奨励金の創設されたところであります。

さらに公明党は、雇用調整圧力が集中する派遣労働者の非正規労働者の生活を守るため、派遣先、派遣元の労働者保護の強化、雇用保険のセーフティネット機能の拡充、再就職支援策の充実などに力を入れているところであります。

不安定雇用の解消や派遣労働者の保護を図るために、本国会で日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案が上程されており、活発な議論を見守るとともに、早期成立を望むものであります。

また、労働者派遣法を1999年以前に戻すということは大変難しい問題であるなというふうに認識をしております。したがって、この請願第1号は不採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○石川委員

私は、請願第1号について意見を述べさせていただきます。

1985年労働派遣法が制定され、1999年改正、2003年の改正と制度の規制緩和が行われ続けました。バブル崩壊後、企業は生き残りをかけてデフレスパイラル脱却のために努力してまいりました。余剰設備の廃棄や従業員に対しては希望退職者の募集などで生き残りに努めてきました。

この時期日本では、企業買収が報じられ、グローバル化する中、足腰を鍛えてまいりました。このような状況下で2003年には労働者一人一人が主体的、かつ多様な働き方の選択ができるようにという視点や急激な景気回復などの状況となり、労働者派遣法の改正が行われ、企業は最高の利益を

得るまで回復しました。

ところが、昨年秋の米国発の金融危機の発生により、大変急激な状況で不況に突入しました。そのために生産は半減以下に陥り、そして多くの労働派遣に対する問題点が浮き彫りとなり、社会問題化し、国も今は鋭意法改正に向け努力しているところであります。

また、今春闘におきましても、企業側はベースアップ等の賃上げは難しいが、労働者に対し雇用の安定に努める旨の報道がなされているところであります。労使双方とも雇用環境改善の方向にあり、今は国の法改正の動向を見ていきたいと考えます。したがって、この請願については不採択をいたします。

○水野委員

この労働者派遣法は、確かに問題点もありますが、いわゆる請負業がなくなり、びんはねというものが減少したと思われれます。ですから、この労働者派遣法を抜本的に改正する必要は私はないと思っております。

以上のことから、この請願第1号については不採択をお願いします。

○高笠原委員

私は、この請願第1号については賛成の立場でお願いをしたいと思います。

この世界金融危機に端を発して景気の悪化というものが前提にありまして、派遣切りだとか期間工切り、こういうものがやられてきたわけですが、特に日本国中から元気な愛知だと言われていたこの愛知が、その足もとから崩れるようにこういうふうには派遣切り、期間工切りをやってきたとそういうことで、一番驚いているところであります。3月までに大変多くの方が一斉に切られるんじゃないかということで、この年度末には大変な人たちが失業するんじゃないかと言われております。

特に私は、知立団地に住んでおりますので、外国の人がたくさんおられて、ほとんどの人が仕事を失っております。そういう状況を毎日のように目の当たりにして、本当に派遣切り、期間工切

り、こういうものがどういふものかということ
をひしひしと感じているわけでありませう。

それで、契約の途中で解雇をされるということ
自体もう間違っておりますし、これはもう社会的
な大きな問題であります。

それで、この問題については、私は大企業の社
会的責任というものが大変重く思ふわけですが、
大企業はその点については逃げの一手とい
うことであります。ここにも書いてありますけ
ど、日雇い派遣の原則禁止をする改正案が上程さ
れているといつてはおりますけれども、私は、
1999年の以前の労働者派遣法に戻すべきだと。そ
れで抜本改正をやつてくべきだと、このように思
いますし、臨時的・一時的な業務に限定した派遣
法以前のこういうものにぜひ改正をしていただい
て、今のこの不況の中での労働者確保、こういう
ものにぜひ力を入れていただきたいと、こんなふ
うに思つております。ぜひ皆さんの採択をお願い
するところであります。

○佐藤委員長

それでは、これより採決します。

請願第1号について、採択することに賛成の委
員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、請願第1号について不採択とすることに
賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがつて、請願第1号「非
正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本
改正を求める請願書の件は不採択とすべきものと
決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終
了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につ
きましては、正副委員長に御一任願ひたいと思
ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後8時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証
するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長